

10月13日(火)

出席委員

委員長	あくつ	広王	君
副委員長	湯澤	一貴	君
同	渡部	茂	君
委員	おくの	晋治	君
同	くにば	雄大	君
同	松本	ときひろ	君
同	西村	直子	君
同	小芝	新	君
同	せお	麻里	君
同	松澤	和昌	君
同	のだて	稔史	君
同	横山	由香理	君
同	筒井	ようすけ	君
同	田中	さやか	君
同	吉田	ゆみこ	君
同	新妻	さえ子	君
同	石田	ちひろ	君
同	安藤	たい作	君

委員	高橋	しんじ	君
同	須貝	行宏	君
同	つる	伸一郎	君
同	塚本	よしひろ	君
同	芹澤	裕次郎	君
同	鈴木	博	君
同	木村	けんご	君
同	中塚	亮	君
同	鈴木	ひろ子	君
同	あべ	祐美子	君
同	西本	たか子	君
同	藤原	正則	君
同	こんの	孝子	君
同	たけうち	忍	君
同	若林	ひろき	君
同	鈴木	真澄	君
同	石田	秀男	君
同	大沢	真一	君

欠席委員

大倉 たかひろ 君

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区 長 健 君
濱 野

副 区 長 敏 君
桑 村 正

副 区 長 典 君
和 氣 正

企 画 部 長 明 君
堀 越

企画調整課長
(計画担当課長兼務)
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長 輝 君
品 川 義

総 務 部 長 介 君
榎 本 圭

総 務 課 長 正 君
立 川

保 育 課 長 泰 君
立 木 征

会 計 管 理 者 子 君
中 山 文

教 育 長 豊 君
中 島

教 育 次 長 彦 君
齋 藤 信

庶 務 課 長 勝 君
有 馬

学校施設担当課長
小 林 道 夫 君

学 務 課 長 夫 君
篠 田 英

指 導 課 長 志 君
工 藤 和

教育総合支援センター長
矢 部 洋 一 君

品 川 図 書 館 長 子 君
横 山 莉 美

区 議 会 事 務 局 長 博 君
米 田

○午前10時00分開会

○あくつ委員長 ただいまより、決算特別委員会を開きます。

本日の予定に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、お願いいたします。

○立木保育課長 おはようございます。お時間をありがとうございます。

私からは、区立保育園における新型コロナウイルス感染症についてご報告させていただきます。

10月12日月曜日に、区立保育園に通う園児が新型コロナウイルスに感染したことが確認されました。当該園児は、同居する家族が新型コロナウイルスに感染したことが判明し、その後、10日土曜日に発熱の症状が出たため、同日、PCR検査を受け、12日月曜日に陽性が判明いたしました。当該園児が10月6日火曜日を最後に登園しておらず、濃厚接触者に当たる園児や職員がいないことから、休園は致しません。園では引き続き消毒を徹底するとともに、在園時の保護者に対し、園児の健康観察に注意するよう呼びかけてまいります。

○あくつ委員長 それでは、令和元年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち第7款教育費のみとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の説明を願います。

○中山会計管理者 おはようございます。よろしくお願いいたします。

第7款教育費をご説明申し上げます。決算書の348ページをお願いいたします。

第7款教育費は、予算現額285億9,193万4,000円、支出済額は273億7,264万3,794円で、執行率は95.7%、対前年度比は32億4,289万52円、13.4%の増であります。増の主なものは、学校改築推進経費であります。

1項教育総務費の支出済額は96億4,150万9,522円で、執行率は96.7%であります。1目教育推進費では、教育委員報酬や文化財保存活用、義務教育施設整備基金積立金などを支出いたしました。

次の350ページにまいりまして、中段にございます2目学務費では、校外授業費や就学援助費などを支出いたしました。

次の352ページにまいりまして、下段にございます3目教育指導費では、区固有教員の給与、生徒指導・いじめ防止対策、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、マイスクールの運営などのほか、特別支援学級の運営などを行いました。

続きまして、364ページにまいります。4目図書館費は、資料充実費の支出、地区図書館の運営費などであります。

次の366ページにまいりまして、2項学校教育費の支出済額は177億3,113万4,272円で、執行率は95.2%であります。1目学校管理費では、学校ICT活用、屋内運動場空調設備などの学校環境整備、給食調理業務の代行、児童・生徒の健診のほか、城南小学校、後地小学校、鮫浜小学校の校舎等改築工事などの経費を支出いたしました。

○あくつ委員長 以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在28名の方の通告を頂いております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。芹澤裕次郎委員。

○芹澤委員 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

私からは、367ページ、学校ICT推進経費、あとは351ページ、83運動経費についてお伺いいたします。

その前に、ページが見つからないので、所管がずれるかもしれないので、その場合、またおっしゃっていただきたいと思うのですが、品川区は宮古市と災害時相互援助協定を結んでおりますけれども、宮古市と品川区の児童が交流を持つ2泊3日のツアーをこれまでやってきたと伺っています。来年、いよいよ震災から10年を迎えるということで、ぜひこの事業の学校への広がりというのも求めていきたいと思っています。児童・生徒、大体10組程度が2泊3日で伺って、防災、実際の災害の現場を訪れて様々な勉強をしていく。それで戻ってくるわけですが、学校に戻った後の広がりというのもぜひご検討いただければというのが1点でございます。

引き続き、ICTのところについても伺いいたします。今日この後、ICTの実際の活用、タブレットの活用というのは様々な委員がお話されるのだと思いますけれども、それに関連して、ICT教育というのは今、教育委員会でも非常に勉強されて、研究されていらっしゃると思います。それで、学校の中での活用というのはもちろん非常に伸び代があるところだと思っていますけれども、それ以外の部分で、ぜひ登下校の際にかばんに入れて持ち帰りを原則としたタブレットの活用というのをご検討いただければと思います。内容としては、教育ということで、学校の中で様々使う。それで、家の中で様々な活用をするというのはほかの自治体も考えていらっしゃると思いますが、登下校の際に、これはタブレットですので、アプリが入って、いろいろな活用ができると思うのです。それこそ、教育以外の分野での活用というのが様々あると理解しています。例えば防災であったり、今で言えばCOCOA、コロナの接触確認アプリであったり、GPS機能、まもるっちに近いものが、様々なアプリを活用して、子どもたちの防犯や防災の活用もできると思っていますけれども、タブレットの持ち帰り、ランドセルに入れて持ち帰っていただくというような活用を、以前、教育委員会の皆さんとお話しした際には、「学校の判断で、持ち帰るかどうかは決めます」というお話だったかと理解していますが、そこから何か進展があったのか、まずお聞かせください。

○有馬庶務課長 それでは、冒頭の質問であります、宮古市との交流事業でございます。この事業は、青少年育成活動、親子体験交流事業ということで実施していると捉えております。毎年親子10組20人程度は行っているのではないかとことです。今年度はコロナの関係で行けないという情報を聞いております。代わりにDVDを作成するというような話も聞いておりますので、まず協賛している小学校のPTA連合会では研究発表会もございますので、そういったところでの活用がまずできるかということです。学校への広がりというところは、今後研究してまいりたいと思います。

○工藤指導課長 タブレットの活用での持ち帰りのところでございますが、配備いたしますタブレットにつきましては、携帯電話と同じ通信ということで、学校の中での活用においても、もちろん校内・校外、また家庭においてもインターネットにつながる環境でございますので、現在は家庭での活用も含めて、持ち帰る中で家庭でどのように活用が図れるかというのを含めて、活用を検討しているところでございます。

○芹澤委員 宮古市のほうは、ほかの事業で海外研修といったものもあるかと思います。例えばそういうものは、戻られた際にクラスで発表会を行ったりという広がりがあると理解していますので、防災に関しても、当然予算があつて、数少ない方々、児童、そして保護者が行かれるということですので、そこからの学校への広がりというのはぜひ研究していただければと思います。

それで、タブレットはもう一度確認したいのですが、そうすると、持ち帰りが前提になるということ

でよろしいのでしょうか。それとも、まだ学校での判断もしくは保護者の判断で、それぞれ持ち帰っていただければというような方向性なののでしょうか。

○工藤指導課長 タブレットにつきましては、持ち帰りが前提でということで検討を進めているところでございます。

○芹澤委員 今お話しいただいたように、タブレットを持ち帰っていただければ、登下校の際、塾に行っている間も様々な活用ができると思いますので、教育委員会だけではなくて様々な所管で、子どもが常に身につけるといいですか、肌に触れてというか、ランドセルに入れて身につけたタブレットの活用というのは、教育の現場だけではなくて、いろいろなアプリを入れる中で活用をご検討いただければと思います。

続けて83運動についてお伺いいたします。83運動については、予算特別委員会の中で何度か提案をさせていただきました。またコロナ禍ということでありますので、大きな進捗というのはないのかと理解していますが、83運動で今年度進んだということが何かあればお聞かせください。

○有馬庶務課長 83運動でございますが、今年の夏に83運動推進委員会の方と2度ほどお会いして、今後の取組みについてどういうふうに進めていこうかというような話合いの場を持たせていただきました。

1つは、これまでの活動からして、もう少ししてこ入れするためには、新たなポスターみたいなものを作っていくというのも1つの案かというような話も出たりしましたが、最終的には、今年度についての、まずベストを作ろうと予算化していたものについては合意しました。それから、今、コロナ禍ということがございまして、一番目立つマスクに何か83運動の目印をつけていったらいいのではないかとということで、今、83運動推進委員会では、マスクに貼るシールを作成するというので、まずこれで周知を図っていこうということでございます。

いろいろとご提案も頂きました。83運動の日を設定するとか、83運動の週間というのは、83運動が、8月3日が夏休みであるということや、いきなり週間を設定するのは難しいということで、冒頭申し上げましたけれど、ポスターということの話が出ましたが、まずはもう少し細かくPTAに周知できるようなチラシを作ろうということで、その原案を今、推進委員会で作っているということです。そういった意味で一歩前に進んでいるというような状況でございます。

○芹澤委員 今、チラシを作って配布される、あと様々なグッズを作成されるということでお話を頂きました。予算特別委員会でも少し話しましたが、事業評価が、教育委員会の事業の中で唯一、Cの部分なので、これから伸び代があるというような、意義も大きいというようなお話がありました。特にまたコロナの中で、不審者情報などがどんどん相次ぐ中で、非常に83運動の事業というのが、さらに大きな意義を持っていくと理解しています。予算特別委員会の中での答弁を見直してみると、庶務課長から、グッズをこれまでも作ってきたけれども、グッズを配って、それである意味終わりというような流れがこれまであった。それを少しずつ改善していきたいというような発言があって、今、チラシをお配りされるということです。これまでのPTAに対しての周知とは、また、より1つギアを上げて周知されるというような理解でよろしいのでしょうか。

○有馬庶務課長 今までは83運動推進委員会から、啓発グッズでこんなものを作ってほしいというようなことで、それに対応して、ではそうしましょうということで、それをお配りしていたというような形での、本当の側面支援という形でしたけれども、一歩踏み込んで、いろいろなことをもっとやっていきたいと思いますという話し合いの場を今回も持ちましたし、その中で、例えば話に出ていた、ポスター

を作ったら公有車に貼って、それでパトロールに行くといった形でも広げられるのではないかなど、いろいろな案が出ています。あるいは、「子どもたちにポスターを描いてもらうというのも1つの方法だね」など、まだなかなか具体化はしませんが、そんな案が出ていますので、何かできることを進めていきたいと考えているところでございます。

○芹澤委員 運動に参加する人数をどんどん増やしていくというのは、なかなか難しいことなのかとも思うのですが、特に83運動というのは、非常に大きな負担をかけるようなものでもなくて、非常に分かりやすく意義のあるものだと思いますので、ぜひ引き続き、これは積極的に取り組んでいただければと思います。

最後にこれは総論的な話になりますが、今、コロナの中で、子どもたち、あとは教員の方々、保護者も含めて、非常に多くのストレスというか、日常にないストレスを今、感じていらっしゃるかと思うのですが、例えば何か予算をつけて、例えば6年生の行事も含めて、積極的にストレスの解消というものに教育委員会で取り組んでいただければと思います。何かあればご意見をお聞かせください。

○有馬庶務課長 コロナ禍でいろいろと行事ができなかったところもありますので、一応、心のケアではないですけど、何か思い出づくりということに取り組んでいこうということで考えているところでございます。

○あくつ委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは、367ページ、学校ICT活用経費、369ページ、学校システム運営費について伺います。

私自体、教育ICTが詳しく分からないので、確認しながらの質問になることをお許してください。2018年4月より、情報活用能力の育成やプログラミング教育の必修化が盛り込まれた新学習指導要領への移行措置が始まりました。教育のICT化に向けた環境整備5か年計画が策定されて、2018年から2022年までに、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられるとありました。新学習指導要領においては、総則の中で、情報活用能力が、「学習の基礎となる資質・能力」と位置づけられ、また「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」と明記されております。これにより、全ての教育機関と教師が、子どもの情報活用能力の育成に取り組まなければならない、そのためのICT環境整備は必須となりました。そこで、品川区におけるICT環境整備は現在どのように進んでいるのかと、先進校で全員配布しているタブレットが壊れてしまった場合の補償などがどのようなになっているのか教えてください。

○篠田学務課長 ICTに関する整備状況についてのお尋ねでございます。

現在、品川区の学校におきましては、ICTの推進校ということで、10校の学校におきまして、ただいま委員からもお話があったとおり、全てのお子さん方にタブレットを今、配布しているという状況でございます。また、その他の学校につきましては、いわゆるパソコン教室用ということで、各学校に40台ずつのタブレットを配置しまして、それぞれ今、各学校内に無線LANの整備が済みしましたので、校内LANを使った環境で学習をしていただけるという状況でございます。

また、機械が壊れてしまった場合でございますけれども、区から貸与している機械でございますので、例えば壊れてしまったということでお預かりして、その間、代替機をお渡ししてお使いいただくというような形で対応しているところでございます。

○松澤委員 代替機を渡すことは、壊した家庭が負担するということはないということでよろしいで

しょうか。

○篠田学務課長　例えば故意で、明らかにいたずらをして壊してしまったなどということがなければ、そういった確認が取れなければ、基本的には公費で全て対応しているところでございます。

○松澤委員　ただいま、無線LANを全て配置という話がありましたけれども、国が目指しているのは、教科指導における教育用のコンピュータ導入というのがあります。そこでお聞きしたいのが、パソコンを導入する学校もある中、タブレットを品川区が選んだ理由と、タブレットにはセルラーモデルとWi-Fiモデルというのがあります。簡単に説明しますと、セルラーモデルは、国内ならほぼどこでもインターネットにつながります。デメリットとしては、Wi-Fiよりも高い。通信料、交信料がかさんでしまう。逆にWi-Fiモデルはメリットとして、Wi-Fiの環境があれば無料で使用が可能。安く購入できます。デメリットとしては、環境がなければ接続できないとなります。

そこでお聞きいたします。品川区がLTE、セルラーモデルを選んだ理由、それとタブレットにした理由。パソコンという状況がありますけれど、タブレットを選んだ理由。この2点をお願いします。

○篠田学務課長　今回のいわゆるGIGAスクールの関係で、今年度中に全てのお子さん方に新たにタブレットを配付するという形で現在取り組んでおりますけれども、こちらでLTEを今回選ばせていただきました。これは、先ほどもお話が出ておりましたけれども、いわゆる持ち帰りということで、家庭でも学習できるということを、1つは大きな主眼としてございます。Wi-Fiモデルですと、ご家庭にその環境がないとつながらないということになりますけれども、委員からお話があったとおり、LTEのモデルであれば、家庭に持ち帰っても、ほぼどこでもつながるということがございます。ただ、回線をずっと使ってしまうと、使用料の関係がございまして、学校の中では、現在配備してある無線LANを活用した形で、Wi-Fiでつなぐような形の、いわゆるハイブリッドの構成を考えているところでございます。

また、タブレットを選んだ理由でございまして、パソコン等ですと、1年生等小さいお子さん方ですと、取扱いの関係で、やはりタブレットのほうがなじみやすいだろうということで、またこれから先の時代を考えたときに、技能的な部分を習得するにも一番やりやすい部分ではあるだろうということで選んだところでございます。

○松澤委員　分かりました。学校では無線LAN、家ではLTE。LTEが悪いなどではないのですけれども、セルラーモデルと比べてWi-Fiモデルというのは、たしかお調べしたところ、2万円ぐらい安いのです。それで、Wi-Fiがない家庭には、要はLTEモデルを配布するなど、そういうのは教育委員会が行った調査で分かるかと思いました。また、品川区の図書館はSHINAGAWA FREE Wi-Fiが使用可能です。こういった図書館でのWi-Fiの活用などを私は考えましたが、話し合いの協議の場でどのような議論がされたのかというのが1点。そして、家庭でのインターネット環境についてのアンケートの結果が分かりましたらお願いいたします。

○篠田学務課長　1つは、今回、導入に当たりましては、国がGIGAスクール構想ということでかなり強力に推し進めているということがございまして、私どもが一般に契約するものよりも、学校といったものに使う場合にはかなり安くするよというところを、事業者の方に働きかけがあったと聞いております。したがって、今回の契約におきましても、一般的な使用料から考えると、かなり割安な回線の使用料となってきたところでございますので、Wi-Fiモデルですと、例えばご自宅に持ち帰ったときに、環境がなければ別にまたポケットルーターなどの貸出しが必要になったり、様々追加の対応が必要になってきますけれども、そういったことの必要がないということで、今回LTEのハ

イブリッドの形の対応をしてきているものでございます。

○松澤委員　あと、ごめんなさい。分かりましたら、たしか教育委員会がお配りした、インターネットの家庭環境のアンケート結果というのが、もしありましたらお願いします。

○篠田学務課長　失礼いたしました。今回、2か月間の臨時休業がございまして、この間、学校の各担任が各ご家庭と連絡などを取り合った際に、ご家庭の状況をいろいろとお伺いしているところでございます。その結果、家庭の中で通信環境がないというのは、おおむね5%ぐらいなのかという形で把握しているところでございます。

○松澤委員　セルラーが学校モデルで安いということに大変安心いたしました。自治体によっては、学校ICT環境にも地域格差というのがあります。この格差は放置してはいけません。全国どこでも、どの学校にいても、最新の質の高い学習環境を利用できる仕組みの整備が求められております。総務省では、先進的教育システムの実証事業として、場所や時間、端末やOSを選ばず、最先端のデジタル教材を利用でき、かつ低コストで購入・運用可能な教育クラウドプラットフォームの実証を行い、地域や経済事情等による経済格差の解消、誰もが希望する教育を受けられる環境の実現とあります。教育クラウドプラットフォームは、簡単に言いますと、多様な教材でツールなどの教育用コンテンツをそろえ、いつでもどこでもパソコンでもタブレットでもスマホでも利用できるシステムになりました。品川区でも、この教育クラウドを活用していくと思いますが、グーグルやマイクロソフト、最近ではGoogle Chromeが活用されていると聞いておりますが、例えばChromebookとまなびポケットを組み合わせるなど、品川区での今後の予定などありましたら教えてください。

○篠田学務課長　ただいま委員からはChromebook等のお話がございました。今回私どもがGIGAスクールで導入しようとしているのが、iPadを入れようということで、今、取り組んでいるところでございます。

今お話のあったような基盤の関係につきましては、当初はなくても全体の管理ができるのかということで考えていたところではあるのですけれども、やはり様々共有フォルダーの作成など、いろいろと考えていくと、何らかに対応していくことが必要だろうということで、現在、こういった形のものをに入れていくかというのは検討を進めているところでございます。

○松澤委員　ぜひ、子どもたちにとって何が一番いいのかを考えて活用していただきたいと要望いたします。

そして、先ほど持ち帰りというお話がありましたけれど、ニュースのあれなのですけれども、実は自宅でのタブレット学習が、自宅で全くやらなかったり、ゲームやYouTubeをずっと見ているなど、先行してやっている自治体の親の話というのは私は少し見たのですけれども、そういった自宅学習、タブレットを持っても子どもがなかなか見ない。これは家庭の問題だとは思っているのですけれども、学校側から何かそういうものに向けて取り組む課題やお考えというのはありますでしょうか。

○工藤指導課長　家庭で児童・生徒がタブレットを活用していくというところでは、やはり今、先ほど答弁があったように、中に入れる学習コンテンツの中では、現在品川区でも活用しているeライブラリアドバンスというものの引き続きの活用を検討しているところでございます。今後、宿題等を学校、教員から出す場合には、eライブラリアドバンスを活用することで、宿題はそれによって行う。そういったことで、家庭学習・自学自習を習慣化していくことにも取り組むというところで検討を進めているところでございます。

○松澤委員　宿題をタブレットでやるようになれば、子どももやはり開かなければいけないという部

分で、大変いい取組みだと思われます。最近では、情報化統括責任者であるＣＩＯというのですか、最高情報責任者を置く民間企業が増えていると聞いております。さらなる情報通信技術の向上やセキュリティ対策を行うためとあります。教育のＩＣＴにおける最高情報責任者は、学校、教育委員会であると思いますが、教員の授業支援を行う人材として、ＩＣＴ支援員の積極的な活用を文部科学省が提言しておりました。ＩＣＴは技術進歩が速く、専門的な知識・ノウハウが必要なため、外部人材の活用は効果的です。そこで、雇用や勤務形態は様々ですが、品川区におけるＩＣＴ支援員の現状と今後の取組みについて教えてください。

○篠田学務課長 まず、ＩＣＴ支援員の現状でございます。今は、先ほど申し上げたＩＣＴの推進校１０校におきましては、毎月１回、外部の事業者、専門の事業者が各学校を回りまして、様々なＩＣＴに関する問合せや活用方法等に対してお答えしているということがございます。また、その１０校以外の学校に関しましては、各学期ごとに１回回りまして、それぞれの学校での対応を行っているというところでございます。

今後なのですけれども、ＧＩＧＡスクールということで、全てのお子さん方に機械を配付するということで、初めての取組みになりますので、お子さん方の使い勝手もそうですし、先生方も様々な活用があるだろうということで、これをまずは今年度、どれだけ拡充できるか。人材の関係があるものですか、なかなかいきなりすぐに増やすというのは、難しい部分はあるかとは思っているのですけれども、できるだけ厚みを持った形での対応をしていきたいということと、また来年度においても、さらにそれを一層継続して、要は教える側の先生がきちんとスキルを確保する必要がありますから、そのための対応は十分取っていききたいと考えているところでございます。

○松澤委員 大変労力の要る作業だと思いますが、しっかりとした拡充をよろしくお願いいたします。

続きまして、学校システム運営費からお聞きいたします。最近、ＳＮＳやメールが主な連絡手段として利用されていますが、教員と保護者のやり取りは、依然として文書を生徒に渡して手渡すことが一般的であります。要は、欠席届か何かは、たしか子どもに、近隣の友達に欠席届を預けて、それを友達が学校に持っていくというスタイルなのです。でも、実は、越境という言い方が合っているのか、正しいのか分からないのですけれども、地域をまたいで学校に行く生徒は、そこに自分の友達がいなかったりするという声もあるのです。そうすると、私は友達が周りにいないと連絡帳を預けられないなどといった声も聞いたことがありますので、電話で済む話なのでも、そういった部分で困っている、要はＳＮＳでやってほしいなど、保護者向けのたくさんのプリントがあります。私は、プリントも、子どもから親に渡す部分で大切なものかと思っているのですけれども、本当に親に重要な書類が届かない。これは私の家庭の問題かもしれないのですけれども、そういった部分も少しありますので、学校現場というのは、そういう時間に確かに多く時間を割かれておりますので、私たち保護者の中でもメールで情報を受け取りたいという声は大変多く挙がっております。

実は、私がＰＴＡ会長を務めた５年前にも、学校との話し合いの中でご相談しました。教員の個人メールアドレスで保護者・生徒と連絡を取ることは、勤務外の対応負担・トラブルに発展するといった話で、「できません」というお話を頂きました。社会の情報化や、教育においてＩＣＴ環境が急速に進む中、アナログな連絡のやり取りや保護者への膨大なプリントの数も変わっていかなければいけないのかと考えております。文部科学省の「２０２０年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」の中の「基本的な考え方」に、「情報セキュリティの確保を大前提として、授業・学習面と校務面の両面でＩＣＴを積極的に活用し、教育委員会・学校の取組を効果的に支援することを主な目的とする」と書いて

ありました。欠席届をオンラインでやり取りするとか、学校プリントのデジタル化を含めた現場の先生の負担軽減等の考え方も含めてご見解をお聞かせください。

○工藤指導課長 今、委員からご質問いただきました点でございます。もちろん家庭での活用につきましては、現在、欠席の連絡等といいますのは連絡帳または電話というところで行っているところではございます。また、プリントの配付なども紙ベースというのが多くなってございます。そういったところでは、委員にご指摘いただいたように、活用するに当たって、いわゆるメールを使うというところでは、様々な懸念というのも当然でございます。ただ、今後タブレットが配備されるというところにおいては、プリントなど保護者への連絡あるいは連絡帳機能など、タブレットの機能といったものを活用することというのも検討課題の一つということで、私どもで今、検討させていただいているところではございます。また、プリントなどが全て電子化されることがいいのかどうか。また一方で、例えば学習に使うワークシートであるとか、また保護者への連絡等も、紙のほうがいいこともあるのではないかと。そういったことも含めて、研究も含めながら、今、検討を進めているところではございます。ですので、保護者の方のニーズも踏まえながら、また学校の教員の働き方改革という観点からも、効率よく連絡がしっかりとできるようなところを検討してまいりたいと考えてございます。

○松澤委員 確かに、いきなりデジタル化で全部デジタルというのは、私もどうなのかとは正直思っております。紙と一緒に共存していくという考え方も確かに素晴らしいと思っております。

「つながる連絡」や「C o DMON」を検討していただいていますけれども、「つながる連絡」や「C o DMON」など、いろいろな支援ツール、アプリというのがあるのです。千葉県柏市の小学校では、SNS学校連絡システム「つながる連絡」というのを試験的に活用しておりました。これは、結果的には8割以上の保護者がLINEで出席・欠席・遅刻連絡を行っていきまして、教員の業務改善にも役立つということが立証されておりました。アプリや支援ツールというものを活用して、ICT教育に対する負担を軽減するためにも改善していただきたいと考えますが、先ほどとかぶってしまいますけれども、ご見解をお聞かせください。

○工藤指導課長 タブレットの様々な機能あるいはアプリなどを活用しながら、教員の働き方改革にも寄与していくというところでは、ご指摘いただきましたように、先行して導入している自治体の成果や、また私どもも、例えば先ほど申し上げました、宿題にeライブラリアドバンスを使うことで、宿題については、児童・生徒にとっては、すぐ採点されて、自分が分かる・分からない。分からないところをまた確認できる。また教員については、採点を自動機能で行いますので、子どもたちの進捗状況をすぐさま確認することもできますので、そういった意味で業務改善、また授業改善に資することができるかと考えておりますので、そういった活用についても含めて様々検討していきたいと考えてございます。

○松澤委員 情報化がどんどん進んでいく中で、ご苦労されている教育委員会の皆さんと先生たち、特に先生たちが、コロナ禍というのもありまして、いろいろな負担を強いられていると思います。そういった方々をしっかりと把握してフォローする、そういった環境の整備を要望して質問を終わらせていただきます。

○あくつ委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 361ページ、マイスクール運営費、367ページ、学校ICT活用経費から関連してお伺いいたします。

まず初めに、学校ICT活用経費に関連いたしまして、昨日、委員会の冒頭に、ある学校が10月19日まで学級閉鎖、ならびにその間はオンライン授業を行うという報告を頂きました。昨日の今日で

ありますので、まだ詳細はこれからかと思いますが、昨日1日、オンライン授業がどのように行われ、そしてまた、先生の様子、生徒の様子、またお声がありましたらお聞かせいただきたいと思います。1日の授業が、全てオンラインが活用されたのかということもお伺いいたします。

○篠田学務課長 昨日の様子でございますけれども、昨日はまず導入ということで、朝の学活だけを行ったと聞いております。基本的にはほぼ全てのお子さん方とつながったということでは聞いているのですけれども、1クラスで2名ずつぐらい、少しつながりの悪いところが、ご家庭で設定がうまくいっていなかったというようなことがあったと伺っています。本日から本格的に授業で取り組むと聞いていますので、まだ詳細を聞き及んではないのですけれども、今日から活用されているということでございます。

○新妻委員 学活のみ昨日は行われて、今日から本格的にということが確認されました。この学校は早くから、コロナに打ち勝つ、コロナウイルスをはね飛ばせということで、オンラインに力を入れてきたと認識しております。6月からは教職員間でZ o o mを使い、また7月には児童・生徒全てがZ o o mでの学級活動を体験したと。そして9月には一斉下校後の訓練ということで、保護者を交えてオンラインでの安否確認をするということで、6月、7月、9月と、このように取り組んできた成果が、今回のオンライン授業に活かされてくるのかと思っております。公明党としても、G I G Aスクール構想の中で、1人1台ずつのタブレットを強力に要請してまいりました。今、品川区全体として取り組んでいただいていることと思います。今回この学校がオンライン授業を展開するに当たっては、これらの準備が活かされてきていると認識するのですが、区の見解を伺います。

○工藤指導課長 委員にご指摘いただきましたように、お話しいただいたところは、早くから計画的にZ o o mを活用するということを進めていたという事例であると私どもも認識しております。また、現在、オンライン教育を行うに当たっての環境、いわゆる家庭と双方向でやり取りできるZ o o mについては、全ての学校ができる環境が整っているところでございます。ですので、今回のような活用の事例も踏まえて、そういったことを共有することは非常に重要であると考えてございます。

また、他の事例でございますけれども、登校を見合わせている児童・生徒に向けて、試験的に授業のライブ配信を行ったという学校もございますし、また時間を指定してZ o o mのアカウント等を生徒に教え、質問を受け付けている学校というのも実際に出てきてございます。そういったことを各学校間で共有しながら、Z o o mの活用も含めて図っていきたいと考えてございます。

○新妻委員 区全体に広がって、Z o o mが活用できるというところまで進んでいる。この短期間の中で本当に強力に推し進めていただいております。感謝申し上げます。

日野学園でも、地域のおやじの会が立ち上がり、またP T Aの皆様の力を借りて、朝活がいち早く行われたと聞いております。I C Tと言うと得手不得手があったりということもありますが、地域の力というのはすごいということも実感しておりますので、これからも様々活用していただきながら、強力に進めていただきたいと思います。

次にまいります。マイスクールの運営費です。品川区には、マイスクールということで、区立学校に在籍して心理的要因で不登校になっている児童・生徒が通うマイスクールを展開していただいております。ここは、学校への復帰を含めた社会的な自立ができるよう支援するということを目的とされております。改めて、マイスクールに通いたい人は、どういう段取りややり取りがあって、マイスクールに入室というのでしょうか、マイスクールに入っていくのかという流れをお知らせいただきたいと思います。そして、この入室判断はどの段階で誰が行うのかということをお知らせください。

○矢部教育総合支援センター長 マイス쿨の入室に向けてのご質問です。

初めにご相談が生徒または保護者からございましたら、学校でまず担任を通して、学校で協議いたします。また、所管は教育総合支援センターでございますので、そちらのHEARTSを中心とした指導主事にも相談して、これからの道筋について考えてまいります。本当に適応指導教室がよろしいのか、学校の中で対応できるのか、その辺の検討からまず始めます。その後、いよいよ体験または見学というところで、各3教室がございますので、そちらで見学していただくような手はずでございます。保護者や生徒・児童の同意が得られましたら判定に入ります。判定になりましたら、関係指導主事、マイス쿨の各室長、HEARTS、校長など、学校関係者も含めて協議を致し、後日判定になります。

○新妻委員 マイス쿨は区内の中には3つあります。昨年の前期の文教委員会の所管事務調査でひきこもりを取り上げた際に、教育委員会から、マイス쿨の現状、人数等々も含めて確認させていただきました。3学期になると、空きがなかなか少ないというようなことも伺いましたけれども、現状、今、この3つのマイス쿨、どれだけの人数が通っていて、また待機者というのでしょうか、見学したいという人がどれだけいるのかということをお知らせください。

○矢部教育総合支援センター長 現状のマイス쿨の人数等でございます。まず、マイス쿨八潮につきましては、30名が定員でございますが、もうほぼ定員に満ちている状況、さらに見学者も何人かいらっしゃると聞いております。マイス쿨五反田、浜川につきましては、それぞれ現状で、昨年度の末で、五反田のほうは26名、浜川のほうは十数名という報告を受けてございます。

○新妻委員 マイス쿨八潮はもう定員がいっぱいであって見学者も数人いる。五反田と浜川に関しては、少しまだ余裕があるという状況でよろしいのでしょうか。マイス쿨に通いたいという方、特に八潮はいっぱいということなのですが、私は、ニーズが増えているのではないかと考えております。区内の就学人口が増えている中で、こういう個性を持った子どもたちも多く出てきているのではないかと。そういう中で、マイス쿨に行ったほうがいいと思われる、また通わせたいと思っていらっしゃる保護者の方が多くなっていると考えております。

ある方が、子どもが不登校になって、今のタイミングでマイス쿨に通わせたい。だけれども、見学を申し込んではいらぬものの、空きがないということで、年度初めの来年4月まで待つてほしいと言われたと。そのお母さんも本当に悩みながら、学校とも本当に話をして、また専門職である心理カウンセラーとも話をして、全て整って、今のタイミングではないかという中で、マイス쿨に子どもを通わせたいというお母様がいらっしゃいました。それで、そのタイミング、時というのが大事ではないかと考えております。ただ感情的に、子どもが不登校で心配だからどこかに行かせなければいけないということではなくて、様々話をする中で、マイス쿨に通わせたい、今なのだと思っていらっしゃる方が、なかなか行けない。そういう状況があつて、あと半年間待たなければいけないという状況のご相談を頂きました。今後のマイス쿨の在り方やニーズ等を踏まえて、マイス쿨の拡充等も必要かと思いますが、区の見解をお伺いいたします。

○矢部教育総合支援センター長 今後のマイス쿨の計画、またニーズをどう受け止めていくかというご質問かと思ひます。初めに、五反田と浜川については中学生が対象になってございまして、学習を毎日進めているという内容でございます。小学生につきましては、委員ご指摘のとおり、八潮で対応させていただいております。

先ほどもお話に出ましたが、人口が増加しているというところで、ニーズの強さ、大きさは感じております。今後ともこの3教室の在り方について前向きに検討してまいりたいと考えております。

○新妻委員　ぜひよろしくお願いいたします。終わります。

○あくつ委員長　次に、中塚委員。

○中塚委員　355ページ、生徒指導対策等経費に関連して、中学校の理不尽な校則についてお伺いしたいと思います。下着の色、髪形などの校則について、以前の本会議でも指摘させていただきました。質疑後、中学生の保護者から、見直しを求める質問への共感、さらに、理不尽な校則の実態など、様々な声が届きました。今回は特に髪形に絞って伺いたいと思います。

本会議の答弁で、校則について、教員あるいは生徒間の中で議論されている、校長会にも何度もお話をさせていただいていると答弁がありましたが、校則で禁止されている髪形について、教員あるいは生徒間でどんな議論がされているのか伺いたいと思います。また、校長会について、誰がいつどんなお話を何度もしているのか、伺いたいと思います。

○矢部教育総合支援センター長　校則の中で髪形に関わってのご質問かと思います。

初めに、校則全体の規定でございますが、学校が教育目的を実現していく過程において児童・生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているというところが、生徒指導提要にも書いてございます。それを踏まえまして、見直しのことでございますが、昨年も含めてこれまでも、校長会で教育長より見直しの指導はございました。また、現在、生活指導主任会でも話題に挙げて、見直しの検討をしているところでございます。

○中塚委員　校長会にて教育長が見直しの指導ということですが、具体的にどんなお話がされているのか伺いたいと思います。私が伺った中学1年生と中学3年生の生徒は、生徒同士の中でも、「ツーブロック禁止っておかしいよね」とか、「サイドを伸ばすのはおしやれだから禁止って納得できない」など、生徒の中で様々な話題になっていることが分かりました。しかし、例えば生徒会で髪形について話し合い、意見をまとめ、学校に提出するという話までは私は伺っておりません。生徒会でこうした意見を提出した学校はあるのか伺いたいと思います。

先ほども伺いましたが、教員の中ではどんな議論が実際にされているのかも伺いたいと思います。

○矢部教育総合支援センター長　教育長からは、ツーブロックという限定ではございませんが、様々な各学校に委ねられている校則について、もう一度、地域や児童・生徒、今までの時代の流れといったものを背景にして、見直すことが必要だというお話でございました。また、生活指導の中ではどのようなお話があるかというご質問でございますが、先般でも私のほうで聞いたところは、校則の目的、小学校も含めてですけど、何でここにこうあるのか、また共通理解をどのようにするべきかというような議論が交わされております。

○中塚委員　ツーブロックという具体的ではないが、見直しのお話をしているということですが、学校の現場ではすごく具体的に禁止事項が並べられていますので、具体的に提案をすることが必要ではないかと思うのです。中学校で現に禁止されている髪形について本会議でも紹介しましたが、先ほどのツーブロック、あと肩より長い髪を下ろすも禁止。つまりは、肩につく場合はゴムで結ぶ。しかし、ポニーテール禁止という話も聞きました。何でこんなに髪形が禁止なのか、私には分かりません。中学生に話を聞くと、校則の中で髪形の禁止事項が一番の不満として挙げられておりました。また、整髪料についても、教育委員会は、過度の香料や油分が周囲に不快感を与え、集団生活の中では好まない影響を与える場合があると説明しましたが、これは整髪料の使い方を説明することがあっても、禁止する理由にはならないと思います。お伺いしますが、生徒の髪形禁止の不満の声は教育委員会にどのように届いているのか、どんな声があるのか伺いたいと思います。私を含め、この委員会室にいる方々の髪

形はとても個性的でおしゃれだと思いますが、中学校では、これは校則違反となる場合がほとんどです。社会全体で受け入れられていることを、中学生だから禁止という理屈は、あまりにも理不尽だと、この前も指摘させていただきました。生徒の意見を尊重していただきたいと思いますが、この校則自体は大人がつくったルールですので、自ら間違っていると思う髪形の禁止事項は自ら変更していく。こうした姿勢が重要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 生徒自らが自分たちの校則を考えるというのは、とても大事なことで考えております。これまでも、生徒会の中、または保護者、地域のアンケートを取って、見直しを図った学校も既にございます。どちらにしましても、地域で今までの時代背景や子どもたちの様子を見て決めてきたことをございますので、そこはこれからも見直しのほうの働きかけを進めてまいりたいと考えております。

○中塚委員 見直しの働きかけは歓迎したいと思いますが、質問したのは、生徒の髪形についての不満の声は区教育委員会に届いているのか、どんな声があるのか、改めて伺いたいと思います。

○矢部教育総合支援センター長 失礼いたしました。児童・生徒の髪形についての意見については、私どもには聞こえてきておりません。

○中塚委員 教育委員会に届いていないというのは、現場の声が届いていないと思います。生徒は先生に、髪形についての見直しや不満や意見を述べております。時には強く述べてぶつかり合うこともあります。それが区教育委員会に届いていないということは、生徒の声を軽く受け止めている証拠だと思います。生徒の声を吸い上げ、区教育委員会にもその声を受け止めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。また実際に、保護者からも、納得がいなくて教育委員会に電話をするということもよく伺います。声をつかんでいないというのは、あまりにも、生徒の声、保護者の声を軽視していると思いますが、いかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 児童・生徒、保護者の声を軽く考えていることは全くございません。真摯に受け止めてございます。

生活指導主任会を2月に1度ほど行いますので、そこで、今回の校則の見直しの話の際にも、児童・生徒からどのような声が上がったかというのは、その中では協議されていることと考えております。

○中塚委員 理屈めいた反論はしませんけれど、先ほど声が届いていないと言ったから、軽視していると言ったわけであって、ぜひ生徒や保護者の声を、直接でも間接的な報告でも構いませんから、受け止めていただきたいと思います。

本会議の質問の後、複数の保護者からお話を伺いました。中学1年生の男子生徒の保護者ですが、生徒手帳にはツーブロック禁止と書いていなかったもので、今年の夏、少しでも涼しくなればと本人に提案して、息子はツーブロックになったそうです。学校に登校すると、その日の夕方に学校の先生から、「ツーブロックはデザイン性が高いので禁止されています」と言われたと。それで、「従わないと内申点に響きますよ」と言ったそうです。とどめを刺されたと話しておりました。また、今、高校生ですけれども、以前、品川区の中学校に通っていた女子生徒の保護者は、娘の髪形について、ポニーテール禁止と言われたそうです。何でこんな細かいことまで学校が言うのかと、保護者の方は不満を口にしておりました。髪形も個性として認め、こうした髪形の禁止事項はしっかりと見直しが必要だと改めて強調したいと思いますが、校長会を通じて、学校で自立的な見直しをぜひ進めていただきたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

あと、ポニーテール禁止というのは本当ですか。この方は今、高校になったので、今の中学校がどう

かまでは私は確認しておりませんが、ポニーテール禁止について教育委員会は知っているのか、なぜ禁止なのか。私はおかしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 繰り返しになりますけれども、これまでの決まりの設定に当たっては、各学校が吟味して作成していると考えておりますので、委員がおっしゃるとおり、見直しはまだこれから続けるよう働きかけてまいります。

ただ、今のお話の中で、成績に関わるような指摘については不適切だと考えますので、ぜひ我々にお話しいただきたいと思います。

○工藤指導課長 ポニーテールの部分でございますけれども、例えば個々の事情につきましては、指導の前後というのがございますので、学校のほうでどんな指導をしているかというところが、私ども、現状、今、把握をすぐしているわけではございませんのでというのがありますが、過去にそういった生徒指導を行った事例でいきますと、例えば結ぶ位置がどこかということで、結ぶ位置が上に高くなりますと、後ろの生徒が黒板が見えないということで、注意するという事例は実際にあったりしてございます。ただ、今申し上げましたように、たまたまの事例については指導の前後というのがございますし、ですから、そういったことを把握して、学校は適切に指導していると思いますが、先ほどセンター長からもありましたとおり、いわゆる内申に関わるであるなどというのは正さなければいけないと思いますけれども、個々の事情につきましては前後関係があるということをご承知いただければと思います。

○中塚委員 私もこの質問をするに当たって、ポニーテールというのがそもそもどういう髪形なのか聞いたところではあるのですが、結ぶ位置が上のほうにあるということでもいいですね。先ほどの説明だと、結ぶ位置が上だと黒板が見えなくなる。そんな理由で、主に女子生徒が自分の好きな髪形を禁止するというのは、理不尽だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○工藤指導課長 そういった指導が理不尽ではないかというご指摘でございますが、やはり指導というのは前後関係、教員と生徒の関係ももちろんございますし、また校則を含めたところは、当然、今、見直しを進めているところではございますけれども、そういったものが、なぜそういったルールであるのかというところは、通常、今ご指摘いただいているのは身だしなみに関わる部分であると思いますけれども、学校内での身だしなみ、また今後、卒業した生徒がまた社会に出ていく中に当たって、身だしなみを考えるきっかけにはなるとも思っておりますので、個々の事情につきましては、その指導の前後関係というのもございますので、そういったことに関しては、今後は検討していく、見直しを図っていくという方向で、今、進めているというところは、変わらずに進めていくところではございますが、ご理解いただければと思います。

○中塚委員 よく分からないのですが、確かに指導には前後があることは分かります。どういう話の中で、どういう生徒との関係の中で、そういう指導が入ったのか、前後関係があるのは分かります。しかし、どんな前後関係があっても、ポニーテールをすると前の黒板が見えないから禁止だという理屈は、あまりにも不合理だと私は思います。髪形は自分のありようの一つです。個性として認めると同時に、個性を輝かせ、お互いの違いや多様性を認め合うことを学ぶことができる、そんな学校生活にしていきたいと思います。生徒の意見に耳を傾けると同時に、大人が決めた、もっと言えば昔からある校則については、積極的な見直しが必要だと思います。そして、大人が決めた校則ですから、自ら、やはりこれは時代に合わないと思うものは、正していくことも必要だと思います。とりわけ中学生といえば、心も体も成長する時期だし、人間関係や学力について様々な場面で急成長する時期だと思います。この時期を、禁止、禁止と縛るのではなくて、その生徒を個人として尊重し、主体性にこそ向き合う、

そういう指導をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 ただいま委員がお話しになりました、個性・多様性を認める、また昔からある校則を見直す、個人の主体性を大切にする。どれも重要なことだと考えております。ただ、学校の中では、子どもたちの個性を光らせる場面は多々ありまして、いろいろなところで私たちは輝く場面を見ます。その場で十分活躍させて褒めていきたいと考えております。

○中塚委員 よく校則の話をする、学校では個性を出すと集団生活ができなくなる。こういう理屈を持ち出す人が結構いるのです。少し脇にそれますが、家でこの前、「ぼくらの七日間戦争」という映画を久しぶりに観まして、「ああ、当時からこうだったんだな」というのを改めて思ったのですが、決して個性というのは禁止するわけではなくて、お互いの個性を認め合い、磨き合い、だからこそ集団生活が成り立つのだと思います。今後とも、生徒や保護者、また現場の教員の声に耳を傾けていただいて、学校教育を進めていただきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、348ページ、教育費全般から、コロナウイルスによる影響と少人数教育について、364ページ、図書館費についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスが教育現場にも大きな悪影響を与えているというのは、周知のとおりでございます。それは教科の学習以外、例えば学校給食でもそうかと思います。給食については、文部科学省が提示する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」でも規定されております。そこには、給食が感染のリスクが高い活動とされ、会食に当たっては飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話は控えることが必要とされております。かなり緊張感を強いることにもなろうと思っておりますけれども、確認としまして、品川区でもこのような形で給食を行っているのか、現状をお知らせください。また、行っていたとすれば、それはいつから始められたのでしょうか。

○篠田学務課長 学校における給食の状況でございますけれども、委員ご指摘のとおり、コロナウイルスが発生してからは、従来、給食というのは、子どもたちが例えばグループで机を寄せ合って、お互いに楽しく会話しながら食べているという状況がございましたけれども、先ほどもご指摘があったような形で、目安も示されているところでございますので、全て教室で、いわゆる授業形式の、そのままの形で間を取りながら、前を向いて、言葉をなるべくしゃべらないようにして静かに食べるという形でございます。これを始めたのは、学校が再開されたのが6月からでございますので、分散登校を始め、再開されましたけれども、そのときからそういった形で始めて、現在も継続しているところでございます。

○筒井委員 授業形式で、そのまま正面を向いて座って、黙って給食を食べるということで、本来、大事なコミュニケーションの場でもある給食なのではございますけれども、子どもたちにとっては非常に緊張感を強いられる行動かと思います。学校としましては、教科の学習についてはオンライン教育などの工夫されて、うまく対応されていることかと存じますけれども、手洗い・うがいをやらなくてはならない、部活や体育の制限といった行動制限、それによる緊張感、恐怖や不安が生じているのではないかと思います。それで、今述べたように、給食などは代表格で、こうした本来楽しいはずの食事の時間である給食でも、会話の制限など緊張感を強いられると、かなり子どもたち、生徒にもストレスがたまっているのではないかと思います。また、親の仕事環境の変化によるストレスによって、子どもが親のストレスから受けるストレスもあろうかと思います。

報道でも取り上げられておりますけれども、本区でも、こうした、コロナウイルスによって子どもが

受けたストレス、心のダメージがあるという実感や事例というのはあるのでしょうか。また同様に、子どもに対応する教員も、コロナ感染防止対策に気を遣うのと相まって、相当ストレスや心のダメージがあるかと思いますけれども、そうした実感・事例はありますでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 コロナ禍における子どものほうの心の問題でございます。

6月に一斉登校が始まりまして、その後、我々も大変お子さんの様子が気になりましたので、アンケートを取りました。その中では、やはり学習に対する不安と、もう一つ、クラスが変わったところがとてもありますので、お友達との関係の不安は出てまいりました。

○工藤指導課長 委員がお尋ねの、教員の心のケアの部分でございますが、今、現状で、例えば大きく、心身、特に心のところで不調を訴えている事例ということは、報告は頂いているところではございません。ただ、教員につきましては、2学期以降は少しずつ、やれる範囲で行事を行うなど、子どもたちのこれまでの学習に加えて学校行事というのを行う中では、非常に教員自体もそこに、やりがいといえますか、子どもと共に学校生活を送るというところで充実感を感じているところではございます。

他方で、やはり新型コロナウイルス感染症の対策ということでは、教育活動を進める中では、教員も知らず知らずのうちにストレスをため込んでいるということが懸念される場所ではございます。そういった意味では、校長や副校長に対しては、先生方がそういった状況にあるということを常に念頭に置きながら、きめ細かく教員の様子も見てほしいということをお願いしているところではございます。また、そういった中では、教員が1人で抱え込むようなことはなく、やはりチームとして学校教育を行っていくということが必要であるということは、お話をしながら進めているところではございます。

○筒井委員 ぜひ教員の方にも気を向けて、ケアをしていただきたいと思います。子どもも当然そうですけれども、学習面や友達との関係で悩みがあるということですが、そうした子どもたち、生徒たちと教員の心のケアはどうされていくのか。先ほどご答弁がありましたとおり、生徒たちに対しては思い出づくりをやっていくというようなことをおっしゃられましたけれども、具体的にそれはどのような形でやっていくのでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 思い出づくりにつきましては、先ほどの繰り返しの答弁になりますけれども、各学校で既にいろいろな工夫をして考えてございます。もともと卒業遠足があったところは、そちらの卒業遠足をまた3学期にやろうと考えているところもございますし、もう既に移動教室が中止になったことで、6年生や5年生に、それぞれ自分たちが考えた活動をやろうということで、7月に学校の中で楽しいレクリエーションをやったということも聞いてございます。

○筒井委員 そうした遠足やレクリエーション、活動などといったことで、子どもたちに対しては心のケアをやられていくということなのだと思いますけれども、そういった活動をさせる、思い出づくりをさせるといった以外で、子どもたちに対してもう少し丁寧に聞き取るとか寄り添うとか、そういった活動というのはないのでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 まず行事も含めて、授業を楽しくやるということが学校の一番の魅力だと思っておりますので、そこが大事になります。ただ、心の問題は、そのほかにも我々のほうでは、担任が日常の様子をよく観察するところから始まりまして、必要なコロナの正しい知識を指導して、必要以上に怖がらせないようにする指導をしてございます。また、学期に1回は生活アンケートを取ってございますので、そちらでお子さんの様子を取り、5年生・7年生については東京都のスクールカウンセラーによる全員面接も行っております。当然、相談があればセンターも、HEARTSの派遣や相談窓口を紹介したりしてございます。先般、文部科学大臣、また区教育委員会からも、お子さんに宛てて

の直接の手紙の形で、いじめや差別の防止について周知したところでございます。

○工藤指導課長 教員の心のケアにつきましては、先ほど申し上げましたが、不調が見られたりした場合には、もちろん必要に応じて産業医面談につなぐなど、やはり教職員のケアについても引き続き注意深く見ながら進めていきたいと考えてございます。

○筒井委員 分かりました。ぜひよろしくお願いします。

続けて少人数学級のほうをお伺いいたしますけれども、先月、突然、文部科学省が、30人学級に10年をかけて段階的に移行するというような方向性を発表されました。ただ、一方、現時点においては、本区では校舎が足りない関係上、物理的・場所的に困難であろうかと考えておりますけれども、文部科学省の今回示した30人学級が、どの程度の期間での実現の要求なのか分かりません。また、東京都品川区の、今、言ったとおり、物理的・場所的制約といった地域事情も加味されるべきかと思うのですけれども、本区としては、文部科学省の今回出した方向性に対し、どう対応されていくのでしょうか。

○篠田学務課長 少人数学級についてのお尋ねでございます。先般、文部科学省からもそういった形で考え方が示されているのは、私どもも承知しているところでございます。ただ、まだ制度として成立しているものではないところがございまして、現状は今の規定に基づいて学級編成を行っていくということでございます。ただ、こちらのほうも、文部科学省も、今、委員からのご指摘があったとおり、一定の期間を置いてというような形での、まだ考え方が示されているだけでございますので、その辺のスケジュールが固まってくれば、それに沿った対応を考えていく必要があるだろうとは受け止めているところでございます。

○筒井委員 分かりました。ただ、どうしても方向性が少人数学級になっていくのかと思いますので、これは注意深く見ていただいて、それに対しての準備はしていくべきかと思っておりますので、しっかりと対応のほどよろしくお願いします。

続いて図書館のほうに移りますけれども、今、書籍消毒器というのが区内の図書館に幾つかあると思いますけれども、各図書館の設置台数とメーカーと1台当たりの値段を教えてください。

○横山品川図書館長 書籍消毒器の設置のお尋ねでございます。品川図書館をはじめ図書館6館に各1台ずつ、また大崎駅西口図書取次施設に1台、計7台を設置してございます。メーカーについては、図書館流通センターのLIVAという、4冊を除菌できる機械が、価格80万円から90万円が入っているのと、あと二、三台、対応するCOCOCHIという機種が、50万円から70万円台が入ってございます。

○筒井委員 もともと衛生面で、不特定多数の人がどうしても図書館の本というのは触れるので、消毒の必要性が高まっているかと思っておりますけれども、今回のコロナウイルスで消毒の必要性はさらに高まっていると思っておりますので、ぜひそうした書籍消毒器の対応というのもお願いしたいと思いますが、どうしても今後もウィズコロナということ、コロナウイルス感染防止ということを考えますと、そうした機械での対応というのは、もうどうしても足りなくなる。しかも、今回デジタル庁の創設、行政のデジタル化が進められていくという方向で、教科書のデジタル化などということも言われておりますけれども、これを機に電子図書館への移行というのは考えられないのかと思います。理由は当然、維持管理コストの削減というのがありますし、ほかの自治体、地方の小さい自治体でも、電子図書館というのは結構導入されているということもあります。当然、紙で残しておかなければいけないという、そうした価値のある本もあると思っておりますので、全部ではなく一部からでも、そうした電子化への移行というのは考えるべきなのかと思っております。先般の一般質問においてもご答弁で、購入費が高額だ、一般書籍の

多くは電子書籍化されていないという、課題はもちろんあるのですけれども、まず電子図書館の実証実験ということを始めてもいいのかと考えております。当然、実証実験というのは地方の自治体でもやっておりますし、例えば統括館の品川図書館から、電子図書館の実証実験というのを始めてはいかがかと思うのですけれども、区のご見解をお願いします。

○横山品川図書館長 電子図書館の導入についてのお尋ねでございます。先般ご回答させていただいたとおり、電子図書館は、来館が困難な方でも利用できること、また資料の閲覧に当たって文字の拡大や縮小、読み上げなどができる便利さを持っているところでございます。ただ、ご説明申し上げましたとおり、著作権の調整と製作にかなり困難さが伴うので、旬の本をそろえられないという課題も一方でございます。そういう形で、今、品川区では、検討に当たって研究を進めてはいるものの、導入にまでは至らない状態ではございます。

一方で、地域資料、品川区にしかない資料については、これからデジタル化を進めていこうという形で、電子書籍の導入とともに地域資料のデジタル化というものを併せて導入しようという検討を今進めているところでございますので、状況を見ながら対応していこうと思っているところでございます。

○筒井委員 確かに旬の本がそろえられないということは、結構、理由として大きいかと思えますけれども、デジタル化の流れで、図書館も変革を迫られるのではないかと考えております。また、コロナウイルス感染防止、ウィズコロナという時代の対応というのは必要だと思いますので、今、研究は進められているということですが、引き続き電子図書館の研究、そして、図書館を電子化しますと国から急に言われたときに、いつでもすぐに対応できるような準備をぜひよろしくお願いします。

○あくつ委員長 次に、田中委員。

○田中委員 348ページ以降、教育総務費全般で、デートDV、性教育、体罰等調査、子どもの権利条約を学ぶ機会や、新型コロナウイルス感染症の中での来年度の小・中・高等学校の新1年生への対応・引継ぎ等について、373ページ、学校給食放射性物質検査について伺います。

まず、学校給食放射性物質検査について伺います。民生費で、保育園の給食放射能測定について、2年後に終了するといった答弁がありました。学校給食でもそうなのかと区教育委員会へ問い合わせたところ、学校は継続と確認ができました。放射性物質の感受性が強い15歳未満の子どもには、引き続き警戒と対策が必要です。内部被曝をさせないように、これからも注意が必要である中、測定の縮小が進んでいることを非常に危惧しています。原発事故から10年が経ちますが、いまだにいろいろな産地の食材から放射性物質は検出されている実情があります。また、汚染水の海洋放出問題について、韓国政府は、原発汚染水の海洋放出は全地球的海洋環境に影響を与えかねない問題だと、国際原子力機関IAEAを通じて強力な懸念を表明しています。日本政府が放射能汚染放出スケジュールを加速していることについて憂慮すると、国際連合人権委員会も声明を表明しており、もはや日本国内だけの問題ではありません。世界から日本政府の動向が注目される中、日本政府は汚染土壌を利用した食用作物実証事業も行っている状況なのです。これらのことから、今後さらに放射性物質検査の必要性が求められます。

質問します。給食の安全を確認するためにも継続して検査すること、そして放射性物質が移行しやすい食材の傾向が見えてきていることから、単品検査への切替えを再度求めますが、見解を伺います。

○篠田学務課長 給食の放射性物質検査についてのお尋ねでございます。まず、教育委員会が継続するという形でお答えしたというのは、現状では中止する予定はないという形でお話ししたところでございます。これまでもご答弁申し上げているとおり、放射性物質の検査につきましては、日々、様々な

ケースの状況等、それから当然、経費もかかりますし労力もかかるという中で、そこのバランスを考えながら、実施に当たっては考えていくということでお話を申し上げまして、これまでも、もう目的が達成されたと思われるようなストロンチウムの検査は今のところお休みをしているということであったり、現在のヨウ素・セシウムにつきましても、今年度から、全部の学校で進めるのではなくて、実施する学校数を減らした形で今のところ継続しているというような形でございますので、実施するかしないかというのは、その時々状況をきちんと見据えた形で判断していきたいと考えているところでございます。

また、単品検査の実施についてでございます。こちらは、もともと単品検査でやっていたものを、一部、単品検査にしてしまうと検査から漏れてしまう食材があるだろうということでご指摘を頂いて、今の形になっている、全ての食材を検査するという形になってきてございますので、基本的にこのやり方を今変更する考えはございません。

○田中委員 子どもの生きる、発達するという育ちの権利を保障する観点からも、これ以上縮小を進めることのないよう強く要望します。

デートDV、性教育について伺います。総務費でも紹介しましたが、生活者ネットワークは都内自治体に向け、セクハラ、DV、性暴力施策について調査し、48自治体から返事が来ました。その調査から、品川区の教育現場では、デートDV予防教育や助産師などの専門家や民間団体を招いての性教育が実施されておらず、課題認識や施策の不足が明らかとなりました。保健体育の教科書を確認したところ、デートDVについてほんの1文触れていましたが、デートDVについて理解を深める授業が行われているのか、改めて伺います。

○矢部教育総合支援センター長 デートDVについての指導のご質問かと存じます。

デートDVに限らず、子どもたちの人権を守るという点で、市民科をはじめ各社会科でも、教科を中心に指導してきたところでございます。また、各学校におきましては、セーフティ教室などで、子どもたちの、自分で身を守る被害防止に努めているところでございます。

○田中委員 子どもがデートDVにある状態を通常だと誤って認識してしまわぬよう、学ぶ機会が求められます。人権啓発課では、子どもも理解できるよう、デートDVを漫画で表現した冊子を作成しており、講演も行っています。冊子については、子どもの手の届くところに置き、講演についても周知するなど連携を図っていただきたいと要望します。それで見解を伺いますが、次にいきます。

専門家を招いて性教育を実施するなどとした東京都の性教育の手引に沿い、区でも性教育を充実してほしいと、これまでも品川・生活者ネットワークは求めてきました。前もって区教育委員会に確認したところ、都の手引に沿った性教育を進めていくと確認ができたため、今後の性教育の充実に期待を込め、質問します。

月経について伺います。学校では、第二性徴のところで月経について学ぶ機会があると確認しています。ホルモンの働きを学ぶことも確認していますが、その作用により、女性によっては、月経前症候群、PMSや、月経前不快気分障害、PMDDという、人によっては月経の約2週間前から直前までの期間、吐き気や頭痛などの体調不良や睡眠障害、うつ状態などの精神的不安に陥る症状に悩まされる人がいることや、この症状については婦人科で相談ができ、症状を緩和させる薬等があることについては、言及はないと聞きます。月経前の不調、PMS、PMDDについて、男女ともに学ぶ機会があれば、女性の体や不調の理解が進み、当事者は婦人科に行くハードルも下がると考えます。その結果、国をはじめとした気づきにくい様々な病気の早期発見にもつながると考えますが、区教育委員会の見解を伺います。

○矢部教育総合支援センター長 月経に関わる指導またはそれに関する対応についてのご質問だと思います。月経につきましては、4年生の保健の学習で指導してございます。また、学習指導要領の中には、今、委員がおっしゃったような、月経に関わる詳細な指導については示されてございませんので、現状は個別対応になります。ただし、お子さんの様子につきましては、養護教諭を含め、もしも必要であれば学校医とも相談して、丁寧に、プライバシーを守って対応してまいりたいと考えております。

デートDVについてでございます。生活指導主任会で、警察関係の方もいらっしゃいますので、デートDVについても話題にすることは十分できると思いますので、今おっしゃったようなチラシ等、私たちのほうで拝見して、必要な周知を図ってまいりたいと思います。

○田中委員 デートDVについてです。ありがとうございます。ぜひ連携を取って進めていただきたいと要望いたします。

そしてPMS、PMDDについてです。私も重いPMS、PMDDに悩む当事者の一人です。月経痛については周囲の認識があっても、PMS、PMDDの認知は低く、この体調不良については同性にも理解されないことがありました。養護教諭やPTA、保健センターなどと協力して、子どもが体について学ぶ機会の確保を求めたいと要望しますが、見解を伺います。

次にいきます。体罰等の実態調査について伺います。昨年の決算特別委員会と第4回定例会で、体罰等の実態調査について取り上げました。調査については毎年、都教育委員会から区教育委員会を通じ、実施されています。区教育委員会から学校に配布される、体罰等の実態調査に関する一式を確認しました。調査を行うに当たり、学校から保護者に向けて、子どもが体罰等のアンケート調査を受けたことと、保護者にも、学校での子どもへの体罰等の心配があったときには学校へ相談してほしいという趣旨の文書を出すよう、都教育委員会は求めています。とにかく、子ども・保護者に体罰等の実態調査の趣旨が伝わるのが条件です。通知文書や通知の出し方について、都の例示はあるものの、それぞれの学校に委ねられています。そのような中で、保護者に趣旨が伝わっていないどころか、体罰等の調査をしていることも知らなかったという声が聞こえてきます。また、調査に答えている子どもにも趣旨が伝わっていない実態があることが、生活者ネットワークの調査から明らかになりました。

質問します。体罰等の実態調査であるのに趣旨が伝わっていなかったというのは、根本的な大問題だと考えますが、区教育委員会の見解を伺います。

また、中・高生用の体罰調査の質問用紙には、体罰・暴力を受けた時期を、今年度の4月から12月の期間にあった暴力についてと期間を限定しています。期間を限定すると、例えば学年が変わり、担任の暴力から逃れることができ、ようやく声を上げられるようになった子どもが、声を上げることができなくなります。都が作成している調査用紙ということは理解しますが、区教育委員会として体罰等の実態把握をするために、都に対して、中・高生の質問用紙にある期間限定を外すよう、改善を求めてください。

そして、都の改善には時間がかかると思うので、区内での体罰・暴力の早期発見・救出のために、都の改善を待たずに、区としての調査を早急に行うことを求めますが、見解を伺います。

また、このアンケート調査については、作業効率等の観点から、学校で集計し、集計結果だけが区教育委員会に届くという手順です。考えたくないことですが、この集計方法では、子どものSOSが学校の判断によって、ないものにされてしまう可能性もあるのではないかと危惧します。何か改善ができないかと考えますが、区教育委員会の見解をお知らせください。

あわせて、2019年度の実態把握報告については、新型コロナウイルス感染症の影響からまだ出て

いないとのことですので、2018年度の集計を見て質問をしますが、体罰等の実態把握調査票で非該当が多いことについて、非該当の意味をお知らせください。

以上、体罰については5点お答えください。

○矢部教育総合支援センター長 初めに、月経に関わるご対応のお話でございますが、私たちとしては、子どもたちは様々な悩みを抱えてございますので、担任を中心に子どもたちに丁寧に向き合って対応してまいりたいと考えております。

○工藤指導課長 体罰についてのお尋ねでございます。委員からもご指摘いただいておりますが、体罰または不適切な指導を学校から根絶することというのは、東京都によります調査にかかわらず、必ず必要なことであるということで学校に指導しているところでございます。また、体罰根絶に向けては、学校・教員だけが努力するのではなく、児童・生徒には、やはり暴力はいけないことというのを理解いただくとともに、その趣旨を保護者にもご理解いただくというところが重要なところでございます。

あわせて、各学校からは、12月に東京都教育委員会からの調査依頼があったときに、児童・生徒にも校長から講話を行い、と同時に保護者へも案内をしているというところでございます。その部分につきましてはこれまでと同様、また丁寧に保護者に伝わるように、学校から発信したいと思いますので、そういった趣旨の理解があって体罰が根絶に向かうと思っておりますので、そのように取り組みたいと考えてございます。

また、生徒アンケートの期間でございますけれども、東京都教育委員会が行っています調査につきましては、実施時期が12月ということで、生徒向けには12月という案内をしているところでございます。ただ、本調査そのものというのは、年度の終わり、3月31日までが対象期間でございますので、実際にその後、例えば保護者からご意見を頂いたものも含めて、本調査そのものというのは1年間を対象にしているところではございます。ですので、あくまでも12月に実施するというところで、これまでにあったというところの期間を明示しているというところでございますので、その点をご理解いただければと存じます。

またあわせて、学校での集計を行っているところでということでございますが、体罰あるいは不適切な指導が学校内で起きたときには、その場合は基本的には即日に、私どもに一報が参ります。それ以外で、本調査でいきますと、例えば該当にするかしないか、様々な事例がございます。そういった意味では、いわゆる事例の掘り起こしという観点もあろうかと思いますが、例えば不適切な指導を受けた児童や生徒だけではなく、それを見ていた児童・生徒がいた場合、こういった調査で明らかになってくるといってもあっているもの、また、保護者のほうが児童・生徒の不調ないしは異変を感じ、学校へ相談することで分かる事例というのもございます。様々そういったことも含めて、きめ細かく調査をし、体罰の根絶に向かうために取り組んでいる調査というところでございますので、学校に集計をお願いするというのは、大きな事例、一報があるもの以外を細かく学校で精査・確認し、報告を頂くというふうに行っているところでございます。また、そういった意味では、非該当に当たるというふうにされる部分というのは、例えば本来認められる、教員から児童・生徒への指導。例えばそれが、認められている叱責であったとしても、見ている児童・生徒からは、あれは厳し過ぎるのではないか、それはどういったことで起きているのかということで報告が上がってくることがございます。そのときの状態、どんな指導の様子だったのか、またその指導そのものがどんな様子かというのを、様々聞き取り調査も行った上で、それは通常認められる範囲の指導であったということの場合には、案件はありましたけれども非該当という項目で上げるというところで行っているものでございます。

○田中委員 まず非該当の部分なのですからけれども、認められる叱責だったとしても、子どもたちから声が上がったということは、子どもたちが傷ついた、暴力だと思ったということですね。でしたら、非該当にはならないと思います。

また、中・高生の体罰の質問用紙についての期間については、小学生の質問用紙を確認すると、期間というのは書かれていないのです。だから子どもたちは書けるのです。ただ、中・高生向けのものについては12月の期間というのを書いてあるため、去年のこと、前にあったことなどが書けなくなってしまうということを言っています。改善を都にも求めてほしいですし、区としても、そこを削除して調査を行ってほしいと思います。

調査の趣旨が伝わっていないということは、とても大問題でして、子どもの調査の趣旨が伝わっていなかったら調査の意味自体がなくなってしまうと思います。区教育委員会としての趣旨説明が必要だと考えますが、見解を伺います。

○工藤指導課長 やはりご指摘も頂いてございますが、体罰あるいは不適切な指導をなくすということが非常に重要なことであると認識してございますし、例えば本調査の趣旨も含めて、そういったことが、学校、教員、また児童・生徒だけではなく保護者にもきちんと伝わるということというのが非常に重要であると考えてございますので、これまでと同様、また様々その発信についてしっかりと行うよう、学校に指導していくとともに、教育委員会も一体となって、体罰、不適切な指導の根絶に向けて取り組みたいと考えてございます。

期間を外すことにつきましては、都が定めた様式ということでございますので、そこは都と意見交換などを行うことを進めていければと考えてございます。

また、いわゆる非該当の項目ということでございますが、例えば指導の中で認められる範囲というのが、体罰行為等防止のガイドラインに定められております。それが、例えばすぐ近くで見ていた児童・生徒でなくても、例えば緊急避難的に教員が、緊急避難ですので取り押さえるであるとか、危険回避のために行うことがございます。そういったことは、離れて見ている児童・生徒からすると、それは何か教員が無理やり有形力を行使したのではないかというふうに見られる場合もございます。そういった事例も含めて、申し出た生徒だけではなく、周りの子にも聞きながら、どういうことだったか、総合的に判断していくというふうにやっていますので、そういったことできめ細かく見ているものであることはご理解いただければと思います。

○田中委員 ぜひ、子どもたちや保護者に趣旨が伝わるように丁寧に説明をしていただきたいということと、まず暴力と誤解されることが、緊急的なものだったとしても、暴力としてほかの人たちから見えてしまうというのは、やはりあれかと思うので、ぜひその部分に気をつけていただきたいと思います。

また、様式についてです。東京都の調査様式というのは分かるのですけれども、区としてすぐに直せると思うので求めます。

そして次に、新型コロナウイルス感染症関係について伺います。民生費でも伺いましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、来年度、小・中・高等学校に入学する子どもたちは、例年とは違い、準備が間に合わないまま進学します。特に小学校に入学する子どもたちについては、子どもに関わる保育士等から心配する声が聞こえてきます。教育委員会と学校では、例年とは異なる受入れと、送り出す体制が話し合われていると思いますが、検討状況等をお知らせください。

○矢部教育総合支援センター長 新1年生・新7年生の進学につきましては、配慮していくことが重

要だと感じております。今でも既にコロナ禍でしたので、なかなか交流がストップしていましたが、学校によっては少人数で既に交流を始めているところもございますので、幼稚園・保育園のほうの幼児の教育も少しずつは進んでくると捉えています。また、中学校に向けましても、既に6年生は今、コロナ禍だからこそできることでリーダーシップを取っておりますので、そのようなことで、また中学校のほうも対応して、そのような状況を踏まえて丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○田中委員 小学生になった子どもたちは、例年に比べてできることが少ないかもしれませんが、それを受け止めてほしいと要望します。区教育委員会と学校だけでなく、幼稚園や保育園などの先生たちと情報共有を行い、子どもたちを迎える体制を整えてほしいと要望します。以上です。

○あくつ委員長 次に、松本委員。

○松本委員 本日は、367ページ、学校ICT活用経費、354ページ、区教員経費、あるいは355ページ、教職員人材育成経費について伺います。

まず、学校ICT活用経費なのですが、主にペーパーレスの観点からお伺いしたいと思います。児童・生徒用タブレットについてですが、今年度、年度内の1人1台配付ということで進めていただいているかと思います。冬にかけて、また新型コロナウイルス感染症大流行の可能性も大いにありまして、一刻も早い整備が求められています。この間も、決算特別委員会の中でもご報告等がありましたけれども、個別に一時的な学級閉鎖が行われる等、何かあったときにすぐオンライン授業に移行できる環境というのが喫緊の課題と言えます。

それで、学校現場におけるタブレットの導入は、オンライン授業や効率的な学習に加えて、ペーパーレス化にも資するところだと考えております。新型コロナウイルス感染症下におけるペーパーレス化というのは、環境負荷低減のみならず、先ほども筒井委員から図書館の図書の関係での消毒の話もありましたけれども、これは接触機会の低減ということにも資すると思います。また、先ほど松澤委員からもありましたけれども、例えばプリント等をタブレットで保護者向けに配信するというのをきちっとやっていけば、これは子どもが保護者にプリントを見せないということの防止にもつながっていくものと考えています。また、先ほどのご答弁で、紙の媒体がいいものもあるのではなかろうかという話もあったのですが、これは確かに連絡帳のような双方向に使うようなものについてはそういうこともあり得るのかと思うのですが、やはりお知らせみたいなプリント、こういうものは、紙で配るメリットはそんなにないと思います。それで、例えばお知らせというところで言うと、災害が起こる、台風が来るというときの、例えば学校の休校といった通知も、タブレットに配信しますということをあらかじめ決めておけば、開封通知という設定も全然ありますので、これはもう漏れがないというか、開封しない人に個別に対応すればいいというふうな話が取れるのではないかと思います。ですので、タブレットとペーパーレスの関係の中でも、まずはこれまで手配りされていたプリントをペーパーレスの方向で進めていくということが、学校現場でも必要ではないかと思いますが、ご見解を伺います。

○工藤指導課長 学校におけるペーパーレス化ということでございますが、現在、学校で例えば取り組んでいる事例としましては、一部、職員会議などで部分的に取り組んでいるといった事例はございますけれども、やはり機器を運ぶであるとか、その配備の状況などで、なかなか課題もあるために進んでいない現状もございます。ただ、やはりそれは、今後のタブレット配備も併せながら、大事な視点であると認識してございますので、そういった意味では検討してまいりたいと考えてございます。

○松本委員 教職員のところはまた後ほど伺いできればと思うのですが、児童・生徒に対する紙の配布というところで、まずはプリント等のペーパーレス化を進めるというのは大事かと思いつつ、

さらに一步進めて、例えばテストの結果や通知表は、新型コロナの関係で通知表を終業式には配れませんでしたというふうな報道なども、これは品川区ではありませんけれども結構あるところでございます、これも、タブレットに通知表を配信するというふうな考え方もあり得るのではないかと思います、こういった可能性についても伺えればと思います。

○工藤指導課長 今ご質問いただきました点につきましては、例えば通知表というものには、もちろん成績、あるいは学習の記録と文章も記録されるものでございます。もちろん個人情報の保護というのが、タブレット内、またそういった情報の管理というのは非常に重要でございますので、そういったことが可能かどうか、またはそれが適しているのかも含めて、検討課題であるという認識ではございますので、そういったことも踏まえて、現行の様式と併せながら、何が一番有効であるのかというのは検討してまいりたいと考えてございます。

○松本委員 検討というところもあると思うのですが、例えば私は大学を卒業したのは2005年ぐらいですけども、その当時も個別の成績表というのはオンラインで取れたりということもありました。海外等を見ましても、小・中学生の成績表についても、タブレットとは少し離れますけれども、IDとパスワードをきちんと配付して、そこで一致させてというのはよくやられているところですので、ぜひ引き続きご検討というか、進めていただければと思います。要望です。

政府内でも、教科書のデジタル化の議論が、先ほども少しありましたが出ておりまして、今後、教材のデジタル化がますます進んでいくと思います。少しお伺いしたいのですが、1人1台、LTE型タブレットが配付されて、児童・生徒がデジタル教材で学べるようになった後、もうかなり学べるようになった後に、保護者の中から、希望者には、デジタル教材を学校側が学校の経費で負担して印刷して配付すべきだ、全員ではなくて希望者には配付すべきだという話が出てきた場合、紙で学べる環境を整えるのが学校の役割だというふうな保護者が出てきた場合、学校側としてはどのように対応するのかお伺いできればと思います。

○工藤指導課長 今ご質問いただいたように、そういった場合があったらということでございますけれども、なかなかデジタル教材、デジタルで使うからこそそのよさということがございますので、そういったことで例えばご理解をお願いする部分もあろうかと思います。また他方、デジタルでいわゆる自動採点機能がついていて、即時に採点されるよさというのもございますし、また例えば作文添削でありますとか、またワークシートに関して、またドリル学習についても、個別に採点して教えるべきものがないということもございます。そういったメリット・デメリットも含めながら、何が有効かというのは検討する必要があるとも思いますし、そういった活用を図っていく範囲では、様々ご要望はあろうかと思いますが、取組みの趣旨というのをご理解いただくということも踏まえながら進めたいと考えてございます。

○松本委員 タブレットが配付されて、デジタルできちんと勉強できるというふうな環境の中で、個別に紙を配付してくれというふうな話が出てくると、これは教職員の業務負担にもつながっていきますので、正当な理由があれば別ですけども、そういうことがない限り毅然とした対応をしていただければと思います。

続きまして教員側ですけども、先ほど、職員会議のペーパーレス化に取り組んでいただいている学校もあるということで、これはぜひ進めていただきたいと思います、ほかの学校での取組みや、推進していく流れというところもお願いできればと思います。

○工藤指導課長 各学校で行っていくのに関しましては、やはりあらかじめ資料等、読み込んでいた

だきたいものというのは事前に配付する。それを、例えば現在の機能で言えば閲覧機能を使って、既に送っておくということで取り組んでいる学校もあると存じています。また、児童・生徒の個人情報等を共有する場合においては、紙にすることで、その情報が漏えいするという懸念もありますので、やはりそれは電子上で閲覧する。ただ、電子上で閲覧も、全員に配付するわけではなく、共有のフォルダーで確認するであるなどというふうに工夫しているという学校もございます。

○松本委員 そういった、本当に電子上で、インターネット環境上でやれることというのはたくさんあると思うのです。その中でまたお伺いしたいのですけれども、一部の教員が、自分が雇用されたときにはタブレットなどなかった。タブレットを使うことは働く上で前提とされていなかったと述べて、紙での授業しかやらない、あるいは職員会議も、希望者には資料を学校側できちんと印刷して紙で配るべきだと主張した場合に、学校側としてはどのように対応するでしょうか。

○工藤指導課長 私ども、例えば現状も、GIGAスクール構想の中で、1人1台タブレットを実現していくというところで、今、推進しているところでございます。

先般、学校、教職員、または保護者に向けて、また児童・生徒に向けても、ICT通信というのを発行したところではございます。その中でも、主には教職員に向けて、「学びを変えよう」というタイトルをつけさせていただきました。もう今、現状は、タブレットを活用することで授業の質も高められるという視点で授業改善に資していくというところが、教員に課されている使命であるというところは、教員に対しては指導してまいりたいと思いますし、そのように取り組んでいきたいと考えてございます。

○松本委員 変えていこうという流れというのは、聞いていて本当にそのとおりだと思いました。時代に合わせて、やはり職場環境、働き方も変わっていくものだと思います。タブレットが配付されて、ペーパーレスでやっていきましょうという流れの中で、希望者には資料を紙で配付するべきだと、資料を作成する側のそういったことがあると、教員にも負担となると考えています。

我々区議会もタブレットを配付されているのですけれども、残念ながら、まだペーパーレス化というのが停滞しているというふうなところでございます。政務活動費もあると。それで、紙が惜しければ自分で印刷すればいいという中で停滞しているということは、区民に対する説明責任の観点からも納得できないというところで、これは強く進めていかなければならない。停滞させている人たちに対しては強く怒りを持っているということを改めて申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○あくつ委員長 次に、西村委員。

○西村委員 359ページ、学校と家庭の連携推進事業と、361ページ、マイスクール運営費、関連しまして、不登校、ひきこもりについて伺ってまいります。また、ページが見当たりませんでした。時間が余りましたら、まもるっちについて伺います。

先ほどのご答弁で、マイスクールそれぞれの利用状況の報告がございました。この人数は多いのか少ないのか。議事録を見ますと、区内不登校児童の数は以前にもご答弁がありました。出現率では少タイメージがしばらく、登校渋り、欠席しがち、保健室登校などの状態にある生徒・児童がどれぐらいいるのかと算出しましたら、大体、中学生は1クラスに1名、小学生は70人に1名程度かと思いますが、全国的な数字もあると思いますけれども、区内の現状はいかがでしょうか。お知らせください。

○矢部教育総合支援センター長 平成30年の不登校の出現率につきましては0.55%、中学校につきましては3.71%と、例年、徐々に増加傾向にございます。

○西村委員 不登校児童・生徒への支援の在り方について伺ってまいりたいと思います。不登校調査の結果が国から定期的に発表されますが、増えたとか減ったといった数ばかりが報道され、大切なこと

は不登校についての理解・把握を深めることだと思っています。品川区のマイスクールのような場所が全国的にはまだまだ整っていないことも多い中、区は率先してマイスクールを開設しており、様々な対応例も蓄積されていることと思います。現在、不登校児は、全国小・中学校で合わせて17万人と言われます。そのうち9割がマイスクールなどフリースクールに行っていないという統計結果を拝見しました。今、区内で不登校の状況にある生徒・児童がどのような方法で学んでいるのか。把握が難しいとは理解していますが、マイスクールやフリースクールに行かない、行けない児童・生徒の推計値はどのようになっているのでしょうか。また、校長判断で出席を認める事例があると思います。ケアしている配慮があれば、さらに取り組んでいただきたいと思いますので、お聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 初めに、先ほどの答弁についてつけ加えさせていただきます。数字でございますが、東京都の出現率から比べますと、若干低くなっております。

次に、マイスクールにも通えない、学校にも行けないお子さんの様子でございますが、若干名、調べますと出ていますが、問題行動等調査という、国で調べているのは、年間30日以上お休みのお子さんなのです。ですから、全ての数字を今、我々がはっきりと持っているわけではございませんが、数人そういうお子さんがいるのは聞いてございます。実際には個別対応になりまして、不登校の理由はみんなそれぞれ個別でございますので、担任を中心に学校で、学校体制をつくりながら、家庭と連携を取って連絡しているところでございます。こちらはHEARTSもつながっている事例もございますので、こちらで訪問して話をしたりということまでは聞いてございます。学習については各ご家庭のご判断もありますので、自学する、またはインターネット環境が整っていれば、eライブラリ等の紹介もできるということでございます。

○西村委員 品川区にはHEARTSがありますし、スクールカウンセラーもいてくださって大変心強いのですが、不登校児の中には長らく外出できていない児童・生徒もいると伺っています。小・中学生が平日、外に出歩くことはできません。区内児童にも、マイスクール等に出向かない場合には居場所がない。勤めている保護者が不在で、自宅に1人での生徒もいるのではないかと思います。私が伺った事例ですと、HEARTSの面談をきっかけにマイスクール五反田に行く。あとはアウトリーチ型の支援、学校内の別の場所で授業を実施する。児童センターに行くお子さんもいると伺っています。また区内には、子ども若者応援フリースペースもあります。このように、区内にも、学校に行かない、行けない場合の様々な事例が既にあると思っています。

文部科学省による「魅力ある学校づくり検討チーム」の設置もあり、多様な状況に対応した支援・指導体制の確立がますます求められています。不登校の生徒・児童がどのような生活をしているのか、毎月把握してくださっていると思いますので、これらを調査し集約していただきたいと思います。学校に来られないという状況になった生徒・児童に対して、多様な学びを認める方向へ国も向かっています。また、数年前のデータですが、文部科学省による不登校の中学3年生の追跡調査では、不登校経験者の高校進学率が85%まで上がっていると記載がありました。不登校対応の通信制・定時制高校が多くなってきたことなど、受皿が広がってきたことが理由だと記載されておりました。このようなことに関して、区のお考えと今後の展望をお聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 先ほどのお話のとおり、個別の対応が多くなってまいりますので、今、HEARTSの取組みもご紹介いただいていたとおり、またアウトリーチということで、学校ではなく別の場所に指導員が向かう手だても取っております。また、今後、1人1台タブレットが配付されますので、学校に来られないお子さんたちの新たなフォローになるかということで、学習面・生

活面でも検討を進めていきたいと考えてございます。

また、フリースクール等の扱いでございますが、今後、ICTを使ったものについては、一定の条件を踏まえれば、校長判断で教育課程を履修したということを認めるような通知も出てございますので、よく慎重に踏まえた上で進めてまいりたいと考えます。

○工藤指導課長 進学率が上がってきたという点でございますが、委員もご指摘いただいているとおり、やはり高等学校等といったところも、多様なシステムを持った学校が、今、たくさんあるところがございます。また区内においても、マイスクール五反田等で通い始めて、自分で学びたいという意欲が上がってきて、進学につながっているという実績もございます。そういったところが相まって進学率が上がってきていると認識してございます。

○西村委員 ICTの推進は大変期待が持てると思います。今、教育分野は大きく変わろうとしていると思っています。それに対して区も相当に速いスピードでご対応いただいていると感じるのですが、学校に行かない限りは公教育が受けられないというのがこれまでの教育だったと思います。学びのスタイルが様々な認められれば、不登校のみならず、入退院を繰り返す児童・生徒、障害、また学校に行けない、行きたくないなど、様々な要因の児童・生徒にも活路を見いだします。また一般的に、フリースクール、ホームスクールなどは、原則、公的な支援がありませんので、親が学費を負担しなければならず、金銭面で苦しむ家庭も少なくないと伺っています。子どもの学ぶ権利が確立している欧米には、学習者目線に立った様々な教育があるといえます。こういった、学校に行けない生徒・児童のこれからの公教育はどうあるべきか、区のお考えをお聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 不登校のお子さんにつきましても、全てのお子さんが社会に参加できる、そういった環境であることが大切だと考えております。先ほどの教育課程につきましては、例えば民間の施設でフリースクール等に通った場合、例えば1日のスケジュールが内容が適切であること、学習時間や課題の提出、学校関係者の定期的な面接など、そのような条件が満たされれば出席と認めていいことに、今、なっております。ただ懸念は、不登校が長期化することを助長してしまうということとは文部科学省の通知にもございますので、その辺りを慎重に進めてまいりたいと考えております。

○西村委員 ぜひとも引き続きお願いします。

また、ひきこもり支援について伺いますが、全国的にも苦労しているといういろいろな報道が多い中、経済産業省の委託事業で、「eスポーツを活性化させるための方策に関する検討会」という報告書を読みました。教育カリキュラムへの導入も提言されています。都市部は特に、ゲーム、オンライン、eスポーツなどの取組が注目されていますが、この辺りはどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 eスポーツにつきましては、世界でも認知されているということは承知してございます。ただし、現在、新しく学習指導要領が改訂されましたが、そちらには示しがございませんので、国または東京都の示しを踏まえて対応していきたいと考えております。

○西村委員 ほかに地域での事例ですけれども、オンライン学習、あと対話が中心の哲学カフェのような、非認知能力を養う講座を出席扱いとしたり、スタディーサブリを無料で受講できるといった事例も伺いました。ゲーム、オンラインだと自分らしさを発揮できるのだという生徒・児童もたくさんいます。それが心を開くきっかけになることもあります。eスポーツは、体が不自由な方でも楽しめます。寄り添う施策として調査研究をぜひ進めていただきたいと思います。

9月21日の広報しながわで教育特集が組まれていました。「学校生活も、新しい日常へ」というキャッチコピーがとてもよかったと思っています。コロナ禍における取組をきっかけに、新しいスタイ

ルを確立させていく。まさにそういうタイミングに来ているのだと思っています。

次の質問に移ります。学校と家庭の連携推進事業につきまして、改めて簡単にお聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 こちらの事業でございますが、国と東京都の補助を受けまして、特に不登校支援につきまして、お子さんの訪問や学習の、寄り添って一緒にいるというようなことで、スタッフの費用がございます。また、それ以外に専門家、特に不登校への対応についての専門家をお呼びして、校内で研修を行っていただく。そのような事業でございます。

○西村委員 こういった学校と家庭の連携なのですが、不登校のお子さんだけではなくて、いろいろなご家庭でお声が聞こえてくるのが、家庭のことが忙し過ぎて、なかなか学校に関われないという保護者の方のお声が聞こえてくるのですが、今年の秋、区内では、運動会に代わる様々なスポーツイベントを行っていただきました。保護者出席率が9割という区内地域もあったそうです。1学期・2学期は外部の講師を呼ぶことが中止になりまして、コロナ対策をした上で、コミュニティ・スクールを今まで培ってきた外部とのつながりを壊さないようにぜひ継続してほしいと思っております。その辺り、ご意見をお聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 各学校の行事につきましては、委員がおっしゃったとおり、1学期はコロナ禍でございましたので大分控えてございましたが、新たな形で、日にちを分けたり、時間を分けたり、来ていただく方を制限したりということで進めてございます。

○工藤指導課長 ご指摘いただきましたように、コミュニティ・スクールは、地域に根差した、地域と共にある学校づくりという中では、やはり地域の関わりのところは、学校支援地域本部も含めまして、コミュニティ・スクール全体として進めたいと考えてございます。

○西村委員 いろいろな外部の方たちが学校の中にいるというのは、子どもたちの、大人の背中を見る安心感にもつながると思いますので、コロナの様子を見ながら少しずつ続けていただきたいと思います。

最後に、まもるっちについて伺いたいのですが、項目が特別になく、見つけられず、すみません。こちらなのですが、保護者の方々から、緊急通報時の対応、あとHEARTS相談をどうすればいいのか。まもるっちを引いた際の対応などが、保護者もいまいちよく理解できていないというようなお声が聞こえてきます。入学した際に、学校側もしくは、オプションのご説明までは要らないと思うのですが、基本装備の部分だけでももう少し丁寧に、説明会が難しい場合は、何かY o u T u b eで動画で作っていただくなど工夫していただきたいと思いますのですが、可能でしょうか。ご意見をお聞かせください。

○有馬庶務課長 まもるっちの関係でございますが、例年、入学式のときに、まもるっちを新1年生にお配りします。その際に、いろいろなパンフレットといいますか、使い方あるいはオプションの案内等をさせていただいているということです。あわせて、普通に授業が行われれば、安全教育というような観点から、朝会や市民科の中など、一定程度、使い方をお知らせするというのも例年は行っています。ところが、今年度につきましては、ちょうど入学式があつてすぐ休校になってしまったというようなこともございまして、保護者の方に十分な説明が学校からできなかったのかと拝察いたします。今、学校も再開していますので、時を見てもう一度周知できる部分があれば、まもるっち通信なども出しておりますので、そのようなところで周知を図っていきたいと考えております。

○西村委員 私の子どもが1年生で、なかなか、まもるっちを理解できていなくて、コロナ禍ということがあったのだと改めて理解いたしました。先ほどほかの委員からもありましたが、紙でお配りいただくものがとても学校は多くて、保護者も混乱しがちですので、Y o u T u b e、動画、あとウェブな

どでもいいと思います。何かそのような方法で、緊急通報時にどのような連絡が来るのか、あとは24時間これは対応できているのかなどのご質問も保護者の方たちからありまして、その辺りがなかなかまだ周知されていないのだと感じていますので、ぜひとも取組みをお願いしたいと思います。

○あくつ委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時01分休憩

○午後1時00分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。つる委員。

○つる委員 364ページ、図書館費、369ページ、学校図書館経費、それから教育費で学校の朝の受入れ時間について、それから352ページ、教育指導費について伺ってきたいと思います。

まず、図書館関係であります。今日、朝、下の子を子ども園に送って、その帰り道に、何気にふっと空を見上げたら、まさに「大きな空を眺めたら白い雲が飛んでいた」。これは「サザエさん」のエンディングテーマの一節でありまして、先日、その曲を作られた筒美京平さんが亡くなられて、今日、散別の最終日ということで、「今日は楽しい、今日は楽しい、教育費」ということで、いろいろな思いで質疑に臨もうかと思っています。

「サザエさん」、私も、この委員会でもいろいろな方が引用されていて、波平さんの世代の問題とか島耕作だとかということと言われていましたけれど、オープニングエンドというか、最後にサザエさんや家族がリングなどを持ち上げて、元気いっぱい腰を振ってダンスをしている。本当に、今、日曜日しかやっていませんけれども、また1週間が始まるのかという憂鬱な気分を払拭してくれるような思いで、私は「サザエさん」を見てきたわけでありましたが、今年は長谷川町子さん生誕100周年ということであります。それで、私が何で「サザエさん」の話を最初にしたかということ、図書館の関係で、一回、文教委員会でも自分のことを披歴したことがあったのですが、私は小学校のときに、夏休みにずっと遊び過ぎて、読書感想文を忘れていて、しかも親戚のところにいたものですから読む本がなくて、その親戚のお婆さんの家には『よりぬきサザエさん』しかなかったのです。その『よりぬきサザエさん』を読んで読書感想文を出したのです。そうしたら先生から、「もっとたくさん本を読みましょう」と、赤い字で手書きでメッセージを添えてくれたのです。それがすごく、やはり小さいながらにいろいろな複雑な思いがあって、そこから、本というのは大切なのだという思いをすごく持ち続けているときがありました。

今、コロナの中でも、本当にいろいろな形で、先ほど来、電子図書の話などもありましたけれども、読書の推進がいろいろと言われたわけでありましたが、今年度から小学校では学習指導要領にSDGsが盛り込まれて、そうしたことも含めて、品川図書館を中心に、SDGsコーナーをしっかりと設けてくださいとか、また子ども読書活動推進計画の中にも提案もさせていただいたSDGsのブックリストについても記載を頂いて、拡充していただいているところであります。中学校については、今年度についてはモデル校として富士見台中学校では市民科の授業で取り組まれていると伺いました。

それで、何度か取り上げておりますけれども、品川図書館のSDGsコーナーの現状や、学校図書館での取組みについて概略を教えてください。

○横山品川図書館長 SDGsブックコーナーについてのお問合せでございます。

国際連合で、持続可能な開発目標について、子ども、6歳から12歳が学び、実際に行動を起こすこ

とを促すために、「SDGs Book Club」という形で、目標の1から17まで順番に取り上げて、1か月ずつブックリストを発表していくという方針が出されております。今現在、10の目的までの紹介がなされて、本が紹介されているところでございます。品川図書館におきましても、発表された本につきましては購入し、皆様にお知らせさせていただくようにコーナーに置かせていただいているところでございます。また、学校図書館につきましても、選書の際に、SDGsは市民科でも取り上げる項目でございますので、そちらに留意しながら選書しているところでございます。

○つる委員 学習指導要領にも記載されて、小学校では市民科でも取り組み、それから学校図書館等、そういう調べ学習なども、今まで品川区は積極的にやってきていただいている中で、まさに今、現実の社会もコロナ禍という、本当にSDGsの取り組みを一つ一つ身で学ぶような時代になっているわけですので、しっかりとさらなるそうしたところの充実も、ぜひ進めていただきたいと思います。

次にいきます。どこか分からなかったので教育費というところで恐縮なのですが、平日、いわゆる通常の登校する朝の、学校での受入れ時間の対応についてということなのですが、これは2019年ですか、2018年だったのでしょうか、これから新1年生になるという保護者の方からご相談を頂いて、いわゆる小学校1年生の壁の一つとして、朝の登校時間の課題のご相談を頂きました。それで、校門が開く時間については各学校によって様々あって、それは、今で言えば教員の方の働き方改革といったところも関連してきますし、また子どもの成長・発達段階に応じての時間の管理などといったところも当然重要になってくるわけでありましたが、そういうご相談を受けて、教育委員会にもご相談させていただいた中で、ある学校では、本来、8時10分の受入れだったところを、7時40分に前倒しをしていただいて、1年生から3年生、低学年について受入れをしていただいて、朝学習を実施していただいている。そういう学校も伺っているところであります。これは全ての学校で一律にできるかという、当然様々な課題があって、協力していただく地域の方も含めて、そういう課題もあろうかと思いますが、まずこの辺について、各学校の判断や教員の働き方改革といったところも含めて、教育委員会としての把握や、またそういったところを実施している学校に対する支援がありましたら教えてください。

○矢部教育総合支援センター長 朝の登校についての配慮のことだと捉えております。

まず、通常、8時10分から8時15分ぐらいが、開門または始業に向けて子どもたちが登校する時間になってございます。ただし、学年を問わず、お仕事に行かれる保護者については、お子さんを置いて出るのが不安で早く出したいという要望があることも存じています。

それに対応しまして、学校長のほうで、今お話がありました教員の勤務時間のこともございますが、管理職を中心に、早めにお子さんを一部お預かりしている事例はございます。学校によりましては、地域の方のご協力を頂いて、見守りということで門の前に立っていただく学校もございます。そのような地域の方にもご協力をいただきながら、また安全という面では、保護者にも十分ご協力・ご理解を頂きながら進めていくものと捉えております。

○有馬庶務課長 これは学習面の支援ということではございませんが、通学安全業務につきましては7時半から配置できるようにということで対応しているところでございます。

○つる委員 子どもたちの安全安心というところでは、7時半ぐらいから体制を取っていただいているということでありました。本当に親御さんも様々な、働き方が変化してきている中で、そういう早朝の時間、どうしても、特に新1年生が対象になるのだと思うのですが、段階的な支援というところでは、これは冒頭でも申し上げましたけれども、やはり一律でなかなかというところは当然あると思うのですが、ただ一方で、所管は違いますが、放課後については全児童も含めてすまいるスクールということ

で品川区は実施していただいている。私は勝手に、朝のすまいるスクールかと、勝手なコメントをつけているのですが、そういった支援策というところも、今後の中で、今実際に対応いただいているところもあるのですけれども、総合的に見て、これは教育委員会だけではない観点かもしれませんが、そうしたところの支援策というのを、さらに一重深めた検討等をやっていただきたいと思いますので、これは今現在、対応いただいているところの方のお声も含めて、私自身も引き続き、どういう形が一番いいのかということも模索していきたいと思いますので、朝の対応についてはまた教育委員会としても支援をよろしくお願いしたいと思います。

次に教育指導費ということで、午前中の質疑の中で、コロナ禍における様々な教育、それから指導内容については、オンラインの活用なども含めて個別具体のことは伺いましたし、また文教委員会でも一定程度質疑がされているのも確認させていただきました。なので、私のところでは、児童・生徒の、今回、コロナ禍における変化、またよかったところ、また懸案事項として今掲げられて、取り組もうとされていることとか、特に今申し上げたような新1年生、それから小学校6年生も受験の方もいらっしゃるでしょうし、9年生ないし中学校3年生、いわゆる受験対象学年のメンバー、児童・生徒に対する様々なお考えを教えてください。

○矢部教育総合支援センター長 よかったところということの答えでございます。やはりコロナ禍だからこそ生まれてきたものがございます。保健も中心にですけれども、いじめや差別、偏見等について、これまでも指導はしてまいりましたが、今回のコロナ禍においては、全ての子どもたちがその意識を高めるチャンスでございます。保護者も含めて、授業の中で、市民科で取り上げられた授業も聞いておりますので、こういった新たなコロナ禍の体制でも授業が充実したということは1つあるかと思います。

今後につきましても、今のようなコロナの事情、またこれから、なかなか制限がありますけれども行事も進めていくということになっておりますので、学校独自の工夫した、子どもたちの創意を活かしたような行事も組み立てていきたいと考えてございます。

○つる委員 今、最後にご答弁いただきました。何を現実から学び取っていくかという、まさに始まっているアクティブラーニングの部分になってくると思うのです。今年の予算特別委員会でもたしか申し上げたと思いますが、やはりそういう意味では、こうした機会をどう教育の現場で捉えて、児童・生徒の生き抜く力に結びつけていくかということが大事だと思います。

余談であります、リンゴが落ちるのを見て発見した万有引力の法則。これはいろいろなところで言われております。真偽は不明ですが、リンゴが落ちたというところを見て万有引力の法則を発見した、ほかにも三大業績と言われているものを確立したニュートンも、ペストが大流行して1年半、大学に行けなかったときに、様々勉強していたものが結びつけたと言う人もいますし、また天然痘のことについては、ジェンナー、イギリスのドクターでありますけれども、それよりも6年早く1792年に天然痘を予防する種痘開発に成功した方が日本にいます。そういった方のことを考えると、これは天然痘については、40年前、1980年に根絶された。まさにこういうときだからこそ、コロナについても、ニュートンだったり、日本でジェンナーよりも先に開発した方も含めて、こういうときにこそ、まさに教育を受けた子どもたちが将来、あのときにこのことがあったから、まさに今、ノーベル賞のいろいろな表彰をやっていますけれども、そういうふうになったというような、一人ひとりをつくれるような機会にしていかなければいけないのかと思っております。

ルターの言葉で、「たとえ明日が世界の終わりの日であっても、私は今日、リンゴの木を植える」と

という言葉があるそうなのですが、これは、環境が厳しくても未来を信じ、今を全力で生きる姿勢を意味するそうであります。先ほど来、ITの活用などが出てきました。私は、ITというときには、なまった言い方で、「アイテ-」を活用する。子どもたちはやはりITよりも、やはりコロナのときも先生や友達に「会いてえ」、会いたかったのではないかという声をよく聞いたのです。だから、やはりIT技術も大事だけれども、生身でしっかりと、先生たちが子どもたちの心を受け止めていくという、そこをしっかりと大事にしていきたい。先ほど、私自身の『よりぬきサザエさん』の感想文の手書きの話をしましたけれども、早稲田大学の教育方法学の先生が、手書きの添削やメッセージをもらった子どもは学習意欲が高まると指摘されておりまして、先ほど紙媒体やデジタルなどと、いろいろと話があったのですが、いずれにしても、やはり心のぬくもりを感じるような教員の指導というのが大事なのかと感じております。ゲーテの言葉にも、「心の底から出てこなくては、人の心に届かない」という言葉があつて、先日、昨年の12月に、ある校長先生が、今は別の立場になっている方が、ある児童にこういうお手紙をくれたのです。「お手紙どうもありがとう。とてもうれしかったです。朝会の話をよく聞いてくれているのですね。これからも家族やお友達と仲よくしてください。花丸」。すごく達筆なきれいな字で。校長先生にお手紙を書いて、そのお返事を、心温まる、こんなきれいな字でくれた。それは、児童の心に残っているのです。それで今、生きる力というか勉強を頑張るという気持ちになつていて、やはりこんな、子どもの心に響くような教師が1人でも増えていただきたいと思っております。ちなみに、これを書いてくれたのは、教育総合支援センター長です。終わります。

〇あくつ委員長 次に、くには委員。

〇くには委員 私は、357ページ、一貫教育推進経費、367ページ、学校ICT活用経費から、オンライン学習について伺います。

品川区では、平成18年に先進的な取組みとして小中一貫校を開校し、さらに平成28年度には義務教育学校開校、令和2年度で5年目になります。文部科学省による調査では、義務教育学校は平成29年度には全国で23都道府県48校、併設型の小中一貫校は37都道府県で253件、これは令和5年度にはさらに倍近くになる見通しで、全国的に広がりを見せ続けています。

そこで改めて、これまでの品川区の取組みの結果、現状としての、従来の小・中学校と比較しての、小中一貫校・義務教育学校に対しての評価をお聞かせください。もちろん、評価といっても、学力であるとか運動面であるとか、あとは自主性、協調性、自立性、社会的モラル、いじめの増減等、様々な評価基準があります。メリット、デメリット、双方あると思いますけれども、それらを踏まえて総合的に、どちらに優位性があるかなど、特に相違が見られる点を中心にお聞かせください。

〇工藤指導課長 義務教育学校についてのお尋ねでございます。

義務教育学校についてということでお尋ねいただいておりますが、私どもは、小学校、中学校に併せまして義務教育学校という、3校種の体制で9年間の一貫教育を進めているというところで、3校種の体制を取りながら、また学校を選んでもいただける選択制も相まってということで成果を上げているものという認識をまずしてございます。そのうち、一貫教育は全ての学校で同じく行ってございますので、そういった意味の小学校・中学校・義務教育学校での教育内容の差というのはございません。その上で、義務教育学校という特色であれば、やはり施設が一体となった学校、校舎の中で、1年生から9年生までが同時に学校生活を送っている。そういった意味での特にメリットの部分であれば、やはり異学年交流等が非常にしやすい環境にあるという点はございます。例えば義務教育学校の中でも8年生と5年生が宿泊行事を行うであるとか、小学校・中学校との連携も進めていくところもありますけれども、義務

教育学校ならではの、校舎一体の中で育まれている、そういった特色ある行事というのも行われているところがございます。そういった意味では、小学校も中学校もそれぞれの方針に応じた特色ある学校行事等も行ってございますので、義務教育学校の中で育まれる、また4・3・2年生という学年団のまとまりというの也非常に、特に5・6・7年生、また前期課程と後期課程の教員の行き来であるとか、そういった面で9年間の教育を進めやすいというメリットのところでは成果が上げられていると認識してございます。

○くにば委員 今ご答弁くださったメリットであるとか、デメリットもあると思うのですが、そういった部分を、小・中学校の教育現場にフィードバックして、その結果、新たに始めた取組みや、あとは変更した教育手法がありましたらお知らせください。また、今、品川区には義務教育学校が6校ありますけれども、今後さらにこの取組みを強化して、義務教育学校を増やしていく方針はありますでしょうか。ご答弁をお願いします。

○工藤指導課長 例えば3校種ある中で、お尋ねいただきました義務教育学校での特色ある取組みの広がりという点で言えば、1点、義務教育学校で取組みを始めた勉強合宿ということがございます。やはり勉強合宿を行うに当たっては、様々指導員の確保であるとか、ですので教職員体制が十分取れているというところで取組みやすさというのがありますけれども、ただその取組みにつきましては、取組み方を変更しながら中学校にも広がりを見せているところがございますので、また小学校・中学校での特色も取り入れられるところもあるということで、双方に取組みが広がるような共有というのは常に行ってございますので、それぞれのいい取組みは、小学校・中学校・義務教育学校を通じて広めていきたいと考えてございます。

○篠田学務課長 義務教育学校の今後の展開についてのお尋ねでございます。これまで品川区では6校、地域バランス等を考えて設置してまいりましたが、小学校・中学校・義務教育学校と、3校種の体制、バランスの取れた体制が一番重要と考えていますので、現時点では義務教育学校をこれ以上増やす予定はございません。

○くにば委員 最後にもう一点、小中一貫校、義務教育学校出身者について、卒業後の中長期的な特性把握の分析であるとか、あとは小・中学校出身者との大学進学率の差異であるとか、その後の職業分布等の違いなど、客観的な統計データを取る調査やアンケート等はなさっていますでしょうか。こちらについては、全国の自治体や文部科学省で、同様に、この点の中長期的な統計調査は取っているのでしょうか。

○工藤指導課長 まず私どもで言えば、義務教育学校、また小学校、中学校を含めて、卒業した卒業生、高等学校等への進学につきましては把握しているところでございますが、その先の進路につきましては、私どもが把握するところではございません。また、国のほうのそういった統計的な調査があるかということにも、現状、私どもも、そういったものがあるという把握もしてございません。

○くにば委員 義務教育学校について、全国でも倍にさらに増えていくということで、さらなる研究を進めて、統計的にもきちんと効果があるということを示されるような将来になっていただきたいと思います。

続いてオンライン学習についてです。コロナによって休校が続いた結果、全国的に学習の遅れが問題になっております。この問題を解消するために、冬休みを短くする、授業時間を長くするなど、単元を取り戻そうとするために、生徒・教員・保護者など様々なところにひずみが生じています。その中で、オンライン学習についての保護者の声として、「家庭での学習が増えた結果、子どもを学習に向かわせ

る責任が親の責任にもなり、家庭での親の負担がとても重くなった。学習の遅れは、学校がありとあらゆる工夫を図って教育をすべきで、これでは家庭への教育の押しつけだ」。そのような不満の声が様々あります。そういった保護者の声について、区はどのように捉え、受け止めていますでしょうか。またオンライン学習については、生徒へのケアだけではなく保護者の負担軽減、メンタル面への配慮やケアが必要だと考えますけれども、この点のお考えをお聞かせください。

○工藤指導課長 オンライン教育についてのお尋ねでございますが、まずオンライン教育の非常に大事な視点というのは、児童・生徒、子どもたちの学びを止めないということであると認識してございます。また、先般、休業したときに、保護者の方々から様々お声を頂いたというのは、私どもも把握している点はございます。ただその上で、各学校は工夫をしながら、児童・生徒への課題の提示の仕方というのは工夫してございます。そういった意味では、例えば保護者の方に採点をお願いするなどという事例も幾つかあったと認識してございますけれども、学校によっては、子どもが家で考えるような課題を提示しながら、またそれが、登校できたとき、または課題を回収するときに、教員からまたさらにフィードバックして、さらにその次の課題へつなげるであるとか、そういった工夫、いわゆるリモート学習というものも進めておりました。ですから、そういったことを進めていくことが、オンライン教育そのものなのですけれども、それに併せてリモート学習というのも必要である。それが、オンライン教育が行えることで、より学びを止めないということが充実していくと考えている点はございます。

○くにば委員 今、それぞれの生徒が考えるということが重要になるとおっしゃっていましたがけれども、最後に、オンライン学習のデメリットについて伺います。メリットが多いオンライン学習ですけれども、デメリットとして指摘されている問題点として、一例として、誘惑が多く集中力の持続が困難。動画使用などのオンライン学習だと、例えばスマホにLINEのメッセージが届いたら、そのたびに手を止めて返信してしまう。自宅学習だと、漫画やゲーム、スマホ等、多くの誘惑があり、学習の進みが遅くなる生徒がいる。また、学校でほかの生徒と関わる機会が損なわれているため、人間関係形成についての教育が進まないなど、様々なデメリットが指摘されていますけれども、これらのデメリットに対する具体的な改善策の取組み、例えば集中力持続のための具体的な方策のアドバイスなど、どのようになさっていますでしょうか。

○工藤指導課長 委員から今ご指摘があったところでございますけれども、これから私どもはタブレットを導入して、さらにオンラインでの学習というのも進めていく中、また家庭学習の在り方ということについても、やはり同時に検討しているところではございます。そういう意味では、宿題の課し方も、その児童・生徒に合った課題を提示する。それで、その家庭学習に取り組む時間であるとか、様々なタブレットを運用する時間なども含めて、どんなふうな扱いをするのかも併せて検討しているところでございます。ですから、様々な課題がある中で、やはりメリットを活かしていくということが大事な視点であると私どもも認識してございますので、デメリットができるだけなくなる、またはそのメリットを活かせる活用を図っていきたくと把握してございます。

○くにば委員 オンライン学習については非常に有用で、今後必ず進めていかなければいけない分野だと思います。コロナの影響はこれからもまだまだ続くと思いますし、ここに関しては区でもしっかりと研究を進めていただいて、オンライン学習が、より生徒が今までの学習よりもプラスになるような研究を進めていただきたいと思います。

○あくつ委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 私からは、361ページの特別支援教育費について伺いたいと思います。インク

ルーシブ教育の充実を求めて、学習支援員・介助員の拡充、それから特別支援教育推進計画の策定を求めて質問したいと思います。

まず、通常の学級において、今年度、学習支援員が配置されている児童・生徒数がそれぞれ何人いるかをお聞かせください。それから、今年度、小学校で1校当たり、週7時間から10時間に増やしたと、3月の予算特別委員会のときに説明がありました。そのことで現場がどう変わったのか、また現場の状況から、今後さらに大幅に増やすことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 介助員・学習支援員のお尋ねかと存じます。

介助員につきましては、これまでもニーズが多かったこともありまして、1校に10時間程度の時間数を配置するように増やしてございます。この成果につきましては、やはりお子さん一人ひとりに手が届く、配慮ができるということと同時に、指導者も安心してお願いして、協力して教育ができるというよさがございます。今後も、品川区の人口が増えてございますので、広げてまいりたいと考えております。

介助員・学習支援員の数については、今、手元にすぐ出てきませんので、今はお答えできません。すみません。

○鈴木（ひ）委員 去年までのデータは文教委員会などでもお示しいただいているのですけれども、通常学級で学習支援員が配置されている児童・生徒数は、平成25年のときには、文教委員会の資料によりますと74人でしたけれども、令和元年には小・中学校で386人に、6年間で5倍以上に増えていきます。区は予算を増やしてきたということで文教委員会では説明されてはいたしたけれども、しかし決算ベースで見ますと、平成25年のときには、ここに使われていたお金は1億7,750万円でしたけれども、令和元年のときには2億524万円で、この増え方というのは1.16倍にすぎないのです。私は、増えた人数に合わせて5倍にした場合どうなるのかと計算しましたら、8億8,000万円ぐらいになるのですけれども、そういうことで考えると、この予算の増え方というのは少し少ないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。もう少し予算を増やして、さらに人数も増やすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、現場からも、増やしていただきたいという声をお聞きしています。7時間から10時間にしたということなのですが、これは、1校当たり、1週間に7時間を10時間にしたということなのですが、1人については1週間に1時間しかついていないという状況なのです。その1週間に1時間つく子どもが、今までは1校に対して7人だったのが10人に増えたというだけのものであって、1人につく時間というのは変わらないわけなのです。そういうことで言えば、現場でお聞きしたところでは、週1時間しかつかないので、算数の時間に週1時間だけついてもらっているということをお聞きしたのですが、でも算数というのは週5時間あるわけです。本来ならば、算数にもっとついてもらいたいし、国語にもついてほしいと、保護者の方からも、我が子についてほしいと思っていてもつけてもらえないという声もお聞きしております。そういうことからすれば、ここのところの大幅増をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 ニーズが多いことは、私も学校現場におりましたからよく分かります。ただし、委員がおっしゃるイクルーシブ教育は、担任も十分理解しなくてはいけないことで、1日そのお子さんの横に介助員がずっといなければいけないことばかりではないと考えております。担任も、そのスタッフや、自分も見識を深めて、そのお子さんに対してどうあるべきか、ほかの子どもたちにはどう理解してもらうかということが大事なのかと考えておりますので、繰り返しますが、人数について

は増えていくことは認知しておりますが、十分に検討して改善できたらと考えております。

○鈴木（ひ）委員 1日ずっと毎日ついていくということには程遠いというのが今の現状だと思うのです。だって、1人につき、1週間に1時間しかついていないわけですから。1日に1時間ではなくて1週間に1時間しかついていないというのが今の現状で、しかも1校に10人しかそれにつかないという状況だということです。

それから、この総時間数なのですが、小・中学校合わせて、事項別説明書で見ると、1万3,120時間だったのです。隣の目黒区が、ちょっと見ましたら6万1,260時間ついていたのです。目黒区は品川区の人口の3分の2ぐらいしかないのですけれども、学習支援員の配置がされている子どもの数も、品川区よりも多い人数がついていまして、配置人数も配置時間数も品川区の数倍という時間数がついているという状況でした。しかも、支援員の方が教員免許を持った方が多いということも聞きました。こういうことから、ぜひ品川区ではもう少し、ここのところの増員、時間数の増、1人についての時間数の増も含めて、大幅増員をしていただきたいと強く要望しておきます。

それともう一つ、特別支援教育推進計画についてお聞きしたいと思います。これは、3月の予算特別委員会のときにお聞きしたときに、品川区にはこの計画がないとお聞きしました。しかし、今、障害者の権利条約も批准されましたし、障害者差別解消法も整備されて、法整備もかなりできていまして、インクルーシブ教育の充実が求められております。合理的配慮も求められております。平成30年3月には、内閣府において障害者基本計画（第4次）が策定されて、インクルーシブ教育システムの推進が掲げられております。品川区としても、特別支援教育を充実させる、インクルーシブ教育を充実させるというところからすると、ぜひ特別支援教育推進計画を策定していただきたいと思います。いかがでしょうか。今までこの計画の策定を検討されたことはないのか、そのことについてもお聞かせいただきたいと思います。

○矢部教育総合支援センター長 特別支援教育の計画につきましては、東京都の第三次計画を中心に、本区としても取り組んできたところでございます。本年度におきましても、豊葉の杜学園に、ことばの教室、また来年度におきましても、荏原平塚学園と日野学園において、特別支援学級の小学部のほうの、前期課程のほうの対応をするところでございます。これからは様々な状況を鑑みながら計画的に進めてまいりたいと考えてございます。

○鈴木（ひ）委員 東京都も計画をもちろんつくっているのですけれども、それとともに、やはり区独自の計画をぜひつくっていただきたいと思います。隣の目黒区、そのほかの幾つもの区がつくっているのですけれども、隣の目黒区では、平成19年に第1次をつくり、今年3月に第四次をつくりました。今回は「心のバリアフリーをめざして」という副題にして、目黒区の特別支援教育の現状、推進計画第三次の成果と課題、取組の方向、施策推進事業などが明記されています。こういう取組みによって、よりインクルーシブ教育を充実させることができると思います。区としてもぜひ推進計画をつくって、この取組みを拡充させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 ご意見のとおり、これまでも計画的に進めてきたところでございます。まだまだ課題もあると思いますので、これからの成果とともに十分検討してまいりたいと考えております。

○鈴木（ひ）委員 私は、計画をつくることによって、これまでの状況をしっかりと分析して、そして課題を明らかにして、そして何が今大事なのかというところを精査して、具体的な対策というところにつなげていくことができると思うのです。ぜひとも推進計画をつくっていただくように要望しておき

ます。

○あくつ委員長 次に、せお委員。

○せお委員 私からは、367ページ、学校ICT活用経費、355ページ、学校支援費、351ページ、就学相談員費、363ページ、知能発達検査業務委託、就学事務費、主要施策の成果報告書の48ページ、特別支援学級等運営費についてお聞きます。

まずは、学校ICT活用経費です。いよいよですが、来年、品川区においても、児童・生徒全員、1人につき1台、タブレットが渡されます。先月、文部科学省から、各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料が示されて、それぞれの教科において細かく活用事例を載せています。そこでお聞きしたいのが、各教科の指導に関しては、この文部科学省の資料を参考にされるのか、それとも、例えばですけども、品川モデルみたいな感じで、名前をつけて品川区独自に活用方法を検討するのか、この活用方法について見解をお聞かせください。

○工藤指導課長 ICT機器、タブレットの授業での活用等につきましては、国から示された、委員ご指摘の資料も参考にしながら、現在、区独自で授業活用の教員向けのガイドブックといえますか、そういったものを今、作成しておるところでございます。やはり区としても、品川区の一貫教育に合った活用を図るという観点で、学校、また教員の意見も反映させながら作成しておるところでございます。

○せお委員 本当に、今おっしゃられた、品川区の特性に合わせた部分というのを取り入れていただけると効果が上がると思いますので、ぜひお願いいたします。

そこでは、ICTの推進校で今まで活用していたトータル学習システムも素晴らしいものなのですが、このトータル学習システムは今後どのような取扱いになりますでしょうか。

○篠田学務課長 これまで推進校で入れてありますトータル学習システムですけども、こちらは、それぞれ子どもたちが持っているタブレットの中にインストールして使うという形のものになってございます。今後はなかなかそういう形ではなくて、クラウド環境において、常にオンラインで最新の情報が引き出せるといったことが理想的だろうということで、今回、新たなタブレットを配付するに当たっては、トータル学習システムはここまでという形で、ほかのコンテンツに置き換えるということを考えているところでございます。

○せお委員 全く新しいものになるということで、教師の方も子どもたちも混乱しないようなICTの活用をお願いしたいと思っています。

さらに、先ほどご紹介した文部科学省の参考資料ですが、その中には、特別支援教育におけるICTの活用についても資料があります。障害がある子たちの学びにくさは多様かつ個人差が大きく、障害のない児童・生徒以上に個別最適化した学びが必要とあります。これは私は、障害児の親として見ていると、障害がない子たちよりは、やはり比べるとかなりの多様性があると感じます。例えば通常学級においても、現在は、障害があっても誰でも所属できますということになっていますが、国が言う「個別最適化した学び」に向けて、障害がある子たちにはどのように授業を行うだろうと疑問に思いました。ICTの活用によって、インクルーシブ教育に向かうかと思っていましたが、ICTはそれぞれの個別最適化した学びだけに適しているというわけで、本来のインクルーシブ教育にはまだ遠いのだと感じたところです。先ほどは教科の面でしたが、今度は特別支援教育におけるICTの活用について、品川区での具体的な方法を伺いたいと思います。

○矢部教育総合支援センター長 特別支援教育におけるICT活用についてのご質問です。既に特別支援学級におきましてはタブレットが渡っておりまして、1人1台とは申し上げられませんが活

用しております。中のアプリでは、文字をなぞって学習するものや計算を自動にするものなど、自分で学習する機能を既に活用しているところです。また、今、委員がご指摘の、個別というだけではなく、自然事象を写真に撮ってみんなで協議したり、大きな画面に写したり、そこで学習を進めたりという展開は、既にもう学級で行われてございます。

○せお委員 現在ある、そういったノウハウももちろん活用していただいて、個別最適化した学びを実現していただきたいと思っています。

そこで、特別支援教室なのですが、対象の児童・生徒が限られていて、知的障害のない発達障害または情緒障害と、国のガイドラインにも書かれてはいるのですが、通常学級に通う障害児は発達障害のお子さんだけではないです。一方、先ほどもお話ししましたが、国は、個別最適化した学びが必要で、それにはICTの活用が必要であるとも言っています。このところの矛盾点というか、では通常学級だけで過ごしている障害児というのはどのようにICTを活用していくのかという、そこは課題ではないかと思います。ICT教育を進めていく上でも、インクルーシブ教育を進めていく上でも、特別支援教室の在り方は重要となると考えます。そこでお聞きしたいのですが、まず通常学級に通っている、特別支援教室の対象ではないお子さんは、現在、個別最適化した学びのための支援というのはどのように行っているのか。そして、タブレットを導入したらどのような支援になるのか。以上、2点、お聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 通常学級のお子さんについてということかと思いますが、例えば算数の授業では、初めに課題が提示されますけれども、その後、一人ひとりに個別に考える時間をつくります。そこで個別に教員も回りまして、子どもたちの考えを活かして、その後、追求、検討となるわけです。そのようなことで、個々の時間において個別具体的に対応していると考えています。また、発表につきましても、そのような活動の前には、必ず個別にグループ活動も含めて自分の考えを活かしていきますので、必要な支援・助言を行っているという、ICTを特段活用していない事例をお伝えいたしました。

○せお委員 さらに、個別最適化した学びというと、先ほどご案内した文部科学省の活用例にもありますが、肢体不自由児などで、学校に通うのが困難なお子さんは、現在、特別支援学校の訪問教育を受けているお子さんが多くて、一般質問でもご提案しました、OriHimeなどを使って地域の子どものたちの触れ合いを行ったり、視線や口を使って入力装置を使用するなど、ICTの活用が進めば、望んでいた未来に近づきそうで、とても期待が持てます。そのところを東京都と連携して積極的に進めていっていただきたいのですが、見解をお聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 委員にご紹介いただきましたICT活用も含めまして、これまでの特別支援学級等のICT活用を、有効なものを取り入れて、今後もほかの、1人1台タブレットに向けて、有効な活用を考えてまいりたいと思います。

○せお委員 今までお話ししたところというのは、国や都の動向を注視していかなければならない部分もありますが、東京都と密に連携を取っていただいて、1人でも多くのお子さんに対して個別最適化した学びが提供できるように、先ほど、つる委員が歌われたのでまねしますが、「ナンバーワンにならなくてもいい。もっともっと特別なオンリーワン」で、そのところをしっかりと検討をお願いいたします。

質問が変わりまして、355ページ、学校支援費に関連して、児童・生徒のメンタルケアについてお聞きします。国立成育医療研究センターのアンケートでは、新型コロナの影響により、子どもの7割が

何らかのストレス反応を示していることが分かりました。ほかの委員からも発言がありましたが、学校再開後も登校を難しく感じる生徒や精神的な不調を訴える生徒も少なくはないと聞いています。授業に追われ、あるいは感染拡大を防ぐためにおしゃべり禁止などの指導を行うケースもあると伺っており、そのような状況では、児童・生徒のメンタルヘルスを保つことは難しくなります。東京都は臨時休校明けに、スクールカウンセラーとの面接を、まずは心配な様子が見られる子どもから行い、その後、5年生、7年生、全員と行うよう求めている、先ほど、品川区でも面接を行ったとご答弁がありましたが、面接した結果、どのようにフォローしているのでしょうか。そして、5年生・7年生以外の学年の面接は実施していくのか。以上、2点お聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 子どもたちのコロナ禍のメンタルケアについてのご質問でございます。

まず初めの6月は、教室の状況は非常に緊張していたところでございますが、大分、2学期になって明るい表情が見られるようになったと私どもは捉えてございます。その中でもご心配の旨は重々承知してございますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、アンケート調査やスクールカウンセラーの5年生・7年生の面談、また相談窓口の一覧を配布する等を行っているところでございます。

5年生・7年生以外の面談またはスクールカウンセラーの対応でございますが、基本的にはやはり担任が毎日様子を見ていますので、そこから、また必要な連携としては、養護教諭やスクールカウンセラー、また保護者と随時連携して、丁寧に対応していきたいと考えています。また中学部におきましては、各担任だけではなく、全学校において全ての教職員が情報共有をして、子どもたちの心のケアに当たってまいりたいと考えております。

○せお委員 理解いたしました。

衛生費でも少しお話ししましたが、新型コロナによる10代以下の重症率・死亡率はゼロです。それで、児童・生徒に負担がかかり過ぎるような感染対策というのは、いま一度検討していただきたいと要望いたします。

次に移ります。就学相談員費、知能発達検査業務委託、就学事務費についてなのですが、こちらは主に就学相談に関する費用だと思います。こちらは確認となるのですが、就学相談の中では、それぞれのお子さんに、通常学級か、特別支援学級か、または特別支援学校か、どこに就学したらよいかを伝えていと認識しています。専門家によっての、皆さんが言うところの判定が出るのですが、就学相談ではどのような専門家の方々が関わっていますでしょうか。さらに、現在の就学相談はどのような流れで実施していますでしょうか。2点お聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 就学相談についてのお尋ねです。まず就学相談の担当の委員は、まず医師です。さらに学校長、また特別支援学級のあった学校の元校長、特別支援学校や特別支援学級の教員が集まって協議を致します。流れでございますが、当日、お子さんや保護者をお呼びした日に、お子さんの様子を伺ったり観察したりということで、先ほど申し上げました委員で協議いたしまして、後日、保護者にご連絡をさせていただく形となっております。

○せお委員 今の就学相談の流れなのですが、お子さんの様子を見て面談をして、その後、どこがいいかとお伝えする。就学相談の中身はそれだけなのでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 初めに様々な資料もご家庭から頂いていることもございますので、そちらも、あと保護者と医師と校長と面談しまして意向も伺います。その後に協議の中の結果、ここがよいのではないかとというような助言をさせていただくという形で、そこからご連絡をさせていただいた

際に、いかがですかということで、そこからさらに次の枝葉に分かれる選択肢、または相談に乗るといような手順でございます。

○せお委員 先ほど、費用の項目を3つ挙げましたが、予算を使っているということは、就学相談は大切だと教育委員会でも認識されていると思いますし、ライフステージががらっと変わる場所なのです。ご家族の大事な節目の相談ですので、現在の就学相談に関しては、様々ご意見を頂いてまして、大きく見直していただきたいと思います。これに関してはまた別の機会で質問させていただきます。

主要施策の成果報告書の48ページから、こちらを確認なのですが、事業概要に、「様々な障害のある児童・生徒の増加、多様化に対応するため、特別支援学級・特別支援教室を整備、増設する」とあり、課題のところにも、「特別支援学級の新設を継続して行う」とあります。東京都の2040年のビジョンで、インクルーシブな教育の実現と掲げていますので、少しずつかもしれないですが、インクルーシブ教育に向かわなければならないと思っています。そのようなところで、「特別支援学級の新設を継続して行う」なのですが、これは今後も継続していくという方向性という認識でよろしいのかお聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 現在のところ、増設ということは考えておりませんが、現状、お子さんたちの数が大変増えてございますので、そのニーズには応えていかなければいけないと考えております。ただ、インクルーシブ教育は、いろいろなお子さんに対応することだと考えておりますので、通常学級にいても、特別支援学級・教室・学校においても、そのお子さんにとって一番、これからの成長に望ましいものを支援していく場所と捉えております。

○せお委員 最後に1点だけ。特別支援学級を増設してほしいというか、多分、各校に欲しいというお声があると思うのですけれど、そういうニーズがあるということへの理由というのは何だとお感じでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 個別に様々な理由が考えられますけれども、やはり1つは保護者の理解。例えば、ここ10年間、私が教育委員会にいた間でも、特別支援教育に対する理解はとても深まっていると思います。その中で、様々な施設の中で十分な効果を上げてきたことが、保護者の中で、いいと認知していただく部分もあったのではないかと解釈してございます。要因の一点と考えています。

○せお委員 私たち障害児の親の考えでは、多くの人は、特別支援学級や特別支援学校というのは、本来のインクルーシブ教育には含まれていないです。それは、障害がない子たちとは所属が異なるからです。普通級に皆さん在籍して、そこから、では特別支援学級なり特別支援学校に復籍して、時々行くというなら、個別最適化した学びも取り入れつつ、みんなと所属は一緒ですよね。みんなで過ごせるという。そういったところが本来のインクルーシブ教育ではないかと私は思っています。ぜひともそこを念頭に、これからの教育のビジョンを考えていただきたいと要望して終わります。

○あくつ委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、357ページ、ルネサンス推進事業について、375ページ、保健運営費について、518ページ、美術工芸品・芸術文化資料類についてお伺いいたします。

1点目に、ルネサンス推進事業についてお伺いいたします。岡本薫先生の著書、『教育論議を「かみ合わせる」ための35のカギ』の中で、「日本における教育改革論議には非常に多くの意見や議論に共通する不可解な点や何か欠けたものがあると長い時間感じ続けてきた」として、著者の専門である比較文化的な観点から、「1、目的・手段や原因・結果に関する論理的な思考ができていないこと、2、全

ての子どもたちに必要なこととそれ以外のことが区別されていないこと、3、みんなが同じ気持ちを共有できるはずだという幻想のために、ルールや契約が軽視されていること、4、システムの改革を軽視して、何でも心や意識のせいになっていること、5、進むべき方向についての戦略的な選択ができていないことの5点に集約できるのではないかという結論に至った」とあります。

ルネサンス推進などの教育政策、教育改革を議論するに当たり、この5点についてどのように注意されているのかをお聞かせください。著者は、日本人は国際的に見ても極めて教育好きであり、あらゆる問題は教育によって解決できると信じているようですが、このために、何でも、〇〇教育の追加で解決しようとする傾向を生んでいると述べていますが、全ての子どもたちに必要なことは何かということ、知識、技能、心、モラルなど、あらゆる側面について真剣に考える時期に来ているのではないのでしょうか。結果の平等を追求すべき内容と、機会の均等を確保しておけばよい内容とをどのように区別していますでしょうか。また、国際理解教育について、こちらが相手側の異文化を理解することだけでは不十分であり、文化を異にする人々との協働を達成するためには、日本人同士で価値観や方向性や利害を異にする人々と協働する場合と同じで、対立を乗り越えて協働するというためのノウハウを学ばなければならない、相互理解の達成のためのコミュニケーションの知識、技能、態度が必要だと考えますが、教育委員会のご見解をお伺いいたします。

また、「プラン21」のコンセプトに、学校の主体性・自律性の発揮と学校を支える教育委員会のサポート体制の充実とあります。私は、学校教育を本質から問い直す、今後の学校のあるべき姿をテーマに、横浜創英中学校・高等学校長の工藤勇一先生のお話を伺いました。その中で、学校における手段の目的化の例として、ICTを使うことが目的に、他者意識のない作文指導、リーダー指導よりもフォロワー指導を重視などを挙げられています。各関係者の方向性がそれぞればらばらであるにもかかわらず、この学校をよくしたいという思いはみんな一緒なのだから、心を1つにして一緒に頑張ろうという連携では、混乱してしまう危険性があります。連携には、その前提として、それぞれの希望や意向を率直に述べ合って、まず共通部分を確認し、交渉と妥協によって、できる限り共通部分の拡大に努め、その共通部分を契約書に明記して、その約束を守ることが、アメリカの学校では行われています。そこで、品川区の教育における本物の最上位の目標とは何でしょうか。目標を実現するための手段は、上位の目標の実現を損ねず、手段の目的化にならないようにする必要がありますが、現場の教職員の方々に至るまで、どのように再上位目標の共有と浸透を図っていますでしょうか。最上位目標を全員で合意していくステップを教えてください。

また、工藤先生から、三日坊主の克服法について、私たちは、頑張れ、ガッツ、根性などの言葉を投げかけてきた。頑張れないのは普通のことであり、自分の行動パターンを見つめ、続けられる仕掛け、ルーチンをつくること、プロセスの質を求め続ける習慣を身につけると、うまくいかないことがあっても「努力不足だったな」と反省して、次の工夫を考えるようになるというお話がありました。品川区では、子どもたちのメタ認知能力をどのように育てているのかをお聞かせください。

2点目もいきます。保健運営費についてお伺いします。やせの問題、筋力低下による体への影響、癖による体のゆがみなどの子どもたちの体づくりと姿勢について、保健体育などではどのような指導を実施していますでしょうか。また、よい姿勢を維持することが難しい子どもに対して、学校における健診と保健衛生部門との連携をお願いしたいと思いますが、現在の状況についてお伺いいたします。

3点目の、美術工芸品・芸術文化資料類についてもお伺いいたします。100万円以上の美術工芸品・芸術文化資料類が57点あるとのことですが、絵画や彫刻などだと思いますけれども、どのぐらい

学校教育に活用されているのかをお聞かせください。

○工藤指導課長 それでは、ルネサンス推進、また「プラン21」というお話も頂きました。品川区の一貫教育についてのお尋ねというところで回答申し上げます。

まず、委員にご指摘いただいている様々な観点というのは、品川区の一貫教育の中で、その実現に向けて進めているというところでございます。また、品川区の一貫教育の中で申しますと、学校評価、また市民科の学習などでも、その中で児童・生徒が育んでいる資質・能力というのは、社会に出て生きる、まさに力を身につけさせるところでございます。私どもは機会均等という観点で言えば、品川区立学校で学ぶ全ての児童・生徒に対し、学ぶ、あるいは体験したりするような様々な環境の整備を行ってきております。また、9年間の一貫教育の中で、児童・生徒に学び、身につけてほしいこと、教えるべきことは、学校の教育活動全体を通じて確実に行えるよう、各学校で取り組んでいるところでございます。

また、目標についてのお尋ねもございました。区教育委員会では、次の時代を担う児童・生徒が、心身ともに健康で、知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち、自らの未来を切り開いていけるよう、教育目標を定めているところでございます。また、その1番目に人権教育の推進を掲げているところでございます。また、その目標の理解につきましては、教育目標を含め、その目標を達成するために様々な教育施策がある。それはあくまでも手段であり、達成すべきは、私どもが1番目に掲げているもので言えば、人権教育をしっかりと児童・生徒に身につけさせ、それを推進していくということを掲げているというところでございます。

○矢部教育総合支援センター長 メタ認知能力のことについてお答えさせていただきます。

現在、新しい学習指導要領でも、メタ認知はとても大切にされてございます。例えば、「見通しと振り返り」という言葉になっていまして、子どもたちが一番最初に学習課題を捉えた後に、どうやって勉強していったらいいだろう、どうやって調べていったらいいだろうということを、教材も含めて方法を検討します。「何時間で最後ゴールだよ」という示しで進めていく。さらに、学習が終わった後に自分の学習を振り返って、お友達と協議したことが、あのグループ学習がよかったとか、この資料がよかったとか、もう少しインターネットを調べればよかったというようなことを振り返ります。そうやって、学年にもよるのですが、特に高学年、5・6年生以上は、このような学習の取組みが大事とされ、さらにここも評価として大事な視点ということが言われてございますので、今後とも大切にしていきたいと考えております。

○有馬庶務課長 美術工芸品関係でございますが、ここに書いてある57点のうち、学校の絵画という点では1校で8点ございます。これは高額なものということで、学校が設立するときに、地元の寄附で頂いたものということになっております。それ以外には、各学校では絵画の複製絵画というのを持っております。これにつきましては、年に1回、学校を巡回するというようなことで、芸術に触れる機会をつくっているところでございます。

○篠田学務課長 学校の健診と保健衛生部門との連携についてのお尋ねがございました。

学校での健診結果を直接、保健衛生部門がデータを共有するといった形ではございませんけれども、学校保健会という組織がございまして、学校の校長や養護教諭、また医師会・歯科医師会、学校の薬剤師会といったところを併せまして、庁内でも保健所・保健センターの人間も出席した形での会議体がございまして、こういったところでは情報の共有を行っているところでございます。

○矢部教育総合支援センター長 姿勢についての指導でございます。

1点目は、まず体育のほうでということですが、今、体幹を鍛えるということで、コーディネーショ

ントレーニングというのが全都で進んでございます。本区でも1校、推進校がございまして、そこからの情報発信をしているところでございます。また、国語の指導には、姿勢を指導するようという内容もございます。さらに、養護教諭部会では、10校ですけれども、既に姿勢の重要性について検討・研修し、各学校で姿勢指導を教員にも子どもにもやっているということが分かってございます。

○横山委員 今後、多様な子どもたちに個別最適化した教育を行うことによって、多様な人材の教育を行うとともに、子どもたちだけでなく、学校に関わる全員を当事者にしていくことで、最上位目標に戻って対応する。みんな違っていい、みんなオーケーを両立するということをお願いしたいと思います。

また、美術品についてなのですけれども、低稼働率のものなどありましたら、なるべく区内全域の多くの子どもたちに鑑賞してもらえようをお願いいたします。

○あくつ委員長 次に、小芝委員。

○小芝委員 私からは、353ページ、学校給食費に関連して和牛などを使用した学校給食について、363ページ、教科書採択事務について、369ページ、学校図書館経費に関連して電子書籍の促進についてお伺いいたします。

まず学校給食費に関連して、和牛などを使用した学校給食についてお尋ねいたします。今年、本来であれば、オリンピック・パラリンピックの東京開催により4,000万人以上のインバウンド効果を期待していましたが、飲食店や宿泊施設など第3次産業以外に、第1次産業も多大な損害を被りました。その一つが、日本の食を生産してこられた農業、漁業、そして畜産業の方々でもあります。これまで日本の食を支えてこられた第1次産業を守ることは、日本の食文化を守ることになります。この日本の食を守るために幾つか質問させていただきます。

まず、今年の3月から学校が休校となりましたが、その後、学校の再開後、給食も再開されたと思いますけれども、いつ頃から具体的に再開されたのかを教えてください。

○篠田学務課長 今年度の学校給食の再開でございますけれども、学校が6月から分散登校ということで再開されましたので、それに合わせて給食も提供させていただいたところでございます。

○小芝委員 6月から順次再開されたということで、学校再開に当たり、子どもたちがようやく学校に戻ってくる中で、給食も戻ってきたわけでございます。その学校給食の食材が今、画期的なニュースとなっています。4月に、農林水産省が所管する国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち、和牛肉等販売促進緊急対策事業が始まりました。この事業を利用しまして、学校給食の献立に和牛を入れた自治体が今、全国的に増えています。例えば山形県では、県内の山形牛や米沢牛を使った給食が、県内の小学校の給食に提供されたわけでございます。学校給食が子どもたちの笑顔を取り戻したニュースが、新聞や報道番組でも取り上げられました。こういう試みというのは、子どもたちにとっては、将来、このときを振り返ったときに、間違いなく思い出の一つとして心に刻まれると思います。コロナでどこにも行けなかった、修学旅行にも行けなかった、だけど給食でおいしいお肉が出たとか、またお魚が出たんだとか、子どもが家庭の中で話せば家庭の明るい話題にもなると思います。こういうことがきっかけで、学校の先生が子どもたちに、日本の食文化、日本の第1次産業を守っていこうということを教えることで、子どもでも、日本の食文化を守ろうという考えが芽生えてくることが期待できるわけでございます。学校での和牛などを使った給食の提供は、コロナ禍で被害を受けた日本の食を守ることを、大人も子どもも一緒に考えていく1つの試みでもあると考えています。

全国の自治体でも、和牛などを使った献立を提供する取組みがある中で、品川区でも学校給食に、これまではなかなか提供できなかった和牛など、日本の第1次産業で育てられた食を提供することで、子

どもたちの思い出づくりをサポートすることになると思いますし、食育の機会にもなると思いますが、お考えをお聞かせいただければと思います。

○篠田学務課長 和牛の給食における利用でございますけれども、まず基本的に、なかなか牛肉というのはコスト的に高いということがあるものですから、学校給食の場合はなかなか、限られた財源の中では、通常は牛肉は出ることはまずないといった状況がございます。今回、国のそういった取組みがあるということであるのですけれども、あの取組みが、取りまとめは要は都道府県がやられるということがあって、なかなかそちらでもコロナ対応等、かなり忙しかったということがあるのでしょうか、あまり積極的ではなかったと伺っております。ですので、なかなか区が単独でできる事業ではないというのがあるのですけれども、そういった面で制度面が整ってくれば、一定程度、私どもも対応の仕方はあるのかとは考えているところでございます。

○小芝委員 ざっくり否定されてしまいましたけれども、前向きにぜひお考えいただければと思います。

続きまして、363ページ、教科書採択事務についてお伺いたします。今年の夏、来年度から使用されます、中学校や、また義務教育学校の後期生を対象にしました教科書の選定が行われました。まず教育委員会で教科書が採択されるまでの、ざっくりとした流れというものを教えていただきたいと思います。

○矢部教育総合支援センター長 教科書採択の流れでございます。初めに、教科用図書調査検討委員会を立ち上げます。その後に、教科書調査研究会、こちらは各教科別に担当教員がおりまして、複数で協議します。その結果を、次にもう一度、教科用図書調査検討委員会に上げまして、その報告を教育委員会でしていただく。そして教育委員会にて協議し、採択に移るという手順でございます。

○小芝委員 3段階を経て教科書が採択されるということを理解いたしました。教科書採択には、文部科学省のホームページにもあるとおり、公正性と透明性が求められています。以前、たしか4年ほど前でしたか、複数の教科書発行会社による、採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない行為が相次いで発覚いたしました。品川区でも同様の事案がありました。4年前の区議会の議事録を振り返りますと、その行為に関わった7名のうち3名が教科書採択に関わったという答弁がございました。その後、こういう事案のニュースは聞かなくなりましたが、教科書採択の公正性を担保するために品川区が取り組んできましたことがあれば、教えていただきたいと思います。

○矢部教育総合支援センター長 教科書採択に関わるご意見のことでございます。2か所、品川区役所と教育総合支援センターにおきまして、教科書展示会を1月ほど行いました。その間に、アンケート用紙がございますので、それなどご意見を頂いています。特に委員がご心配されるような内容はございませんでした。

○小芝委員 私が今質問したのは、事業者側による公正性でございまして、事業者側による公正性を疑う声もあれば、一方で組織的な運動として教科書採択の公正性を著しく侵害した事例。そういった事例に着目した新聞の記事がございましたので、要約してお話しさせていただきます。

今年度まで、歴史や公民の科目で採択されていまして教科書が、今夏の教科書採択の結果、半数以下に激減したそうでございます。その理由として、電話やファックスを使った組織的な不採択運動が全国規模で展開され、教育委員会での採択の公正性や中立性が脅かされる事態になったという記事でございました。採択の原点に立ち、いかなる教科書であっても、公正・中立なご判断の下、真摯に教育委員会で審議されるべきと考えております。

そこでお聞きします。これまでの教科書採択の歴史の中で、数ある教科書の中で特定の教科書だけは採択しないようにという意見が、これまで教育委員会、また採択に関わる人々に対してされた事実がありましたでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 このたびの、当然、意見を書きますので、A社、B社についてご意見はありました。ただ、そこは、受ける意見の一つだと考えてございますので、そのように認識してございます。

○小芝委員 私は、教科書採択に当たり、公正・中立なご判断が、これまでずっと教育委員会で作られてきたと思っております。先ほどの、新聞が報じた記事のようなことは、やはりこれは危惧するものであると思います。今後こういうことがあったとしても、決して屈することのない中立・公正な教育委員会であり続けることをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

369ページの学校図書館経費に関連して、電子書籍の促進についてお伺いいたします。今年の第1回定例会で、我が会派の芹澤委員からも導入の提案がありました電子書籍について、コロナ禍を生きる子どもたちの未来に向けた質問をさせていただきます。今、コロナ禍で、電子書籍への注目が高まっております。コロナ禍では、品川区でも、区立図書館の利用には制限が設けられていました。たしか、予約をしまして、取り置きをしておいた本を借りに来るときだけ図書館に入れるという制約がかかった時期が続いておったかと思うのですけれども、そして、児童・生徒が最も使うのは、区立の図書館というよりもむしろ学校の図書館でございます。コロナ禍の中で図書館の利用も制限されていたと思います。今は既に自由に使えると思いますが、今現在の学校図書館での状況を教えていただければと思います。

○横山品川図書館長 区立図書館から学校図書館へ、学校支援スタッフを派遣している状況ですが、休校が明けましてからは、スタッフも学校図書館で生徒を待って対応しているような状況が続いて、通常どおり開館してございます。

○小芝委員 コロナ禍の中で感染を防ぐためにも、なかなか図書館というものを利用する人は少ないと思いますし、ましてや本屋に行って購入することは、本当にさらに少ないと思います。今では、アマゾンなどインターネットですぐに購入できるわけでございます。こういう方々はもともと読みたい本が決まっていて、そこでピンポイントで買うという人がほとんどだと思います。一方で、図書館に行く人の中には、特定の本を探すだけでなく、興味を持ったジャンルに行き、そこで本を探す。それが楽しいという方も結構いらっしゃると思います。

そういう中で、私は新聞でも知りましたが、コロナ禍で図書館に通いづらい社会の中で、今、全国的に電子図書館というものが注目を浴びつつあるというのを知りました。コロナ禍の中で、実際に都内でも、都立の中等教育学校で電子書籍を導入しまして、最初は無料のサービスを導入し、無料期間後に、その学校に割り当てられた予算の中で電子書籍を利用する経費を捻出したことが報道されていきました。コロナ禍の中で在宅ワークが導入されたことがきっかけで、読書しないパーセンテージを表す不読率にも変化が見られるという話も聞いております。大人も子どもも読書の習慣がつけば、教養だけでなく新しい活路を見いだすことにもなるかもしれません。その環境を整えていくことも、行政による区民サービスの一つであると考えますし、GIGAスクール構想で今年度中にタブレット端末が区内の全ての小・中学生に行き渡れば、誰もが電子書籍にアクセスできる公平性が担保されることから、学校図書館への電子書籍の導入を視野に入れた前向きなお考えを頂ければと思いますが、よろしく願います。

○横山品川図書館長 学校図書館への電子書籍の導入のご提案でございます。こちらにつきましては、図書館で利用するという意味では公共図書館と同様の事情がございますので、著作権の処理ができない

と、紙の書籍を電子の書籍で提供することが難しいという問題がございます。一方で、今般、コロナ禍で来館が難しい方が電子書籍を非常に利用されたというのは、民間の団体ではございますが、青空文庫といいまして、著作権がフリーになっている書籍を集めたサイトがございます。そちらにアクセスすることで、読書率が上がったという報道がございました。こちらにつきましては、コロナ禍において、品川図書館でもホームページにおいてリンクをつけている形でご紹介させていただきまして、こちらは小・中学生の方だけでなく全ての方がアクセスできるようになっておりますし、これは図書館ホームページからでなくても、ご自分のスマートフォンからでもアクセスできるようなものでございますので、そちらを普及するような形でご利用いただければと思います。また、先ほどご案内しましたように、電子図書館の導入そのものについても、今後の状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○小芝委員 今、こういうコロナ禍の状況でございますけれど、感染拡大防止につながる点で、私も電子書籍の導入に向けて質問させていただきました。今後も時代の変化に合わせて、品川区に限らず東京都、そして全国に至って、読書のパーセンテージを上げていただきますことを期待しまして質問を終わらせていただきます。

○あくつ委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、369ページの学校図書館運営費に関わって、学校司書と司書教諭の充実について質問します。

まず、学校司書の配置について伺います。これまで、学校司書が毎日いるように配置を求めてきました。学校司書の配置の充実について、区は、「5年、10年のレベルですが、最終的には全日いる形が望ましい」と答弁しています。学校司書の全日配置に向けて、予算化などを含めて、今、どんな取り組みをしているのか伺います。

○横山品川図書館長 今後の学校図書館スタッフの充実につきましては、まず、現在配置されているスタッフのご意見や、事業者の配置状況を変えることによる影響についてアンケートや話し合いをして、状況の把握に努めてございます。その中で問題点を把握し、今後の動きについて検討する形とともに、今現在、週15時間の配置の中で、それ以外については学校において学校ボランティアの方や父兄の方にご参加いただき、いろいろな方が関わって学校図書館を運営していただく形を取ってございますので、そちらのバランスを取って、学校ごとに状況を把握した中で進めていく考えでございます。

○のだて委員 今、いろいろなスタッフの方など、アンケートをしたり話し合いをしているということでしたけれども、現段階でこういった形というか、どういう意見が出されているのか、ご説明できる範囲でご説明いただけたらと思います。

○横山品川図書館長 ご意見の中では、今、週15時間という配置ですので、フルタイムで働く方というより、家庭や家族の方のケアをする時間とのバランスを取って勤めていらっしゃる方がかなり多い状況でございます。ですので、急に全日配置というような勤め方はなかなか難しい、また、収入の面、時間の面でも、増えてしまうのが急であるに対応しづらいというのが、スタッフ、また事業者の意見でもございます。

○のだて委員 いろいろな問題があるということですが、全日配置に向けて区もやっていくということですので、ぜひ力を尽くしていただきたいと思います。その中で、いろいろなボランティアの方など、区内の学校でもいろいろな状況があるということですので、できる学校から始めていただきたいと思います。いかがでしょうか。また、品川区立学校教育要領にも、学校図書館を計画的に利用し、深い学びの実現に活かすとともに、児童・生徒の自主的・自発的な学習や読書を充実することと記載さ

れました。教育上、司書のいる学校図書館が求められているということです。教育委員会が責任を持って学校司書の全日配置を行うことを求めますが、いかがでしょうか。

○横山品川図書館長 学校ごとに導入というお話を頂きました。学校ごとに事情が違いますし、また状況もそのときによって変わってくることなので、その学校で、今は大丈夫であるけれど、来年度にそれが望ましいかどうかというのは、また冷静な判断が求められるところですので、それは、全校一斉でなくても、どれぐらいの規模でできるかどうかというのは、時間をかけてじっくりと検討するような形を取っていきたいと思ってございます。

○工藤指導課長 学校図書館を教育活動の中で有効に活用して成果を上げていくというのは、教育要領でも定めているとおりで、ご指摘いただいているとおりでございます。そういった意味では、学校図書館の効果的な活用は引き続き学校教育の中で進めていきたいと考えてございます。

○のだて委員 学校ごとにというところでは、時間をかけてということでしたけれども、今、大丈夫で、来年度どうかという話をしていくと、本当にいつになったらできるのかという感じもしてしまいますので、ぜひそこは積極的に、全日配置に向けて力を尽くしていただきたいと思います。

また、今、学校図書館運営スタッフの負担が増えているという声が届いています。運営スタッフが配置されている15時間のうち12コマが授業で埋まってしまう、選書や書架整理、教材用の図書を選ぶ時間、掲示物や装飾、図書館だよりを作る時間などが取れないということです。運営スタッフがいないときに図書館に来るクラスの調べ学習の準備や、中休みや昼休みも図書館を開けておかなければなりません。区は以前、学校司書配置について、1人の人が長くいれば解決するという問題ではないと答弁していますが、先ほどもありました、いろいろな人がいて、交流して読書活動を豊かにしていくということとは否定しません。しかし、そもそも学校司書が行うべき仕事ができているのでしょうか。現在の学校司書配置時間で、ボランティアなどができない部分について、十分だと考えているのか伺います。

○横山品川図書館長 スタッフの配置につきましては、まず運営に当たって毎月1回、学校、副校長先生を中心に図書の先生、スタッフ、また学校ボランティアの方も時には参加して、次の月の運営について打合せを持つような形が義務づけられてございます。その中で計画を立てて、作業について分担して当たるような形になっておりますので、スタッフの方が直接当たれない場合でも、準備そのほかについては学校全体で運営するような形を取ってございます。

○のだて委員 ボランティアと学校全体でということですが、そういう方でできない、司書としての専門性が活かされる部分というのがあると思うのです。そういったところで、しっかりとした十分な時間が取れているのかということを改めて伺いたいと思います。

○横山品川図書館長 スタッフのほうで司書の資格を持っている場合もかなり多いですが、各学校に司書教諭の先生が配置されている状況ですので、学校の責任としては校長先生が学校図書館長ですので、その指揮の下、司書教諭の先生が取りまとめをする形で運営している状況でございます。

○のだて委員 司書教諭が取りまとめているのは分かりましたけれども、十分な時間が確保されているのかということなのです。特に、学級の多いところが大変な状況になっておりまして、授業で図書館をよく利用する小学校の低学年で、今、学級数が増えております。小学校で12学級以上ある学校は、37校中30校あります。運営スタッフや先生からも時間増の要望が上がっています。12学級以上ある学校では、学校司書の配置時間を増やしていただきたいと思います。いかがでしょう。

○横山品川図書館長 以前にも申し上げましたとおり、将来的には調整の上で時間を増やすことを検討していきたいと思ってございますので、先ほどのアンケートや打合せの結果も踏まえて、丁寧に対応

について検討し、計画を進めていきたいと思っています。

○のだて委員 全日配置に向けて力を尽くしていただきたいと思うのですが、12学級以上ある学校の大変さというのは今起きていることですので、ぜひ早めに配置していくようにということで求めておきたいと思います。

次に、司書教諭について伺います。前回の予算特別委員会で、司書教諭の資格を持っている方は140名いると。そのうち発令を出しているのは、小学校で22名、中学校で2名、義務教育学校で10名ということで、合計34名との答弁でした。現在、変更があればご説明ください。それで、学校図書館を授業などで活用しようと思うと、司書教諭との連携が重要になります。司書教諭のスキルアップも必要だと思いますけれども、区の司書教諭の研修はどのように行われているのか伺います。

○工藤指導課長 現状、司書教諭の資格を持っている教員は、現在142名でございます。そのうち、発令をしている教員につきましては、小学校で24名、中学校で3名、義務教育学校で10名、合わせての37名ということでございます。こちらにつきましては、12学級以上に配置するという基準に従いまして、そういった配置をしているところでございます。また、司書教諭につきましては、司書教諭の資格は持っているということで、またその研鑽につきましては、研修会という形を開いてはございませんけれども、適宜校長から、また学校運営のスタッフなどと協議しながら進めていくというところがございます。

○のだて委員 研修をやっていないということですので、ぜひそういったこともやっていただいて、司書教諭と学校司書の連携で、創造的な授業をやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○あくつ委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、373ページ、学校運営費、それから348ページ、教育総務費に関連して、中学生のスマホ持込みのことについて、それから367ページ、学校ICT活用経費、369ページ、学校システム運営費、時間があれば、375ページの保健運営費について伺ってきたいと思います。

初めに、373ページ、学校運営費というか、どこのページか分からないところがあるのですが、朝の登校可否の判断です。先週末も台風14号がございまして、こういった台風等によって、気象の警報等が出ている場合に、小・中学校休校判断は、朝7時の段階でこういった警報が出ているかということに基づいて判断すると定まっているかと思います。この警報の、何が出ているから休校だということでの判断は、過去、保護者が各自にというようなところで原則的にはなされているかと思いますが、一方で、なかなか見にくいというか、情報収集がなかなか的確にできなかったりする場合もあったりするというので、品川区のホームページ等で、朝7時の段階での気象情報がこうだから休校です云々といった情報発信をしていくようなお話も聞いていたのですが、これが今どのようなになっているか、確認でお知らせください。

○矢部教育総合支援センター長 風水害等の休校についてのお知らせのご質問です。今年度より、広報広聴課と連携いたしまして、7時に判断は変わりませんが、特別警報と暴風警報の2つが出た場合は、休校というお知らせをホームページにさせていただくようになっております。今年度はまだその事案が発生してございませんので、今後努めてまいります。

○塚本委員 よろしく願いいたします。

次に、中学生のスマホ持込みのことについてなのですが、ご案内かと思いますが、今年の7月31日に文部科学省から、中学校のスマホ持込みに関する通知というものが都道府県、政令市に対して出されたと。原則禁止ということはあるつつ、持ち込む場合の4つの条件というものを示したというこ

とになっております。この4つの条件を一通りさっさとご紹介すると、1つ目が、生徒自らが律することができるようなルールを学校などと協力してつくる機会を設ける。2つ目が、学校での管理方法やトラブル時の責任の所在を明確にする。3つ目が、保護者の責任の下でフィルタリングが適切に設定されている。4つ目が、学校や家庭で携帯電話の危険性や正しい使い方の指導が適切に行われている。この4つを満たしていれば、容認してもいいのではないかといた通知でございます。このことに関して、都から区にどのように伝えられているのか、初めにお伺いします。

○矢部教育総合支援センター長 スマートフォン等の持込みについては、国からの指示に従って、特段、東京都からは通知をまだ認知してございません。

○塚本委員 東京都からということでしたけれども、そうすると、この4つの条件は品川区としてどのように捉えているかというところが、焦点というかお伺いしたい点になってくるかと思います。この4つの条件は、一通り先ほど読み上げましたけれども、既にある程度これは満たされているのではないかといいところも、私としては思ったりもするところもございますが、区としてこういった4つの条件、学校、品川区内の中学校、どのような状況にあると認識しているのかお聞きいたします。

○矢部教育総合支援センター長 これまでどおり、中学校も小学校も原則、持込み禁止でございます。ただし、事案によっては、保護者と相談しながら個別に対応しているケースもあると理解しています。

○塚本委員 つまり、この4つの条件を満たしていれば、どうぞ、お持ち込みくださいというスタンスなのか、いや、そうではないのだと。それはそれ、品川区は品川区として、また持込みについては考え方をしっかりと別に持っているのだということなのか。そういったところをお聞きしたい。それで、このことについて、スマホ持込み云々というのは、やはり保護者から、緊急時等の連絡手段として持たせたいのだというお話が、ずっとこの間ありました。何度か委員会等でもこの議論はさせていただいておりますけれども、どのように教育委員会としてこの課題に対して答えていくのかということについて、1つの選択肢というか、検討すべき事案ではないのかとも思っておりますので、そういったところも含めて、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○矢部教育総合支援センター長 教育委員会でも協議の結果、委員がおっしゃる後者のほうです。原則禁止にのっとって、これまでに引き続き、ただ個別の対応には応じていくというところでございます。防犯についてのお問合せですけれども、そちらにつきましても、中学生はブザーを配付してございますので、それを活用して自分で身を守るという点で、登下校の安全を守りたいと考えております。

○塚本委員 身を守るという部分ではなくて、保護者との連絡手段として、要望というかお声が出ているので、ブザーはちょっと、この問題の解決としては違うのです。なので、この件につきましては、例えば学校単位で、うちはというような話があった場合に、教育委員会としては、そういったものをしっかりと支援していくというようなお考えがあるのか。その点についてお考えをお聞きしたいのと、それとは別に、災害時等、今、コロナの関係もあって、さらにそういった意味ではいろいろな懸念事項が世の中にある中で、連絡を保護者として子どもと取りたいということに伝えていくことについて、もう一度、最後にしますけれどもご答弁をお願いいたします。

○矢部教育総合支援センター長 2点のご質問をいただきました。個別の対応については、やはりSNSのトラブルはこれからも懸念されるところでございますので、その辺りは十分保護者の方に説明しながら対応していくことになるかと存じます。

2点目、連絡ツールとしましては、まず中学生ですので、自分の安全を守るということで大事だと思うのですが、学校の中で被災すれば学校での連絡になりますし、今後はタブレットも配付され、どのよ

うに活用されるか検討の余地がございますけれども、様々状況に鑑みた上、検討してまいりたいと考えています。

○塚本委員 お子さんと保護者が連絡を取りたいという、大事な点だと思います。何かあったときに備えて、そういう手段を整えておきたいということなので、この件についてはご検討のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、367ページ、学校ICT活用経費、そして369ページの学校システム運営費に関連して質問いたします。ここはこれまでも様々議論が取り上げられてきておりますので、そういったものを踏まえてお聞きしたいと思います。

まず、GIGAスクール構想ということ、国が前倒しでやるということで、来年度に向けて、今、品川区も一生懸命準備をさせていただいているというところだと思います。GIGAスクール、要はタブレットによる授業というところですが、新聞のインタビュー記事で、前の早稲田大学総長であった鎌田薫さんのインタビュー記事がありまして、そこの中に、ICTと対面授業の望ましい組み合わせなら、日本の教育が抱えていた課題を一気に解決する可能性があると言われていて、もう少し詳しく言うと、ICTを効率的に組み合わせることで、勉学への意欲をうまく引き出す。詰め込み型ではない、個性を尊重する、オーダーメイドに近い教育に変えていける。このようなことを言われております。まさに、GIGAスクール構想としてタブレットが配付されているということは、単にツールが広がって新しいことができるということだけではなく、これまでも言われていましたけれども、一人ひとりに個別最適化されて、創造性を育む教育ということを目指して、これを実現するというのがGIGAスクール構想ということで、大変にこれは教育の現場において大きな転換期になるのではないかと私は思っております。これまでのいわゆるカリキュラムにのっとり、必要な知識なりを授業で小回りで教えていくというものから、こういった機器を使って、一人ひとりに個別最適化されて創造性を育むような教育となると、やはり教員一人ひとりの教え方による違いとか、格差というものが物凄く発生する可能性があるのではないかと思います。今までも教員のスキルの高い・低いというものもあったと思いますけれども、今以上に出てくるのではないかと思います。それは単に、機械を操作する操作性とか、今後何かソフトを入れていくにしても、ソフトの扱いにしっかりと精通しているとか、そういうことではなくて、目的に沿った教育をして、きちんと生徒に恩恵を与えていくということに視点を置くと、物凄くここは、教員による格差とか、それぞれの教員の違いというのは物凄く出やすいところになってくる気がいたします。そう意味では、その部分について、教員にお任せというところでは、なかなか難しいとか、そういうわけにもいかない部分が出てくるというところで、1つはICT支援員というのが、いよいよ支援員を強力に配置してというところでの支援という体制は伺っておりますけれども、ICT支援員というところの支援で事足りるものなのかどうか、それとはまた別の支援というのがやはり考え得るところとしてあるのではないかと。こういったところについてお伺ひしたいと思います。

○工藤指導課長 教員の授業での活用等のお尋ねでございます。そういった意味では、ICT支援員に合わせながら、私どもで言えば、授業の中で教員が活用できるよう、授業スタイルでありますとか、授業の中での活用例などを集めたような教員向けのガイドというのも現在作成もしているところではございます。また、そういった意味では、子どもに効果的な、また授業の中で活用することで授業の質が高まっていくと考えているところもございます。ただ、そこでそういった授業がよりよく進んでいく、またそういったことを共有化することで、教員が授業づくりのモデルを共有することも可能であると考えておりますので、そういったところで、教員個々に活用の違いが現れないように、また創意工夫がい

ろいろとあろうところではございますので、そういった点につきましては、個々に補い合いながら進められればと思っています。教員の体制としては、各学校にＩＣＴ推進の教員を位置づけて、その教員に対する研修も踏まえながら、またその教員による伝達研修も行いながら、また様々なことで情報も共有しながら、授業の効果的な活用というのは図っていききたい、そのような体制を考えているところでございます。

○塚本委員 この辺は非常に、ＧＩＧＡスクール導入にとって問われるところだと思いますので、また改めて取り上げていきたいと思っております。

もう一つは、この間、様々、コロナ禍の中でオンラインの活用というのが言われる中で、いわゆる教職員の方々が、例えばどれぐらいＺｏｏｍを利用して、通常業務等にオンライン活用の実績というか実態があるのか。あるいは、例えば校長会などをＺｏｏｍでやったりしたなどということがあったり、この先やるかもしれないのか。そういった、教員における現状のオンライン活用の様子というのを伺いしたいと思います。

○工藤指導課長 まず、Ｚｏｏｍの活用につきましては、先月末にもＺｏｏｍの活用研修は、Ｚｏｏｍを使って全ての学校がつながって行ったところでございます。また、副校長連絡会は、オンラインで配信して行うであるとか、そういったところで活用も進めてございますので、研修をオンラインで進めるということも併せて進めてございますので、そういったところで活用を図って、またその活用の仕方も共有を図っているというところでございます。

○塚本委員 まず教職員の方々がしっかりとそういった機器に慣れるというか、少しでも親しむというか、やはり慣れるということですか。そういう意味では、使えるところからどんどん今、活用していくようにしていくということも、１つの方策かと思っておりますので、そういった部分では積極的に、今後とも教職員の間でも使っていくような場面をつくっていくようにお願いしたいと思っております。

○あくつ委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは、３５０ページ、学務費になるのか、３０人学級について少し。それから３５３ページの就学援助費、３５５ページ、生徒指導対策等経費から痴漢防止について、それから３６７ページ、学校ＩＣＴ活用経費、時間がありませんら３５５ページの帰国児童・生徒等支援費についても伺いたいと思います。

まず、３０人学級なのですけれども、地方では意外に、１０年スパンだと不可能でもなく、意外に進む可能性があるかと考えております。問題は都市部の教室数で、今後、年少人口の推移とともに、品川区としても、今後改築する学校の教室数を多めに取るなど、何らかの準備をしていくことが必要ではないかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

それから、就学援助費。令和元年度は、足し込むと３，６４７人の児童・生徒が対象になっていたかと思うのですけれども、家計急変によって、春以降、新たに給付対象になった世帯数を教えてください。

それから、次もいきます。生徒指導対策等経費の中から痴漢防止。これは、今年の予算特別委員会でも質問を致しました。今後、元警察官の派遣や痴漢抑止バッジデザインコンテストの活用などの取組みを、各学校にご紹介いただけるとの、大変具体的で踏み込んだご答弁を頂き、ありがとうございます。ただ、その後コロナで休校が続いて、なかなかできづらかったのではないかと思います。既に実施したこと、または計画していることがあれば教えてください。

○篠田学務課長 まず３０人学級に絡みまして、今後の校舎改築等の対応ということでございます。基本的には、私どもでは将来的な人口推計を見据えながら、現状の学級編成を基本に、今後どうしてい

くかということで、校舎改築等につないで整備しているところでございます。今回、様々な形で、国のほうもいろいろな、30人学級に対する考え方も出されているという中で、実際にどういったスパンで出てくるかというのも非常に重要な要素になってくると思いますので、その辺は見据えながら、今後の校舎改築に影響があるのか、ないのかを含めて、整備はしていく必要があるのかと考えているところでございます。

それから、就学援助の関係でございます。収入急変による特別認定の数字でございます。昨年度は1年間で14件ございましたけれども、今年度に関しましては直近までの数字で22件という形になってきてございます。昨年度に比べれば増えてきているような状況は見受けられるところでございます。

○矢部教育総合支援センター長 痴漢対策のことでございます。委員ご指摘のとおり、コロナ禍で、ほぼ外部の人を呼んでの講習というのはできておりませんが、生活指導主任会が定期的でございますので、今のような内容について一度確認しまして、また周知を広めていきたいと考えております。

○あべ委員 まず特別認定のほうですが、22件。去年よりは多いということですが、本当はもっとあるのではないかと考えております。ただ、なかなか一回お知らせを出しただけでは、そうしたものが、後でそういう状況になったときに申請しにくいということで、後から言います、やはりICT、オンラインなどで、お知らせを常に振り返られるような形というのも有効なのではないかと思っております。

それから痴漢防止。各自、今年は特に時数がタイトであるということも承知しているので、あれをやら、これをやらなど、なかなか言いにくいのですけれども、ただ、やはり大切に育てて卒業させた子どもが、憧れの高校に入ったのに、通学途中に痴漢に遭って、怖くて学校に行けなくなってしまうというようなことは、もうこれ以上起きないようにしてほしい。ぜひ工夫していただきたいと思うので、今後について一言頂ければと思います。

○矢部教育総合支援センター長 委員のご指摘のとおり、もう一度確認して、できる範囲の中で進めてまいりたいと思います。

○あべ委員 学校ICTのほうに移りたいと思います。既にいろいろな質疑がありましたので、私からは、以下の数点について伺いたいと思います。

まず、家庭への持ち帰り使用なのですけれども、結構なことではあるのですけれども、タブレットは重さもありまして、また高価なものです。登下校中の防犯という観点からも、学年に配慮した判断が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

それから、6月の一般質問でも伺いましたけれど、病気やけがなど長期療養中の児童・生徒への活用は、検討状況はいかがでしょうか。ここは、ぜひ急いでやっていただきたい、整備していただきたいと思っております。

それから、保護者から学校への欠席連絡や、学校から保護者への配布物などへの活用をぜひお願いしたいと思います。テキストファイルであれば、受け取った保護者が外国語に変換することも可能です。また、学習での利用を検討してから、また検討したいというような答弁が続いておりますが、この件については先行事例も幾らでもありまして、時間をかけて検討するほどのものではなく、もう、やるかやらないか決めれば、すぐスタートできる話だと思いますので、お考えを教えてください。

それから、学校内の教員以外の講師あるいは学校図書館司書など、教員以外の方もぜひICTの力を活用していただくことで、より学校をパワーアップしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後になりますが、こうした運用は最終的には学校長の判断になることが多いかと思います。校長先

生がＩＣＴ活用に後ろ向きだと、子どもも教員も保護者もみんなが巻き添えを食ってしまうような形になります。校長先生の姿勢がそのまま学校間格差になってしまうということも考えると、ＩＴのスキルの問題ではなくて、ＩＣＴの可能性に対するオープンなマインドがどのくらいあるかというところが、管理職として必要だと思います。この面で、校長先生のレベルをどうそろえていくのか。少なくともここまでは学校がやるべきといった目安も示す必要があるのではないかと思います。

それぞれお願いします。

○工藤指導課長 ＩＣＴのタブレット活用についてのお尋ねでございます。まず、持ち帰り前提で検討しているというところでございますが、例えば登下校、例えばランドセルに入れてということもございます。それで、持ち帰りに関しては、重さもございますので、そういったときには柔軟に、これまでの例えばルールを変えて、今、配備いたしたタブレットは、重さが大体、教科書３冊分程度でありますので、それは教科書を置いていくような対応をすることで、ランドセルに入れて持ち帰りができるとも考えたり、そういったことも検討の課題として、もちろん、検討の課題というのは、時間をかけるということではなく、もう導入されますので、そういったことの検討を具体的にしていこうところでございます。

そういった意味では、保護者とのやり取り、配布物というの、子どもが家庭学習で使うのも併せながら、そういった通知をするのであるなどというの併せて活用を検討していくというところでございます。

また、そういったところで、今、運用のところにつきましては、校長会の代表の方と併せてプロジェクトチームを立ち上げて、様々検討しているところでございます。また、校長、管理職向けの研修というの、もう既にＧＩＧＡスクール構想の理解も含めて、また導入前には、そういった研修も行いますので、まずは管理職、教員が使えるようになる。そして、児童・生徒にしっかりと、指導を含めながら活用を図るようなことを計画しているところでございます。

○矢部教育総合支援センター長 長期休業のお子さんに対する対応でございます。冒頭も今日ございましたとおり、コロナでお休みになってしまった学校については、パソコンを貸し出しまして授業をしている生徒もおります。また、保護者会もＺｏｏｍを通してやった学校もございました。病気療養中のお子さんについても、今聞いているのは、不登校のお子さんにタブレットで授業風景を見せてあげたり、個別の連絡をしているというところは聞いてございます。ただ、物が行くだけでは活用がうまくいきませんので、そこについては十分、間を詰めて丁寧に対応して、ぜひ円滑にできるようにと考えております。

また、これらの好事例は各学校によってまちまちに出てきますので、校長会もそうですけれども、教務主任会とか、各教員レベルで会う交流の場で、好事例を紹介していきたいと考えてはいます。

○篠田学務課長 機器の配備の関係で、教員以外の方の分ということでご質問でございます。基本的に、今回のＧＩＧＡスクールに関しましては、全ての子どもと教員というのがベースになっていますけれども、現実にはそのほかの形で、いろいろな形で、今、学校には機械がありますので、そういったものを有効活用していけば、そのほかの方々にも使っていただく機械を取れるのかと考えているところでございます。

○あべ委員 それぞれ取組みも進めていらっしゃるということで大変安心しましたが、やはり学校によって、まだまだ取組みのぐあいに差があると思います。それぞれグッドプラクティスを見習いながら、品川区全体の教育の底上げをしていただければと思います。

外国人児童・生徒に対してもオンライン授業が始まっていると聞いております。これも、再入国が始まっておりますので、子どもたちがかなり増えておりますので、ぜひ適切に対応していただければと思います。要望で終わります。

○あくつ委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は、375ページ、第1目学校管理費、保健運営費から、学校における新型コロナウイルス感染症について質問いたします。文部科学省は9月3日、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」を公表しました。これは、6月5日に発出された「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」のうち、衛生管理の具体的事項を解説したマニュアルに当たります。このマニュアルも踏まえながら、この間の品川区の、学校における新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いしていきたいと思います。

衛生管理マニュアルの中の、「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」は、地域の感染レベルに基づいて設定されています。まず、品川区はどの感染レベルに相当すると教育委員会は考えておられるのでしょうか。お知らせください。

○有馬庶務課長 品川区における行動基準に示されるレベルでございますが、基本的には、これまでは感染状況がなかったということで、レベルは低い位置でいただろうと考えておりました。このところ、学校でも感染が出てきたということでございますので、感じとしてはレベル1からレベル2の間というような肌感覚は持っているところでございます。基本的には、これまでの国の通知や都の通知といったものを踏まえまして、区では区立学校における感染症のガイドラインというものを、それらを踏まえて設定しておりますので、それに基づいて、今、対応しているところでございます。

○鈴木（博）委員 品川区は、品川区の独自の基準と考え方で感染レベルを設定しているというお話と理解いたしました。品川区も義務教育でクラスターなども出て、再び感染症が増加しておりますので、ご苦労も多いと思いますが、よろしくお願いいたします。

以下、具体的に質問してまいります。文部科学省の衛生管理マニュアルによれば、学校における新型コロナウイルス感染症の発生は、学校生活の中で、休み時間や登下校など教職員の目が届かないところで大きなリスクになると述べられています。品川区では子どもたちにどのように感染予防について教え、理解させているのでしょうか。また、特に教職員の目が届かないところでの注意事項など、具体的な取組みについてお示しください。

○矢部教育総合支援センター長 感染予防対策についてのお尋ねです。主に本区のガイドラインに基づきまして指示してございます。

臨時休業中から、通知や学校ホームページによって、感染症予防策、3密を避けた行動等について、ガイドラインによって周知してございます。現在は、区で作成している感染予防ガイドラインにのっとり、3つの密の回避を徹底すること。正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行、マスクの着用等を指導してございます。具体的には、子どもたちには大きな声をできるだけ避けることとか、前の人と自分の間を空けるとか、手洗いをまめに励行するとか、あまりぺたぺたいろいろなところで接触しないような、お子さんによってですけれども、指導をしているところでございます。また、感染予防教育につきましては、体育、保健等の中で指導内容としてございますし、日常生活のお子さんの実態に応じて個別指導を展開してございます。

○鈴木（博）委員 具体的な取組みのご紹介をありがとうございました。新型コロナウイルス感染症の流行下で、児童・生徒に対する感染予防教育は、まさに現在は、実地に即して行える機会とも思われ

ます。品川区の学校における感染予防教育で、現在コロナが流行しているという特殊な状況の下で行われている取組みについて特に強調するようなことがありましたらお示しください。また、島根県の高校サッカー部において大量のクラスターが発生しましたが、品川区では部活動に関して特にどのような点で配慮しているのか、ご説明をお願いいたします。

○矢部教育総合支援センター長 3月の休校から始まって、様々対応してまいりましたが、おおよそガイドラインどおりで、国や都の意向も酌みながら進めてきたところでございますので、特段ここに来て気をつけるということは、これまでどおりでございます。ただ、部活動に関するご質問については、3密を避けるというのはもちろんでございますが、用具の使い回しをしないようにという指導、また道具を使いますので手洗いの励行、健康観察と、また部屋を分けての指導等で、活動の工夫をして回避しております。

○鈴木（博）委員 ガイドラインに従って、そのとおりにやっているというご発言がよく分かりました。十分な対策の下で部活動の安全な実施をよろしくをお願いいたします。

次に、一般質問に引き続き、マスクについて再度お尋ねします。文部科学省の衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」によれば、マスクは密接に対する処置であり、学校の教育活動においては、児童・生徒等および教職員は身体的距離が十分に取れないときはマスクを着用すべきと記されています。また、マスクの着用が必要ない場合として、1、十分な身体的距離が確保できる場合、2、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるとき、3、体育の授業で、これはマスクの着用が必要ない例として挙げられています。マスクの着用について、現在の教育委員会の理解と方針のご説明をお願いいたします。併せて、フェイスシールドやマウスシールドなどについても、教育委員会のご見解のご説明をお願いいたします。

○矢部教育総合支援センター長 感染対策としまして、身体距離が十分に取れない場合は、委員ご指摘のとおり、マスクを着用しながらも、部活動など、また体育など、十分に確保できる、また熱中症などの健康被害のおそれがある場合は使用しないということを周知してございます。ただ、お子さんによってしたい、外したいというお子さんもいますので、個別に対応してございます。

また、フェイスシールドやマウスシールドは、個別の学習の内容にもよりますけれども、例えば聞こえ、言葉、言語的なことに不自由を感じているお子さんについては、口の動きがとても大切でございますので、できるだけマウスシールドをして、口元、口形が見えるような工夫をしています。同じく、英語の発音なども大事なところでございまして、感染、飛沫防止に若干弱いというのは認識してございますが、そういったお子さんの指導に対して、距離を取ってマウスシールドをつけていることもございます。また、理科や技術家庭など、どうしても4人で座るような席の場合は、真ん中についたてを置いたり、みんな一緒の方向を向いたりして、マスクをしながらも気をつけているということでございます。基本的には、マスクをしながら活動しているということが中心でございます。

○鈴木（博）委員 マスクに関しては、必要なときに的確にやるということが基本でありまして、鼻を出してマスクをするなどというのはとんでもないことだと思います。

あとマスクに関しては、子どもがやりたいという場合はしてもよろしいと思います。ただし、医学的ファクトがない場合、例えば熱中症の危険がある場合など、マスクが必要ない場合、あるいは医学的に例えばあれとか、そういう場合というのは、無理にさせる必要はないということで、小児科医、臨床医の間では統一見解が出ております。それと、フェイスシールドとマウスシールドに関してですが、マウスシールドに関しては感染予防の働きは全くありません。したがって、マウスシールドというのは、

コロナファッション以外の何物でもないものでありまして、今、教育総合支援センター長がおっしゃったように、表情や口が見えるために必要だということでしたら、今ご説明があったように透明のプラスチックやアクリル板を上手に適宜使うことによって、子どもに邪魔にならない、しかも十分、感染予防にもある程度効果が期待できるような形で、授業、教育というのは行うべきだと思います。

次に、出席停止について少しお伺いします。児童・生徒等の新型コロナウイルス感染が判明した場合、また感染者の濃厚接触者に特定された場合、学校保健安全法第19条の規定に基づいて出席停止の処置が取られることになります。また、医療的ケア児や基礎疾患を持っている子どもが登校すべきでないと判断した場合、あるいは保護者が休ませたいと希望した場合は、非常変災等、児童・生徒または保護者の責任に帰すべきことができない事由で欠席した場合などは、校長が出席しなくてもよいと認めた日、これは欠席扱いではなくて出席停止、忌引き等の日数として取り扱うようにという通達が出ています。この辺が非常に難しく、よく分からないところなのですが、この取扱いについてご説明願います。また、皆勤賞なるものは、既に今、小学校ではなくなったと考えてもよろしいのでしょうか。その確認もお願いいたします。

○矢部教育総合支援センター長 出席のご質問と皆勤賞についてでございます。

出席の記録は、一般的に、病気やけが、旅行などで学校をお休みする場合は欠席、忌引きやインフルエンザ等の伝染病が発生した場合は出席停止等という区切りがございます。このたび、文部科学省の通知は、コロナ禍で心配な場合、これまででしたら家庭の判断ですので欠席扱いだったのでございますが、出席停止でよいとしたものでございます。進学する場合において、内申書の欠席欄を気にされる児童・生徒、保護者もいらっしゃるということもあって、出席停止は欠席日数に入らないので、そのような扱いになっていると捉えております。実際は欠席が多い場合も、進学先に理由を伝える方法はあるということでございます。

皆勤賞につきましては、教育委員会が示したのではなく各学校で、また、もしかしたらクラスでつくっている場合もあるかと存じますけれども、そこは学校の裁量で、それを楽しみに来ている子どもも実際にいましたので、そういう裁量になってございます。

○鈴木（博）委員 皆勤賞は非常にばかばかしいので、やめたほうがいいと思います。このためにわざわざ無理をして学校に行くような、非常に誤った風潮なども助長することになりますので、認めるのではなくて禁止する方向で、学校の対応をぜひお願いしたいと思います。

それと出席停止、忌引き等の日数と欠席日数の違いに関してはよく理解できました。ありがとうございます。

学校の給食は、児童・生徒の健やかな育ちを支える重要な機会です。先ほどの質問がありましたが、コロナ流行下においても、児童・生徒の適切な栄養補給と食生活を支援するために、感染リスクに配慮しつつも積極的に進めていかなければならないと考えます。現在の品川区の学校給食の現状について、先ほどとダブらないような簡単なお答えをお願いします。また、コロナ禍で配慮している点についてもお知らせください。

○篠田学務課長 現状の学校給食についてご説明いたします。

基本的には、一人ひとり個別に授業のスタイルで、間を取りながら前を向いて会話しないで給食を取るといった形が子どもたちのほうの対応でございます。また、実際に給食の提供に当たりましては、6月の学校再開当初は、できるだけ教室内での配膳がなくなるように、給食室内で取り分けをしたものを教室では取るだけというような形にしたり、また現状は、子どもたちの通常の給食当番で配膳する形には

なっているのですけれども、品数を減らすために、例えば汁物とおかずものを一品に合わせて、具だくさんのお汁にするとか、そういった細かい工夫をしながら、できるだけ感染拡大の防止に努めているところでございます。

○鈴木（博）委員 子どもが給食を食べている姿を想像して、非常にかわいそうで涙が出てきます。

今回、決算特別委員会を通して行ってきた、私の新型コロナウイルス感染症に関しての一連の質問は今日で終わりますが、新型コロナウイルス感染症は高齢者では今でも非常に恐ろしい病気です。しかしながら、若年者、子どもにとっては軽症で通過する病気で、非常に軽く済む病気だということがますます明らかになってきています。感染予防策は大切です。医学的ファクトに基づく適切な感染予防策は非常に大切なことでありまして、ただし子どもの心に寄り添うこと、子どもの未来の可能性をできるだけ摘まないよう、コロナ禍であっても配慮することは非常に大切なことだと思います。もう行われているかもしれませんが、給食の時間に音楽を流すとか、皆で撮った行事を給食の時間にビデオで流して楽しむとか、距離を取るときならば、みんなで道路や廊下にアートを描いてそこで楽しむとか、発達段階に応じて、感染症や伝染病でも楽しい物語や興味ある物語を皆で読み合わせる、先生が勉強するなど、コロナの最中でも、明日に向けて子どもが希望を持って取り組めるようないろいろな企画をすることは、考えただけでも山ほどあると思います。片っ端から検査をして病人を見つけて隔離するというような考え方は、善意から出発したとしても風評被害を引き起こし、差別、いじめに発展する危険があります。子どもにとって新型コロナウイルス感染症はインフルエンザ感染症よりも軽いのです。怖くない病気なのです。感染予防策それ自身を絶対化することなく、血が通い、温かみのある配慮を加えることによって、それで運営してこそコロナと共存する新しい生活様式だと確信して、私の質問を終わります。

○あくつ委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、352ページ、教育指導費に関連して、性教育について伺いたいと思います。

性の正しい知識、それに伴った行動が重要だということで、性教育の充実を求めてきましたけれども、先日、アフターピル、緊急避妊薬を薬局で購入できるようにするかどうか、こうしたことの議論がNHKなどでも報道されておりました。性教育が不十分なまま、こうした薬が手に入りやすくなることはいかなものかという声や、若い女性の性への知識がないなど、こうした意見が出され、物議を醸し出しています。そこで注目が集まっているのが、日本の遅れた性教育です。私は以前にも質問しましたがけれども、世界的に見ても遅れている日本の性教育ですけれども、小・中学校では、性交、どうすると妊娠するかということは扱わないということになっていると。しかし、性体験をする時期は早くなっています。高校生でようやく性交について学ぶということを答弁されましたけれども、それでは遅いと思います。区は遅いと思いませんか。そして、また時代の流れがあつて、現に早まっている性体験に対して、子どもたちが正しく知識を持って対応するための教育が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 子どもたちへの性指導についてのご質問です。

私どもは、国の学習指導要領と品川区の学校教育要領にのっとりまして、全ての教科等について計画的に指導してございます。性指導におきましても発達段階に応じて指導しております。自他を大切にする気持ちから始まり、中学年では月経を、高学年では精通を指導します。理科におきましては、母のおなかの中で胎児がどのように成長するかを学んでおります。また、中学生になれば、エイズや性感染症も教科書に記載がございまして、指導しております。中学校学習指導要領では、受精、妊娠までを取り扱うものとし、妊娠の経緯は取り扱わないものとするとうございます。実際の指導には、水着の隠れる部

分は見せたり触らせたりしないようにという指導は、日常的に小さな子でもやってございます。また、CAPやセーフティ教室の中でも、犯罪被害の防止に努めているところでございます。

○石田（ち）委員 その学習指導要領が問題というか、本当に遅いと私は思うのです。14歳、15歳で妊娠している状況。産婦人科医の医師の先生方からも、望んでいるならいいのですけれども、やはり望んでいない、そして予期せぬ、そうしたことが10代には多いと。そういう悲しい場面も目の当たりにしている状況の下で、性教育の充実が必要だと、もっと早い段階から必要なのだということが呼びかけられているわけですが、では高校で妊娠する過程について学んだとはいっても、しっかりと教わったという認識は私もあまりありません。ですので、日本の性教育というのは全体的に、すごくふんわりしているといえますか、緩いように感じています。さらに、妊娠に関して、女性のことと考えられがちというか、スポットが当たりやすいと思うのですけれども、しかしながら妊娠は、男性も関わらないと成立しません。しかし、やはり女性に対する負担が大きいのです。子どもを産む、そのための体の仕組みとして月経があり、先ほど午前中もありましたけれども、その月経をめぐるのは月経前症候群とか女性の心身に様々な負担が生じるわけです。そうしたことも含めて教えてもらえたら私も思っています。また、望まない妊娠や予期せぬ妊娠をしてしまった、さらには妊娠しづらかったり、妊娠してもおなかの中で育たなかったときの、女性の体と心への負担はとても大きなものになります。でも、どこでも教わらないのです。やはり男性も女性も、体の変化、そして仕組みについて、お互い学ぶことが必要だと思います。性の権利を守り、そして学び、男女ともに学んでいくことが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 性に関わる指導は国も大事にしているので、これだけの指導計画の中でやられていると考えております。教育の時期につきましては、外国の例も含めて様々なご意見があると私も承知してございます。ただ、子どもを守りたいという気持ちは委員も私も同じでございます。こちらにいらっしゃる皆さんがそうだと考えております。ただ、現状において、日本において、やはり一番大事なのは、暴力の加害や被害、また傍観者にならないということが一番基本だと考えておりますので、学年の発達段階に応じて進めてまいります。国も性被害防止については検討しているところでございますので、我々も注視して対応していきたいと考えております。

○石田（ち）委員 やはり、そうした性被害の防止についても、お互いの体を知り、そしてどうしたらどうなるのかというのを、早い段階から教えていくことが必要だと思うのです。これは何回も言わせていただくのですけれども、そうした性教育の不十分さが、将来にわたって影響するわけです。性は、生きていく上では切り離せない、幅広く深いものですので、私はやはり包括的性教育をしたい。世界でも進められていますけれども、ユネスコが2009年に国際セクシュアリティ教育ガイダンス、前回も取り上げさせていただいたのですが、これを示して、その中で、包括的性教育をしていくということで、各国々が進めております。その中では、思春期における心身の変化、月経と射精の仕組み、妊娠、出産、胎児の発育、避妊、性感染症とエイズ、性的アイデンティティ、性的指向を含めた性の多様性、性虐待、性暴力のない人間関係づくり。こうした生物学的、そして生理学的にとどまらず、社会的・文化的側面も視野に入れて、子どもや若者の性と生殖の健康を保障するための基本的な情報と知識を持ってもらおうと進められているわけです。こうしたことが網羅的にやられれば、本当に豊かな人間関係、そして性の関係ができていくのではないかと私は思います。そこはいかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 学習指導要領にのっとるのは先ほどのとおりでございますが、教育

界では、体育部門、保健部門がございますので、そちらのほうでの検討でいろいろな事業が展開される可能性はございます。

○石田（ち）委員 可能性ではなくて、ぜひ進めていただきたい。そして、それを品川区からつくっていただけたらと思うのですけれども、やはり正しい知識なく、ゆがんだ情報にあふれた今の状況で、これはやはり暴力にもつながりかねないです。幾らそこで、それは駄目なのだというのを教えても、全体的に体の仕組みから、どうするとどうなっていくのかということ、そして性的アイデンティティや性的指向ということも含めて早い段階から教えていかないと、結局、暴力につながっていってしまうと思います。豊かな性教育は、自分や家族、パートナーや友人を大事にし、自分らしく生きることにつながっていきます。ぜひその立場に立って、学校教育要領を含めて抜本的に見直していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 本区の学校教育要領も学習指導要領を基に進めてございますので、意見は分かりましたけれども、発達段階に応じて、今、計画的に進めているところでございますので、あくまで人権尊重を基盤にして、各教科・領域において指導してまいりたいと考えております。

○あくつ委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後３時２０分休憩

○午後３時４０分再開

○あくつ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。西本委員。

○西本委員 ３７３ページの学校給食放射性物質検査。保育園のほうについては明確な見直しが出されたということで、前進したと思います。しかし、学校関係についてはまだはっきりとされていないのですけれども、そもそも今、給食として食材が流通しているのに、危険なものなのでしょうか。福島県産というのが、嚴重に放射能をチェックしております。そして出荷しているのですけれども、いまだに風評被害があつて、市場価格が戻ってはきておりません。それで、先ほど地球規模のお話がありました。しかしながら、やはり風評被害につながっている、助長するというような行為であるという、１つの見方ですけれども、そういう考えもあります。ご見解を聞きますけれども、これ以上、生産者をいじめないでほしい。しっかりと法にのっとった形で、必要であるならば国が放射能チェックをするという方向を示すべきであるわけであつて、品川区が安全なものを提供しているということであるならば、放射能の検査についてはやめる方向でお願いしたいと思いますが、その見解をお聞きます。

次に３５１ページ、義務教育施設整備基金、積立て５０億円。令和２年５月では、７３０億円とあります。このお金はどこから来たのでしょうか。積立ての目標額があるのか、使い方はどういう使い方を想定しているのかをお聞きます。

次に３５１ページの８３運動。これは、小学校ＰＴＡ連合会の自発的な運動として始まったものです。先ほどの答弁を聞きますと、いろいろとサポートしていくということではありますが、やはり中心は小学校ＰＴＡ連合会の方々であるべきであつて、区があまりにも関与し過ぎると、やらされ感が強くなってきってしまうので、関わり方について再度お聞きます。

それから３５５ページ、教育指導費になるのでしょうか。モンスターペアレントについての件数、対処方法がどういう状況になっているのかお聞きます。

○篠田学務課長 私からは、放射性物質の検査についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、基本的に現在、給食で提供している食材については、間違いなく安全なものが流通していて、それを提供しているという認識でございます。委員ご指摘のとおり、福島県産のものについてもきちんと検査されているということは認識してございますので、その点で不安を感じているところはないのですけれども、これまで震災以降、ずっと続けてきたという経緯がございます。

ただ、ここではっきりとしておきたいのは、今まで一回も放射性物質が検出されたことはないということでございます。ここまで約10年続けてきて、一度もなかったということでございます。やはり検査をするということは、それなりに経費もかかりますし、また労力もかかってくるということがございますので、こういった実情を鑑みながら、現時点では、この先いつやめるとか、このままずっと継続するとかという、きちんとした方針が今決定されているものではございませんけれども、そういった事実はきちんと踏まえた形で対応していきたいと考えているところでございます。

○品川財政課長 基金の件についてお答えします。

義務教育施設整備基金につきましては、ここ数年、50億円積立てというような形を取っております。大体、学校1校改築分ぐらいを目安に積み立てております。使い方としては、基本的には校舎改築、それから学校設備の維持、メンテナンスといったところに使っております。今後、毎年1校から2校ぐらい、今、改築を進めているのですけれども、ここに対して充当していくために基金を積み立てていっているというものでございます。

○有馬庶務課長 83運動についての区の関わり方というご質問を頂きました。

83運動につきましては、委員ご指摘のとおり、今、小学校PTA連合会が中心になって、推進委員会が発足していることですので、区はあくまで側面支援という域でございます。本日の朝にも少し紹介させていただきましたけれども、マスクに貼るシールを作るという、そのシールも推進委員会で作成するという事です。それで、パンフレットも作るという話ですので、その配布について我々も協力していこうということですので、その辺はバランスを取りながら協力はしていくということで、いずれにしても子どもの安全に関わることですので、好きにどうぞということではなく、一緒に協力をしてやっていきたいという立場でございます。

○矢部教育総合支援センター長 モンスターペアレントという言葉でお尋ねになられたと思います。私どもはそういう認識はございませんで、厳しいご意見を頂く方は、若干、教育総合支援センターではお受けしているというところでございます。

○西本委員 放射性物質検査については、もう10年目になって、今までも検出されてはいないので、なので、改めていただきたいと思います。早々に検査は終了という形をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

積立金についてですが、これは50億円というのが毎年積み上がっていくという、一定金額を積み上げていくというものなのか、あとは、今後増やしていくとか減らしていくなどというのは、どういう観点で、先ほど、年に1校、2校という形でということなのですが、その辺の計画、長期にわたっての計画があるのかを確認したいと思います。

それから83運動については、小学校PTA連合会の方々がスタートした運動体です。本当に自主的な運動でありますので、やはりそこは大切にさせていただいて、そして側面的なサポートをぜひお願いしたいと思います。

モンスターペアレント、なるほど、モンスターペアレントとは言わないのですね。私たち、一応、一般で言うと、そういう形でマスコミでも言われておりますけれども、要は問題行動を起こしている、例

例えばSNSなどで学校を批判したり、あとは保護者間でのいざこざがあったり、非常に個人攻撃をしたりという保護者の方々はいらっしゃるのか。学校の先生方がその対応に追われているというようなことはないのか。ここをお聞きしたいと思います。

○品川財政課長 積立額ですけれども、学校1校を今、改築しますと、おおむね50億円程度というところで、それを基準として積み立てているというところはございますが、昨今、市場価格等が大きく変動する場合もございます。こういうところにも応じて、積立額というのは状況を見て変えていこうと思っております。今後、学校改築が続きますので、それを維持できるような形で、資金もしっかりと準備をしていきたいと考えております。

○矢部教育総合支援センター長 SNS等の批判についてでございますが、保護者からは区民メールで頂くようなことはございます。また、直接電話で頂くこともございます。少なくとも、悩んでいる保護者が多いので、学校のほうで、学校名が分かれば、こちらから連絡をして、丁寧に対応しているところでございます。

○西本委員 問題行動を起こす保護者の方々ですが、これは多分、認識されている部分はあるかと思うのです。私も相談を幾つか受けております。そして、一番心配なのは、お子さんたちなのです。子どもたちが、保護者の方の影響を非常に受けてしまうと、状況を考えると学校だけでは対応し切れないというケースがたくさんあって、それを学校側だけではなくて、例えば保育園・幼稚園からの情報提供が必要であったり、それから時には精神的なところがあれば、福祉関係のところにつないでいくなどということで、やはり、よりいろいろな関係部署との関係が非常に密になっていかなければいけないケースがあるのではないかと。そここのところの認識はどこまであるのでしょうか。そして、先生方も非常に大変な苦労をされて対応されている方もいらっしゃると思うのです。その場合の、例えば弁護士を雇う、相談に乗るなどという体制は、どのぐらいまでできているのでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 表現は難しいですけれども、養育能力に少し不安のあるご家庭はございますので、私どものHEARTSという機関に、指導主事や相談員、専門性のある者がおりますので、そのチームで学校を訪れて、どんなケースかというのを対応します。子ども家庭支援センターとも連携しまして、必要に応じて、福祉や医療とも相談して進めてまいります。

教員のほうですけれども、私も教員でしたから分かりますが、苦労はしますけれど、ピンチはチャンスに変えるいい機会だと、私はいつも思っておりますので、それは学校支援としてセンターも協力しております。

○あくつ委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、351ページ、83運動経費、361ページ、特別支援教育費、365ページ、図書館運営費からお伺いしたいと思います。

まず、83運動経費は、関連して、PTAの方や地域の方々と区と協働で取り組む、児童・生徒の登下校における安全対策・防犯対策についてお尋ねいたします。午前中の質問で、83運動の活動を充実させるために、啓発グッズの作成やポスター作成といったことで、運動の目的や運動に参加する方々を拡充していこうという取り組み状況は分かりました。PTAの方々のほか、地域の方々にも周知・啓発は今後も力を入れていく必要があると考えておりますが、それと同時に児童・生徒の登下校における安全対策・防犯対策として、見守りの効果が発揮できるような具体的な方策も考えていくことが大事であるのではないかと考えますが、まず区のご見解をお聞かせください。

○有馬庶務課長 83運動の見守りの効果ということでございますが、これをどういうふうに検証す

るかというのは、なかなか難しい部分があるかと考えております。まず基本的に、８３運動というのは、日常、日頃の生活の中、１つの生活習慣の中で、花に水やりをするとか、その時間に買物に出て何げなく子どもを見守っていこうというようなことで、社会全体として子どもを見守っていこうというような運動で始まっているというようなものですので、防犯上の意識をすごく持ってというところの、運動の趣旨というところでいきなりそれを頭出ししていないというか、全体として見守っていこうということですので、そういったところで、なかなか効果を出しにくい面があるかとは考えております。

○こんの委員 生活の中で見守っていく、いわゆる防犯という意識を持ってというところでは現状はないということですが、私としては、区内で今起きている不審者情報や、それからいろいろな犯罪が起きている、こうしたことを考えると、８３運動に参加してくださっている方々に、もう少し防犯意識ということも持って、生活上、見守りをしていただくということも必要ではないかと考えるわけです。

先週の総務費のところでも触れましたけれども、警視庁が発信している「メールけいしちょう」という不審者情報、こうしたメールはご存じでしょうか。とても気になる情報で、事案は、子どもや女性に対する声がけ、つきまとい、体を触る、暴力を振るう、公然わいせつなどです。昨年１年間で届いているメールけいしちょうは、昨年１年間で約１００件ありまして、これを換算すると、三、四日に１件、発生していることになります。その被害が多かったのは女子児童、また発生時間は夕方４時頃。こうしたことの状況が見られます。そこで、こうした事案への対応。１つは、生活安全担当で実施されている安全パトロールが実施されているところですが、こうした不審情報を、例えば８３運動に参加していただける方に、８３運動のＬＩＮＥ公式アカウントなどで情報を提供して、そして事案発生の地域を中心に、区内全体でやんわり、いわゆる見守っていただく。この不審者というのは、見た感じは普通の人に見える。そうしたことから、普通に見守っていただく体制を、この８３運動の方々をお願いしていく。こうした取り組みは必要ではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○有馬庶務課長 最初の質問で、防犯の意識は、８３運動に関わってくれている方は、誰もがそういう防犯の意識ということで子どもを見守ってくれている、それは間違いありません。それをどういうふうにはかるかというところは難しいという説明をさせていただいたものでございます。

それで実際には、皆さんが活動していければ、それ自体が安全だともはかれるとは考えております。ですので、できるだけ多くの人に参加してもらうということが１つ大事ということがあります。それから、そういう不審者情報みたいなものをどういうふうに共有していくかというのが１つの課題なのだろうと思います。令和元年度でも、発報で、ある程度、緊急事案とされたものが６件程度あるということですので、そんなに件数は多くありません。これは、最終的な年度をまとめる、まもるっち通信に、何月何日何時に公園で不審者に声をかけられましたというようなところまでの記述はありますので、そういったものはＰＴＡに配布して、注意喚起というか、「こういうものに気をつけなければいけないね」みたいな話し合いの場が持てる機会にはなっているかとは思っております。

○こんの委員 １つには、情報共有ができる環境もなくはないというところですが、それをさらに広げていくようなお考えで、情報を共有しないと、なかなかどこがどういうふうに見守っているのか。せっかく防犯意識を持っていただいているのであれば、その見守りを効果的にしていただくような方策を、ぜひ今後、考えていただければと、要望で終わります。

次に、特別支援教育経費に関連して、特別支援教育のサポート事業についてお尋ねいたします。特別支援教育のサポート事業は、区立小・中学校、義務教育学校における特別支援教育の充実を目的に、専

門家による事業の視察と、望ましい教育的対応について指導・助言をしている事業と認識しております。この事業に対する令和元年度の事業総合評価は、Aとなっております。まず、この事業の中身をお尋ねする前に、前提として、区では特別支援学級、それから特別支援教室、それぞれ設置されている学校数と、それから学級、教室を担当している教職員の人数と、それから特別支援学級・特別支援教室を担当する職員は、特に特別支援学校教諭免許状を有しなくてもいいとされておりますけれども、免許の保有状況をお聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長 特別支援学級の数でございます。13学級でございます。それと、学級数は、令和2年度、固定が25学級、通級が7学級でございます。

○工藤指導課長 それぞれの教員の配置の人数と、今、手元に数がないところでございますが、現状、免許がない教員も東京都から提示されて配置するところもございます。ただ、私ども、特別支援学級に配置する、あるいは特別支援教室に配置する教員につきましては、経験者をできるだけ配置できるよう東京都にも要望しているところでございます。また、区内での異動の場合にも、経験者を配置する。また、初任者あるいは経験年数が浅い教員が提示されることもございますので、そういったバランスをよく見ながら、継続した支援ができるよう配置を行っているところでございます。

○こんの委員 まず前提をお聞きしまして、一応、免許を保有されていない方も配置されているけれども、経験者や、また年数がある先生方を配置して、バランスを取っていらっしゃるということです。

そういう状況の中と分かったのですが、実態は、お子さん方、いわゆる児童・生徒に対応する先生の対応力と言うのでしょうか、保護者とのコミュニケーションの取り方と言うのでしょうか。その辺のところは、専門家の方が視察し、そして助言していく、指導していく中で、どのようなコミュニケーション、指導力といったことへの指導というのはあるのでしょうか。

1つには、団体の方々からも、このようなお声を頂いております。「特別支援学級における教職員の先生は、真摯に保護者と向き合っていて、適切かつ十分なコミュニケーションで信頼関係を築けるようにしてほしい」。こうしたことを求める声があります。バランスよく配置していただいて、児童・生徒に指導に当たってくださっているのですが、一方で保護者・ご家庭の感じ方は、こういう声もあります。その辺はどのように指導・助言を具体的に先生たちに反映し、指導・育成に当たられているのか、現状を教えてください。

○矢部教育総合支援センター長 初めに巡回相談員の助言のことでございます。専門性ですので、Aというお子さん、Bというお子さんにどう支援したらいいかということが、一番教員にとっては大事なところで、その指導を受けた後、保護者にお話をします。ただ、そのときには、今、若手の特別支援教室の教員などもおりますので、ベテランと一緒に対応しているようなところでございます。そのほか、3年次までの教員には、一般的に研修が3年間ありますので、その中で特別支援教育の研修も行ってございます。具体的なつながりのコミュニケーションの指導というのはないかもしれませんが、全般的な関わりの中で話をしています。また、在籍校の校長・副校長と連携を取りまして、若手指導にも力を尽くしているところでございます。

また、先ほど答弁漏れがございました数の件でございますが、特別支援学級固定級は249人、情緒障害が7人、通級が88人でございます。特別支援教室については695人が昨年度までの数字でございます。遅くなりましてすみません。

○こんの委員 今お話を伺って、とすると、なかなかコミュニケーションの取り方、また指導・育成は、それぞれの感じ方や、コミュニケーションは本当に取りにくい、難しいところでもあると思います

けれども、児童・生徒の育成には、保護者のご協力も大変に大事だということも考えると、先生と保護者の方との信頼関係は本当にお子さんにとっては大事なところだと思いますので、どうか専門家の方の助言や指導といったことを取り入れながら、さらなる、よりよい信頼関係を築いていっていただきたい。お願いで終わります。

最後に、図書館運営費に関連して、子ども読書活動推進計画についてお伺いします。こちらを見させていただいて、この中に中高生のワークショップの概要が出ておりました。高校生の提案で、図書館以外で情報提供に関するインターネット上での取組みとして、面白いというか興味深い提案がありました。1つは、スマホで小説につながるような仕組み。Y o u T u b e で声優が朗読をするチャンネルを作るとか、またY o u T u b e r が本の紹介をする動画を公開するとか、今の子ならではの、Y o u T u b e であるところですが、こうしたワークショップで出てきた提案は、今後どのように展開というか、扱って、取り入れられていくのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

もう一つ併せて、学校図書館についてですけれども、子どもの読書推進、本に触れる機会を増やす。先ほども質問で出ておりましたけれども、電子化というところを私も考えるところであります。全員にこれからタブレットが支給される中で、今まで学校図書館に行かないと本を借りられなかったけれども、タブレットを持つことによって、学校図書館の本を電子化して、いつでも自宅にしながら借りられて本を読めるという環境ができたならば、もっと子どもたちの本に親しむ環境ができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○横山品川図書館長 2点ご質問を頂きました。まず子ども読書活動推進計画のワークショップですが、中・高・大学生に、自分たちの同世代が本を読むにはどうしたらいいか、また大学生には、中高生が本を読むようになるにはどのような工夫があるかということで、話し合いをしてもらいました。その中で、若い世代独自の新しい視点でのいろいろなアイデアが出てきたところで、委員ご紹介の、Y o u T u b e r が本を紹介するであるとか、声優が朗読するチャンネルを作るであるとか、いろいろなアイデアが出てございます。図書館で検討いたしまして、ティーンズの担当を中心に、SNSでの発信であるとか、Y o u T u b e の利用だとかについて、現実的に検討できるかどうかというのを、今、計画立てて進めているところでございます。

もう一点の、学校図書館での電子書籍の利用ということにつきましては、図書館での電子書籍の提供については、著作権の調整が非常に困難でございます。公共図書館でもまだ提供がなかなかできない状態ではありますが、先ほどご案内しました青空文庫等、著作権の調整がついたサイトについてご紹介を進めて、タブレット等でも見られるような形でできないかということを、これから調整させていただきたいと思っています。

○こんの委員 学校図書館においては、著作権のことも、先ほどの答弁を聞いて理解しているところでは。近い将来、著作権のことなどの課題がクリアになったならば、学校図書館の本がタブレットで見られる。こうした環境が作っていけるよう要望して終わります。

○あくつ委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は、359ページ、特色ある教育活動経費から、学芸大学品川プロジェクト、学力向上プラン推進事業、それから363ページ、学校地域コーディネーターの関係でお聞きしたいと思います。

まず、学校地域コーディネーターです。今、品川区は全校で、品川コミュニティ・スクールということで、学校と地域をつなぐ役割のコーディネーターの方が大変に役に立っている状況で、これからも続

けていていただきたいと思います。その上でのいろいろな確認なのですが、今、地域コーディネーターの方が、今年から会計年度任用職員ということで変わってきていると思います。そうすると、今までですと比較的、時間の動きが取れたような状況が、職員ということで拘束されてくるのではないかと想像するのですが、その辺のところは影響がないのかどうかということを1点確認させてください。

それから、コーディネーターの方は、ずっと長くやっていただくことによって、学校とのいろいろな連携が取れてくるということは十分分かるのですが、年数的にどのぐらい継続して構わないのか。その辺の規定があるのかも確認させてください。

それから、校長先生が替わったときに、やはり校長先生の思いと少し、何というのか、表現は悪いけれども合わないようなケースも出てくることもあるのではないかと、これは想像です。そういうことがないと思うのですが、その辺の関係も教えていただければと思います。

○工藤指導課長 学校地域コーディネーターについてのお尋ねでございます。委員ご指摘のように、今年度から会計年度任用職員ということでございます。そういった場合に、例えば週4日の勤務であるとかというところが、会計年度任用職員なので厳格に行っているところはございますけれども、そういった意味では、特段それが課題になっているということも、大きく変化したところはございません。また、学校地域コーディネーターは任期はございませんので、継続して任用することが可能なものでございます。また、会計年度任用職員になったとしても、1年ごとの任用ではございますが、それを継続することは可能でございますので、そういった意味では、同じ方、続けていただける方がそのまま続けていただけるような状況でございます。

また、校長先生が替わられる場合、本区の場合は校区教育協働委員会で学校運営についても熟議を重ねるところがございますので、そういったところで大きな課題があるというような報告があるところはございません。また、コーディネーターの方が替わるということもあろうかと思いますが、そういったところで大きな影響があるという報告も併せてございません。

○鈴木（真）委員 本当に、学校と地域をうまくつないでいる方なので、これからも校区教育協働委員会とも協力しながら、いい形で進めていていただきたいと思います。

その上で、今回、質問の中で、コミュニティ・スクールというのはあまり出ていなかったのですが、コミュニティ・スクールにかけける品川区の思いがもしあれば改めて一言頂ければと思うのですが、よろしくをお願いします。

○工藤指導課長 今、全校で展開させていただいております品川コミュニティ・スクールでございますが、やはり地域と共にある学校づくりの中で、校区教育協働委員会の中には、卒業生、また地域の方も含まれるというところで、本当に学校が地域の中のコミュニティの拠点として、そういった活躍がこのまま継続していくということが、やはり重要であると認識してございますので、そういった意味では、学校支援地域本部でのボランティアであるとか、組織立って体制づくりも進めているところもございますので、そういったところを、いわゆる持続していくところが重要であると思いますので、今後とも引き続き、そのまま進めていきたいと考えてございます。

○鈴木（真）委員 今年はどうしてもコロナということで、我々もなかなか学校に入ることもしないようにして、行けば行けるのでしょうけれど、やはりこれは避けなければいけないということで、なかなか地域の人間も学校と連携を取りにくい状況になっているので、落ち着いて、うまくこれからも進めていていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これも要望にします。

2点目に、学力向上プラン推進事業の勉強合宿についてです。今年の予算ですと、これは今年の出ているので、勉強合宿を8年生が今、行っていると思うのですが、この取り組み状況を教えていただければと思います。

○工藤指導課長 勉強合宿についてのお尋ねでございます。ご指摘いただきましたように、8年生の夏季休業中に集中的に学習に取り組むという事業でございます。現在、義務教育学校6校と中学校、合わせて8校で実施しているところでございます。宿泊型で行っているのが4校、通学型が4校ということで取組みを進めているところでございます。

○鈴木（真）委員 分かりました。確かな学力をつけるという意味で、この合宿が効果があるということも、お声は聞いております。ただ、少し気になっているのは、8校だけ今やっている中で、やはり全校展開できないのかという思いもあります。受ける機会の公平性で、ほかの学校に行けばできるけれど、この学校はできないというのは、やはりハンデがつくのではないかという気がしております。先生方の問題や、ボランティアの方たちの集まっていただく問題。それから夏の間ですから、クラブ活動とか、いろいろな問題は絡んでくると思うのですが、やはり全員が受けられる体制も取ってほしいと、これは希望なのですが、その辺のお考えを教えていただければと思います。

○工藤指導課長 ご指摘いただいているように、参加した生徒の声からすると、やはり勉強のやり方が分かって非常に励みになった、また受験のときにも励みになって頑張れたというお声も聞いているところでございます。また、ご指摘いただいたように、体制づくりのところでは、やはり多くの教員、あるいはボランティアなどの協力体制というところが必要でございます。そういった意味では、先ほど申し上げた宿泊日数であるとか、例えば通学型から始めるとか、できるところからスタートするような工夫なども併せながら、また支援に当たる、指導に当たる人材の確保なども、併せて取組みを進めて、拡充を図っていきたいと考えてございます。

○鈴木（真）委員 合宿型だと、ほかのところに行って完全に泊まりでやるので大変だと思うのですが、通学型ですと、ある程度、日数も長くしなくても、そういう機会をつくっていただいたほうがいいのではないかと思いますので、これは要望にしておきます。

それからもう一点、学芸大学との連携のプロジェクトです。これが、就学援助を受給しているご家庭の6年生の勉強の機会をつくってもらっていた中で、これは今年の予算には入ってきていなかったもので、その辺の進め方の点について、指導という点でお考えを教えてください。

○工藤指導課長 学芸大学の連携事業でございますが、こちらにつきましては、東京学芸大学と連携して、学習支援と、また学芸大学附属中学校への進学支援を行うという事業でございました。当初、予定していました3年目ということで、令和元年度におきまして学習支援については終了したところでございます。また、その中で、学芸大学附属中学校へ、令和元年度で言うと4名が進学しておりまして、これまでの3年間で計12名進学してございます。ですので、その12名の進学に合わせて、進学支援のほうは継続しておるところでございます。

○鈴木（真）委員 そうすると、昨年度でそれが終わってしまったのですが、これからの進学支援ということにどのようにまた取り組んでいくのかについてと、それから、現在、学芸大学附属中学校に行っているお子さんに対する、品川区教育委員会として何かフォローしなくていいのかというのも少し感じているのですが、やはり少し離れた学校に行っているところで、その辺は何か考えていらっしゃるのかどうか教えてください。

○工藤指導課長 学芸大学の連携事業の場合は、会場が教育総合支援センターと、あと品川図書館と

いう2会場で、週1回、放課後に行っていたものでございます。そういった意味では、ご指摘いただいたように、通うのにやはり保護者が付き添うであるとか、一定程度の保護者からの支援を頂くところがございます。現在、放課後を使った学習補充につきましては、各学校で取り組んでいる品川地域未来塾というのがございます。そういった補充学習のところで、またそれは、自分が通っている学校で開かれている未来塾に通うことができるというところで、学習支援は行っていけるとは考えてございますが、いわゆる補充学習等につきましては、しっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

〇あくつ委員長 次に、高橋しんじ委員。

〇高橋（し）委員 355ページ、教職員研修。これは教員の指導について。帰国児童・生徒等支援費、363ページ、品川地域未来塾、367ページ、学校ICT活用経費、375ページ、学校改築推進経費です。

まず、教職員研修。これは研修とは少しあれだと思うのですが、ある他の自治体の小学校で、若手の先生、教員が学級通信を作成しようとしたら、お隣のベテランのクラス担任の人が、やめてくれと。

「学年の足並みが乱れる。学校だよりがありますから」と言われてしまった。また、授業内容も、先ほどのICTなどがありますが、新たな手法を試みようとしたが、同様の反応だったと。若手の教員の指導力不足というのがいろいろと話題になっていますが、その一方で、このような、若手の先生方の意欲・やる気をそぐような雰囲気があるというようなことがあります。これは、他自治体の例でありますけれども、こういった事例についてどうお考えか。この若手の教員の方にどのようなアドバイスをしていただけるのでしょうか。もちろんないと思いますが、品川区ではこういうことはないのでしょうか。

そして、355ページ、帰国児童・生徒等支援費ですが、これは保護者と言うほうがいいのかもかもしれませんが、ある区立小学校の学校だよりを拝見したときに、その1ページ目、校長先生のコメントには、漢字に全て振り仮名が振ってありました。そのため、保護者の方、児童も大変読みやすいとおっしゃっていました。日本語の不得意なある外国籍の保護者の方がおっしゃっていました。このような配慮はとても大事なことだと思って、こちらの校長先生はすばらしい姿勢だと思います。ほかの学校でも、全てのページは難しいかもしれませんが、このような取り組みをお願いしたいと思いますが、お考えを伺います。

先に学校改築ですが、令和元年・2年と、工事を随分行っているのですが、その改築での事故があったのか。あれば、工事の方あるいは教職員、児童・生徒にけがなどはなかったのでしょうか。なかったのであればそれで結構ですが、そこまでお願いします。

〇工藤指導課長 教員間の中でのいわゆる指導上のそういったところにつきましては、やはりお互いに、もちろんベテランの方からのアドバイスというのもあろうかと思いますが、また経験の浅い方がそれを習うだけではなく、新しい発想でというところがございます。やはりそういったところを、同じ学年で、あるいはチームの中で、しっかりと取り組んでいくという姿勢が必要であると考えますので、いわゆる思いやりを持ってというのは必要な観点だと思いますので、そういった意味ではそういった指導が必要であると考えてございます。

〇矢部教育総合支援センター長 学校だよりの振り仮名等ですが、本当に優しい対応だと感じております。確かに時間はかかりますけれども、好事例として紹介していきたいと思います。

〇小林学校施設担当課長 改築工事での現場での事故というのは、ないものと記憶しております。

〇高橋（し）委員 先ほどの学級通信の例は品川区ではないと思いますので、もし仮にそういうことがあったとしたら、チームで指導していただきたいと思います。

改築は承知しました。このまま無事故で続けていっていただきたいと思います。

地域未来塾ですけれども、事業が随分、休業でなくなりました。その後、再開してから進度が速い可能性があります。まだ1日7時間の授業を展開している学校もあります。そういったところを地域未来塾でどのようにカバーしていращやるのでしょうか。補習という観点でどのようにカバーしているか、また実施日数を増やすなどの、あるいは財政支援等で支援していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○工藤指導課長 地域未来塾につきましては、学校再開と同時に各学校、予定に従いまして進めることができいております。また、そういったところでは、放課後補充学習として、指導員の方からのサポートがありながら進めているところでございます。また、この9月からはA I型教材を活用したQ u b e n aのタブレットを導入してございまして、それについての取組みも、取組み当初から児童・生徒はそれに慣れ、自分で自学を進めているというところがありますので、そういったものを指導員の指導も含めながら補充を効果的に進めていきたいと考えてございます。

○高橋（し）委員 授業については、授業時間数確保ということで、授業がかなりハードな形で進めていると思いますので、1つのフォローとして地域未来塾の活用をお願いいたします。

次は学校I C T化ですが、いろいろな委員の方から質問が出ておりましたので、そこと重ならないようにI C T支援員についてお尋ねします。どのような方が何人ぐらい学校を巡回しているのでしょうか。日数等は先ほど伺いました。

○篠田学務課長 現在は、I C Tの推進校10校を中心に回ってございます。推進校は毎月1回、それ以外の学校は学期に1回回っているという形でございます。回っているのは、民間のコンピュータ関係に詳しい方で、教育情報化コーディネータ2級という資格を持った方が回るという形で契約しているところでございます。

○高橋（し）委員 今、教育情報化コーディネータという資格をお持ちの方ということで、この資格をお取りになって、いろいろな人材派遣のところに登録し、学校を巡回している方が多いと伺っています。その方を活用しているということですが、品川区の場合は英語の教育でA L T・J T E、また先ほどの学校地域コーディネーター等の人的なマンパワーについての支援はかなり厚くしていただいていると思います。今後は学校I C T支援員と、どのような方がどれだけ来られるかということなのですが、先ほどは推進校で月に1度ぐらいということです。この後、タブレットが支給された場合に、どれぐらいの頻度で学校を巡回していただけるのでしょうか。

○篠田学務課長 これからG I G Aスクールで、初めて1人1台、全ての学校、全ての子どもたちということになりますので、今までにない状況ということでございます。したがって、かなり手厚くやっていく必要があるとは考えてございます。予算との絡みもあるものですから、今のところ、様々検討しているところではありますけれども、少なくとも今まで以上の形で配置をしていきたいと考えているところでございます。

○高橋（し）委員 様々な派遣のそういった企業の広告などを見ると、時給や一人ひとりの報酬ですが、非常に高くなっていて、ある自治体では300万円から600万円の間に出不ないと厳しいだろうという話があって、かなり費用のところがきついと思いますが、その辺りはぜひ手厚くお願いします。週にどれぐらいかということと、予算の状況はどれぐらいを見込んでいるかという、あらあらでいいのをお願いします。

それともう一つは、機械が調子が悪いとか、つながらないとかだけではなくて、やはりI C T支援員

の一番大事なところは、熊本市の教育委員会の方がおっしゃっていましたが、授業の教材づくりにどこまで協力できるかということで、学校の授業の中身と、それを授業でどういうふうにするかということの理解がある方が、ＩＣＴ支援員になり、そして教員が教材をつくるところでアドバイスし、一緒になって教材づくりをしていくということで、熊本市ではかなり実績が上がっていると伺っています。教員の教材づくりというところまで踏み込んで、時には授業と一緒に入ってというところまで踏み込んでのＩＣＴ支援員の活用について、いかがでしょうか。

○篠田学務課長 金額等の想定でございますけれども、私どもがいろいろと試算した中では、仮に１つの学校に毎週１回ずつ支援員を派遣したとしますと、年間ではおよそ８,０００万円近くかかるだろうと見込んでいるところではございます。

それから、教員と一緒に教材等の作成ということでございますけれども、これは現実に、今の支援員もかなり、各学校を訪問した際には、一緒に教材研究・作成等を手伝っているところがありますので、引き続き今後もそういった対応が取れるような体制を取っていきたいと考えているところでございます。

○高橋（し）委員 週１日だと８,０００万円余ということですので、手厚くお願いいたします。

それで、教材づくりは今も一緒にやっていただけているということで、大変ありがたいということで、ただ学校地域コーディネーターの方が入ったときに、ほかの先生方とのコミュニケーションが初めうまくいかなかったということがありますので、ＩＣＴ支援員の方も教職員の方とのコミュニケーションがうまく取れるように、学校でいろいろと配慮をお願いしますが、最後にそこだけお願いします。

○篠田学務課長 これから、今まで入られた方も加えて、新たな方も入ってこられますので、きちんと学校と連携した形で、実のあるものとなるように、私どもも注視してまいりたいと思っているところでございます。

○あくつ委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、３５２ページ、教育指導費、そして３６７ページ、学校教育費についてお聞きします。

この春、公立小・中学校は実質３か月間ぐらい、臨時休業を行うことで、児童・生徒の学習に遅れが生じることが大変予想されます。教育委員会として、児童・生徒の学習保障のための施策を講じることが必要ではないのか。また、卒業を迎える学年の児童・生徒に３月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合、当該児童・生徒の卒業を認定するのか教えてください。そして、児童・生徒の学習保障は、実際、本当にできるのでしょうか。学年ごとに必要な学習が身についていると、どのようにして判定するのですか。そして、判定テストでも行って、身につけていない児童・生徒がいた場合、補習や再テストを行うのですか。教えてください。

○工藤指導課長 学習の保障に関するお尋ねでございます。４月当初から臨時休業が続いたことで、授業日数としては３４日ほど不足したところがございます。また、学校が再開に当たるところでは、私ども、学校のほうには、標準授業時数というふうに、定められた授業数があるところでございますが、それを基本的には確保するという方向で指導しているところですが、ただそういった場合には、確保する、できるだけ近づけるという指導の中で、それを下回ったとしても、それは教育要領に反するものとはしないというところでも取り組んでいただいたところではございます。また、そういったところでは、目標・狙いを達成することが、やはり主でございますので、授業時数をいわずに稼ぐということではございません。また、学校再開後、学校については授業時間が、通常、小学校は４５分、中学校・義務教育学校の後期課程だと５０分というところがありますが、そういったところを柔軟に、４０分授業あ

るいは45分授業にする。状況によっては7時間授業を設定するなど、授業時数を確保しつつ、また授業時数だけではなく、教育の質を確保する。実際には、学校の中で対面で授業を行う中で行うことと、家庭学習等で定着を図るところとを分けて、指導の効果を高めていく。そういったことをして行っているところがございます。そういった意味では、授業時数等につきまして、また指導内容につきましても、おおむね7月の段階で挽回できてきている学校があると私どもは把握しております。

また、そういった意味では、お尋ねがありましたように、例えば9年生あるいは6年生、卒業学年に至っては、認定については学校長が、教育課程を修了したというところを認定するものでございます。また、それに当たっては、日々の学習の積み重ね、平素の授業の積み重ねをもって行います。また、その中では単元末に行うような確認テストなども含まれますけれども、あくまでも平素の授業などの成果を見て判定するというものでございます。

○須貝委員 きちんと答えてください。どんな人でもそうですが、これだけ授業日数が少なくなれば、できないですね。その分、きちんとその学年で教えなければいけない授業日数が足りない。そうしたら、どこかスルーするわけですね。だったら、授業がきちんとできていない、身についていないということではないのですか。もう一つ質問しますので、その後にお聞かせください。

そして、また新型コロナで学校が休校になり、今は再開していますが、不安を感じている親子もいて、いまだに学校を休んでいる児童・生徒がいます。いわゆる自主欠席と言われているもので、新型コロナウイルスに関する不安のために学校を休ませることです。品川区では、全国の大半の自治体が調査しない中、しっかりと調査をしたとお聞きしています。これは素晴らしいことだと思います。日本中に自主欠席をしている子どもたちが700人以上もいるようです。教育委員会としては、コロナ不安による欠席を認めています。自主欠席を行うことで、児童・生徒の学習に遅れが生じることが、さらに遅れが生じることが予想されますが、この辺について学習保障はきちんとできるのですか。もっと授業日数が少ないわけですね。教える日数が少ない。指導できていない。だったら、子どもたちはどういうふうにされるのですか。教えてください。

○工藤指導課長 まず学力保障の点でございますが、そういった意味では、休業中におきましても、例えば学校は課題の配布日を定めて保護者に取りにきていただく。また、ホームページで課題を提示し、それを回収し、また教員が指導するなど、リモート学習も進めておりました。そういったリモート学習は、学校が再開後も引き続き行うというところで、授業と併せながらのところで学力を身につけさせる。必要な事項については指導しているところでございます。また、様々な理由で出席停止扱いということで、学校に登校しない場合でも、各学校の担任からは課題を渡し、その課題について添削する。そういったところで学びを止めないという動きは、学校がしっかりと取り組んでいるところがございます。

○須貝委員 学習指導というのは、勉強もそうですけれど、やはり集団的に、みんなで一緒に遊んで学んで育んでいくわけです。今、日数が少なくて、いや、家庭できちんとテストみたいな、家庭でテキストを持ち込んでやると。だったら、学校は要らなくなるのではないですか。だって、少なくなったら、家庭に任せればいいのでしょうか。そうではないでしょうか。私は、子どもたちは学校に行ってみんなと一緒に学んで、子どもはそれで元気になって、そして人は人から学ぶのだと思うのです。それをやらなかったら、もっと遅れる。だったら、この子たちは今、かわいそうです。だったら、補習なり何なりきちんと、やはり教育委員会としてもっと、夕方に勉強、補習をするとか、どこかで補うとか、土曜日も今、休んでいるわけですが、そういうのも使って、できるだけ遅れないようにやるべきだと私は思うのですが、もう一度お考えをお聞かせください。

○工藤指導課長 ご指摘いただいているとおり、やはり授業の中で育むべき資質・能力というのが非常にございます。いわゆる知識・理解などの学力だけではなく、コミュニケーションを取りながら、対話をしながら進める学習というのは非常に重要であることは、私どもも、コロナ禍の中で再度認識したところがございます。

学校におきましては、1学期は、先ほど再開後、授業を様々工夫をしながらなのですが、学校行事等は一切行わずに授業を行うというところがございます。ただ、2学期以降につきましては、コロナ禍の中で3密を避けるなどの対策を取りながら、徐々にではありますが、学校行事なども進めることができるようになってきてございます。そういった学校行事等を進める中で、やはり学校の、対面で行うことのよさというものを認識しつつ、やはりそういった意味では、そういったところで参加できない部分をどう補うか。やはり、その参加をどうしていくのかというのは、オンラインでつなぐだけではなくというのは大変必要なところだと考えておりますので、そういったところはまた工夫をしながら各学校で進めていくよう、指導してまいりたいと思います。

○須貝委員 私がしっかりと考えてほしいのは、学力格差が広がってしまうのです。結局、塾に行っている子は、通常、学習の足りないところをどんどん補っていますし、学校が休んでいるときにも授業をきちんとやっているのです。それだったら、この子たちはどんどん、できない子、あまり勉強に対して意欲のない子はますます、学習塾に行って学んでいる子どもとの格差が広がる。それについては、私はしっかりと考えていただきたいと思います。通常で、今の状態でも格差がある。それがさらに広がるということは、やはり子どもたちのことを考えて、私はしっかりと見ていただきたいと思います。

次に、今、オンライン教育・授業が注目されるようになりました。これはコロナ感染拡大の防止策で、さらに普及が進んでいます。その中で、1つここでお聞きしたいのですが、オンライン教育・授業のメリット・デメリットを教えてください。品川区はオンライン授業を発展させていくつもりなのか、そしてデメリットについてどういうふうにお考えか、教えてください。

○工藤指導課長 オンライン教育についてのお尋ねでございます。

まず、オンラインで行う教育というのは様々な展開が考えられるところがございます。現状、オンラインで取り組むというところで、今、学校で進めているもので言えば、ゲストを招いたような学びというのは、コロナ禍の中では非常に難しいところがございます。ただ、その場合、オンラインを使いまして講師による講演を聞くなどの取組みは、現在も行っているところがございます。そういった意味では、本来、対面がいいものでございますけれども、こういったコロナ禍の中では非常に有効に使えているところがございます。また、通常、学校の中でやはり対面で行うよさというのもありながら、そこを補うためにオンライン教育を用いるというのは、手段としては非常に効果的であるとも認識しているところはございます。ですから、やはりそういった両面、対面でのよさやオンラインでの有効な点。こういったものを使いながら教育に活かしていくことが必要であると認識してございます。

○須貝委員 我々もそうですけれど、人は成長過程で、やはり人に関わりながら進化していく生物の一つだと思うのです。ある東北大学の医学研究所の所長がこのようにお話ししています。対人コミュニケーション場面での脳活動計測を行ったところ、実際に誰かの顔を見て話をすると、前頭前野、脳の一部が大いに働いて、テレビ会議システムを使って話をさせても、前頭前野は働いてくれません。そして、前頭前野は人間らしさを保つための重要な領域で、人の気持ちを理解したり、思考したり、記憶したり、感情をコントロールしたり、創造性や計画性を持つことも働きの一部である。前頭前野は、考える、記憶する、アイデアを出す、感情をコントロールする、判断する、応用するなど、人間にとって重要な働

きを担っているため、人間が人間らしくあるためにも必要な存在と言える。逆に、前頭前野が衰えると、物忘れが出たり、考え事ができなくなったり、キレたり、感情的になったり、やる気が低下するそうです。

だったら、こういうことをどうして教育委員会は考えていないのですか。だって、子どもたちの成長にとって、オンライン教育の危険性を今言っているのです。これは民間企業もそうなのです。今、テレワーク、オンラインから、やはり対面式にするべきだという会社が増えつつあります。こういうことがあると、なかなか会議が進まない。子どもたちも学ぶ意欲が少なくなる。これも事実です。ITのいい面も確かにあります。ですけれど、その辺も考えて子どもたちの教育というのを見ていく、そしてずっと考えて見守っていくということが、教育委員会として大事なことで私は思うのですが、いかがですか。ご見解をお聞かせください。

○工藤指導課長 もちろん、通常、学校で行っている、対面による学びが最も重要であるということは、教育委員会として認識しているところでございます。ただ、コロナ禍におきまして、例えば休業のときにZoomを使った連絡をしたときに、オンラインであっても表情が見えた。それで、ほっとする、安心するという声があったのは事実でございます。ただ、それが対面による授業に勝るものではないというところの認識もでございます。ただ、有効な点はあるというところは、どう活用していくかという部分ではあると認識してございます。ですから、やる気という部分で言えば、例えば自分の進度で自学自習ができることで勉強への意欲が湧いたという事例も、私どもは認識してございます。やはり有効な点は教育活動に有効に取り入れながら、学校という場で授業を行いながら育むべき資質・能力を最も大事にしていくというのは、これまでと同様に変わらずに進めていきたいと考えてございます。

○須貝委員 今、そういうお話をお聞きしました。私が言いたいのは、やはりオンライン教育は社会で一部は必然性もあると思います。だけど、この先生がおっしゃっているとおり、脳の発達にはよくないのです。子どもたちの創造性や共感性など様々な能力を考えたら、前頭前野の必要性は、もうこれは絶対なのです。きちんと医学会で報告もされています。やはりそういうところも勉強していただいて、きっとやっていると思うのですが、やはり将来、この子どもたちをどういうふうに学ばせていくのだ、そして、社会へ立派に飛び立てるようにできるのだということを考えながら、教育というのを見ていただきたいと私は思います。

何かご意見があったら、最後に一言言ってください。

○工藤指導課長 頂いたご意見がございましたけれども、私どもは、やはりオンライン教育というもののよさを活用しながら学校教育を進めてまいります。

○あくつ委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 363ページ、教科書採択事務、373ページ、普通教室増設工事等に触れながら、少人数学級について伺います。

8月の文教委員会で、来年度の教科書採択についての報告がありました。採択に関わる教育委員会は計5回開かれまして、延べ78人が傍聴したとの報告で、区民の関心の高さを示していると思います。しかし、審議事務の現状は、何を議論しているのか傍聴者にとっては分かりにくいものでした。教科書会社名は伏せて、イニシャルで呼んでの審議のため、委員が何社の教科書について意見を述べているかが分からないと。また、採択当日を迎えるに当たって行われてきた教科書展示の区民意見も、簡単に説明されただけで、これでは何のために法定展示をやっているのかというような現状もあったと思います。

イニシャルでの審議の理由について、区は、全てそれを教科書名で読んでいくと会議が長くなってし

まうので、A社、B社というような記号を使って効率的に行うために、そういう形を取っていると述べましたが、区民に開かれた分かりやすい教科書採択審議、教育委員会運営という点からは、全く理由になっていないと思うのですが、実際、隣の大田区では、教科書会社名を出して区民の前で審議しています。伺いますが、教科書採択はイニシャルでなく教科書会社名で報告・審議することと、あと教科書展示の区民意見の報告内容は、委員が採択する上で十分な資料になり得るような、意見総数など数字の報告も含めて充実すること、以上2点を改めて求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長 1点目、分かりやすい教科書採択ということ、2点目が、教科書展示の詳しい人数等の報告ということでございます。

1点目のほうは、分かりやすい教科書採択に向けまして、私どもも次回の採択に向けて検討してまいりますが、1つは、イニシャルでというのは、小学校でしたら1年から6年までの教科書に何社も手を挙げて発行しているものですから、物凄い数が机の上に乗りまして、そこを協議していくということがありますので、最初に委員がおっしゃったような理由になります。

2点目でございます。区役所と教育総合支援センターで教科書展示を行いましたところ、来場者は延べですけれども116名、アンケートは77通でございました。

アンケートは、教育委員会で全て読んで協議しております。

○安藤委員 今の説明を伺っても、私は、イニシャルで、何でわざわざ傍聴者が分かりづらいやり方をするのかというのは、言葉は悪いですが、へ理屈にしか聞こえないというか、教育委員がその場で、そんなにもう、一から十まで全部の教科書を読み上げているのかというと、そんな実態はないと思いますし、やはりどういう教科書が採択されるかというのは、別に立場がどうであれ、住民の関心事なのです。大事な関心です。ですから、傍聴者で来ているという方は、本当にそこに関心を持って来てくださるわけです。そういう方にとって開かれた、公正な採択をするという意味で私は言っているのですが、そこは、先ほどの教科書展示の区民意見の報告内容の充実と併せて、ぜひ改善していただきたいと思います。

次に、普通教室増設工事等経費について伺います。事項別で見ると、増設工事をしたのは、城南第二小学校、源氏前小学校、東海中学校の3校でした。今年度は、増設の予算を組んでいる学校はどこでしょうか。小・中学校、それぞれ伺います。また、昨年度の3校を含め、これらの学校は全体に、主にどのような理由で普通教室を増やす必要があったのか。また、実際にどのように普通教室を増やしているのか、それぞれ伺います。

○篠田学務課長 今年度の増設工事の予定校でございます。御殿山小学校、鈴ヶ森小学校、延山小学校、それからこれは学務課が直接ではないのですが、改築に伴いまして、第四日野小学校におきましても増設工事を予定しているところでございます。

工事の理由ですが、いずれの学校もこの先、人口推計等を見たときに、子どもたちの入学予定者が増えてくるということから、それにあらかじめ備えるために、普通教室を用意しておくというものでございます。ただ、やり方ですが、様々な形で、今、学校にある多目的室ですとか、あるいは少人数学級用に今、設置しているような部屋で、そのまま部品だけを入れれば使えるような部屋もあるのですが、やはり中を工事で改築した上でないと教室を転用できないところに関しては、工事で普通教室化するといったやり方をしているところでございます。

○安藤委員 もう一点伺いたいのですが、これらのように、現状、普通教室増設に使える多目的室などの教室は、これから改築していくというところはあるでしょうけれど、区内全体で、まだ改築してい

ないところも含めてどれだけあるのか、伺いたいと思います。

○篠田学務課長 区全体でどれだけあるかというのは、なかなかつかみ切れていないところではあるのですが、今から5年ほど前に一回全部洗い出しをしたときには、全部で百数十の部屋があったのですが、その後、順次、転用を行っているので、現状は百を切るような形の数字になっているのかと思います。実際には、普通教室化するための部屋ということではございませんので、いろいろな形で活用していますので、必ずしもきちんとした形での把握は難しいと考えているところではございます。

○安藤委員 百は切っていますということですが、普通教室が足りなくなっている現状はありますが、区も必要な対応をしていると。また、これからも転用可能な多目的室も一定数あるということは分かりました。

一方、今、これまでの質疑でも何回かありましたけれども、少人数学級の動向が焦点となっています。これを進めるためには、大胆に、学校も教室も教員の数も増やしていく、教育にお金をかけることが必要となると思います。今回、文部科学省の概算要求に盛り込まれたというのは前進なのですが、10年かけて30人以下にするというのはあまりに遅くて、また最終的に来年度でも予算が通るのか、通ったとしても学級編制の引上げ幅がどうなるのかなど、いまだ予断は許しません。したがって、草の根、地域からの声、あるいは品川区からも、できることから、少人数学級、学級の規模の縮小化を具体化して、国の動きを変える必要があると私は思います。しかし現状は、品川区はこの間、少人数学級に前向きの姿勢は示さず、国や都の基準に従うのみということを行っています。ところが、例年出されている「学級編制について」という資料を見ますと、例えば現状では、現行のルール上、少人数にできるのにしていないという事例も見受けられます。例えば小山小学校では、小学校2年生は78人ですが、それなのに2クラス、学級規模39人になっています。本来、35人編制なら、3クラス26人となるはずですが、また、第二延山小学校では、1・2年生ともに120人いるのに3クラスとなっており、学級規模、何と40人と。同様に、本来なら4クラス30人となるはずでした。いずれも説明書きには、「学級数を増やさず教員加配のみを選択」とありますけれども、子どもや教師にとってはとんでもない選択ではないかと思います。伺いますけれど、本来なら26人なのに39人、本来なら30人なのに小学校1年生から40人というのは、加配をしたとしても、子どもにとっても教師にとってもよくない選択だと思いますが、いかがでしょうか。また、なぜ素直に学級数を増やさずに、加配を選択しているのか、やむを得ない理由でもあるのか、あるならその解決に区教育委員会は援助しているのか、伺いたいと思います。

○篠田学務課長 1年生に関しましては、学級編制、法律でも35人と定められているところでございますけれども、特例的に40人での対応も可能であるという形でございます。それに基づいて、委員ご指摘のような事例が発生しているところでございます。

こちらに関しましては、基本的に学校の施設の問題がございまして、受入れのための普通教室が必ずしも、法律を満たしたような形の35人の学級編制が、今、どこも難しいといったようなところがあって、特例の措置を取った上で、40人に近い学級の編制をしているというところでございます。

○安藤委員 学校の施設の問題ということですが、その施設の環境をよくするのが教育行政の役割だと私は思います。1年生から40人というのは、考えられないといえますか、そういうところにこそ、私はお金を使うべき。その教育の一番大事なところをほっておいて、勉強合宿とか、そういうことをやっても、私はいかなるものかと。優先順位を完全に間違っている。優先順位の問題ではない例ももちろんありますけれども、そう思います。私は、そういう課題があるのだったら、何かその解決に区

教育委員会は援助しているのかと伺いましたので、伺いたいと思います。

併せて、区はもう一点、少人数学級に積極的でない理由として、メリット・デメリットがあるのですと述べまして、これまでも加配による少人数指導で対応してきたと言っております。この加配という現状についても伺いたのですが、現在の区内の学校の加配の状況について、区の独自教員の数は今、何人になっているのか。これは区の単費だと思うのです。あと、今の例で、学級数を増やさず教員加配を選択したなど、東京都から加配されている教員は何名か。そして、区が独自に加配する区費講師、文教委員会などでもありましたけれど、そういうのもいらっしゃるということなので、その人数も伺いたいと思います。

○篠田学務課長 そういった、人数の多いところに対する教員の支援ということでございます。私もできるだけそういう対応は取っていききたいとは考えているところでございますけれども、先ほど委員からご指摘のあった第二延山小学校や小山小学校というのが、実は改築が済んでしまっている学校という特殊要因がございまして、なかなか新たに普通教室化するスペースが見つからないといった状況で、ここまで来たところでございます。ただ、いずれにしても、通学区内にいらっしゃるお子様が、そういうふうが増えてくれば、必然的に何らかの対応をしなければいけなくなってくるので、それは必要に応じた対応をしていくということでございます。

○工藤指導課長 お尋ねいただいた教員の数でございますが、区の固有教員につきましては、現在29名、任用してございます。東京都からの加配でお尋ねの、学級数が増えることなく加配を頂いているというところでいきますと、小・中学校、義務教育学校を合わせて71名、加配を頂いているところでございます。また、区費講師として区で少人数指導を進める、また、あるいは教科担任制を進めるために区費講師として任用している者は59名でございます。

○安藤委員 これまでの質疑で、私は、区は独自に教室も増やし、教員などの加配もしているし、さらに東京都からも加配もあるということです。やはり、区がやる気になれば、教室も増やせるし教員も増やせると私は思います。こうした費用と人材措置をさらに強めた上で、区独自にクラスの規模を減らすということのために充てるべきだと私は思います。伺いますが、少人数学級を見据えて、また現在の加配や区独自教員なども活かし、区独自で学級規模を減らすことを目標にして、教室の増設、学校の増設、教員の増員を検討するよう求めますが、いかがでしょうか。

○篠田学務課長 例えば、先ほどからお話が出ているような学校ですと、新たに教室を増設しようしますと、今あるグラウンドにプレハブを建てるなど、かなり特別な対応を取っていかないと厳しい状況がございまして、です。ですので、そうなりますと当然、学校の環境が悪化するといったこともございまして、委員が学校の増設というお話もございましたけれども、学校を増設するに当たっては、1つの小学校を造るには、最低でも七、八千平米の土地が必要ですし、なかなか区内でそれだけの土地を見つけることは難しいといったこともございまして、できる限りの対応は取っていくつもりではございますけれども、その辺は何とか前向きに進めていきたいと考えているところではございます。

○工藤指導課長 教員の数につきましては、やはり国および都の基準に従いながら進めていきたいと考えてございます。また、先ほど報告いたしました、区でつけています講師や、少人数指導また教科担任制を推進する上での取組みは、引き続き進めていきたいと考えてございます。

○安藤委員 ぜひ、コロナ禍を経て、大きく考え方も変わってきております。子どもたち第一に、ぜひ少人数学級に、区として前進していただければと要望いたします。

○あくつ委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 私からは、355ページ、生徒指導対策費に関連して、また366ページ、学校管理費に関連して伺います。

初めの生徒指導対策費ですが、コロナの関係の対応ということで伺っていきたいと思うのですが、午前中、また先ほど等の質疑においても、子どもたちの状況、コロナにおけるいろいろな環境の変化等によってのいろいろな状況について、スクールカウンセラーなどが対応している場合があるということで、5年生と7年生に全部聞き取りみたいな話があった。それは、5年生と7年生というのは、なぜそうなのかということの理由が分かれば教えてください。

それから大前提として、ずっとご報告を、委員会中も頂きましたし、また委員会前も各学校で感染されたようなケースを伺っておりますが、トータルで、今、学校として何校で何名のお子さんが感染されたのかというのが分かれば教えてください。

それから、様々な行事が、先ほどもありましたけれど、1学期はほとんど全部できなかった。2学期については、少しずつ、縮小してやるものもあれば、できないものもあれば、できるものもあると。ホームページを見ていると、つい最近ですと、豊葉の杜学園などが、9年生の、2泊3日の修学旅行に行かれたと、写真つきで載っていますけれど、よかったと思うのですが、そういった中で、縮小して行ったような内容で、どのような対応・工夫をされたかというのが分かれば教えてください。

それから学校管理費につきましては、台場小学校でございます。予算特別委員会で、会派の委員から、あくつ委員長なのですが、質問させていただきまして、隣の都営住宅との関係で、あそこは台場と言うぐらいですから、非常に海拔が低いという中で、小学校が3階建て。それで、津波や高潮の場合に、避難するに当たって非常に心配だという中で、隣が、12階建ての都営住宅がある。それで、この都営住宅の自治会からは、いざというときには、どうぞ遠慮なく来て下さいというお答えを頂いているのですが、当然、敷地と敷地の間が、ネットや壁で仕切られていて、なかなかすぐには避難できない。校庭を一回出ないといけないという中で、いろいろと対応を要望させていただいたのですけれども、その後の状況について分かればお知らせください。

○矢部教育総合支援センター長 委員ご質問の1番目と3番目についてお答えいたします。

1点目、スクールカウンセラーの全員面接でございます。これは、東京都の示しで5年生と7年生と決まっております。

3点目の学校行事につきましては、例えば運動会という名前でなくても表現だけを、特に小学校は表現といって、ダンスや舞踊を見せるほうがいいというところで、そこだけというところもありまして、例えば競技を絞ったり、学年を絞ったりして、密を防いでいます。ある学校では、平日に、2学年、1学年、分けてやって、競技もやって、その勝負を最後、累計して競ったというのも聞いてございます。様々な工夫を学校が取り入れてございます。

○小林学校施設担当課長 私から、台場小学校の件についてお答えいたします。現在、取付け位置および取付けの方法などを検討しております。今後、都なども含めて協議して、取り付ける方向で考えていきたいと思っております。

○篠田学務課長 新型コロナに感染した児童・生徒の数ですけれども、昨日時点で、今、10名でございます。学校の数で言いますと5校でございます。

○たけうち委員 スクールカウンセラーについては、では5年生と7年生、東京都のほうからそういうお話だということ。それと、コロナはコロナであれなのですけれども、5年生・7年生以外のお子さんなどで、何か心配があるような場合はどのような対応をされているのか。

それから、最近、予算書・決算書にも、スクールカウンセラーという言葉が直接なかなか出てこなくて、それはそれでHEARTSの中でやっていたり、いろいろな活動をされているということで、それは理解するのですが、あと都費になってしまったとか。いろいろとスクールカウンセラーの議事録を見ていると、ちょうど2003年当時、平成15年当時、今の中島教育長が指導課長の頃、随分、スクールカウンセラーの話が、教育費になると、いろいろな議員がやって、私もやらせていただいて、当時はまだ中学校で幾つか始まったばかりで、いずれ中学校全部に広がって、小学校に広がってというのがあったので、スクールカウンセラーがなかなか文字が出てこない。それは関係ないのですが、個人的には非常に寂しく思っている。ただ、実際にスクールカウンセラーが今どのような形で活動されているのかというのが、なかなか見えてこないのです。それで、今回のコロナ禍を受けて、例えば今までの相談の数に比べて今回少し増えてきているのだとか、具体的な数の報告なども取られているのかどうか、分かれば教えてください。

それから行事の関係ですけれども、要は9月28日の朝、NHKのテレビを見ていたら、どこかの学校のものが取り上げられていて、それは体育祭をやっていたのです。名前はというふうにされたか分からないのですが、綱引きをやる場合に、当然ですけれども、間を空けるために、子どもたちが先生と一緒に考えて、いわゆる綱に印をつけてやっている。何が言いたかったかということ、多分ケース・バイ・ケースで、必要な場合とそうでない場合があるのしょうけれど、子どもたちが行事をどういうふうにやることでコロナを防げるのかというのを一緒に考えて考えるような、これからどこまでコロナが進んでいくかわかりませんが、新しい生活様式が必要な場合に、自らの知恵と経験でそれを活かしてくるのではないかと。やはり、上から言われて、ただやっているよりは、自分で問題意識を持って一緒に取り組む。行事がなかなか、今まで想定していたものよりも小さくなったり、そういう残念な面はあるけれども、クラスのメンバーと、また先生と相談して、そういう経験をできたということは、先ほどから思い出づくりとか、いろいろと出ていますけれども、それは1つの成果かと思うので、そのような取り組みを、やっているところはあると思うのですが、そういうものがもしあれば、分かれば教えてください。

それから台場小学校につきましては、分かりました。東京都と連携を取って、もう取られているのだと思うのですが、取られてやれますよと。都営なので、勝手にできないので、その上で、またさらにやりますということだと思うのですが、一応確認させてください。

○矢部教育総合支援センター長 私から3点、お答え申し上げます。

1点目、5年生・7年生以外のお子さんたちの心のケアはどうなるかということかと存じます。初めに担任が、よく子どもたちを見るということが前提でございますが、学期に1回、生活アンケートというものをやってございまして、この6月も行いましたし、そのような頻度で子どもたちの状況を捉えてございます。また、スクールカウンセラーは東京都からの派遣で週1回、学校によって曜日は違うのですが、それぞれ派遣されていますので、学校にいる間は、お子さんたちを見たり、または相談したりという取り組みをしております。

続きまして、スクールカウンセラーの実施状況ですが、昨年度は52人の配置で、1万6,510件という数字が上がってございますが、4月から6月についてはお子さんがいないということもありまして、ほぼ件数はございません。ただ、この8月以降の2学期については、徐々に定期的に相談ができますので、数は把握してございますが、数としてはこれから増えてくるかもしれませんけれども、今のところは、例年、昨年と同じような調子でございます。

3点目、体育祭等の綱引きなどの行事で工夫がないかというご質問かと思います。私の把握しているところだと、小学校で、繰り返しになりますけれども、移動教室が中止になったということが分かった時点で、6・7月の時点でもう既に子どもたちに、自分たちがやりたいことは何かということで相談して、学校中を使って楽しむ、いろいろなことをしているということでございました。また、東海道歴史探訪として、PTAの協力も仰ぎましてフィールドワークを行い、主体的に調べ、プレゼンテーションを下学年にするという地域学習を設定している学校もあるということでございます。

○小林学校施設担当課長 そのとおりでございまして、今後、取り付けていくよう進めてまいりたいと考えております。

○たけうち委員 スクールカウンセラーについては、よく分かりました。きちんと件数も確認されているということで安心しました。事務事業概要を見ても、予算書を見ても、決算書を見ても、今、なかなか消えてしまって、どこにいったのかと思っていたのですが、ただ実際にこれからまた相談件数等も増えてくるかと思っております。それで、今お聞きしたところだと、5年生・7年生だけではなくて、全学校に週1回ですか、配置されているので、5年生・7年生以外のところでも、相談したければ対応できるということですね。それで、当時いろいろな議論の中で出たのは、今はコロナ禍なので、もしかするとそうではないのかもしれませんが、当時はどちらかというと、生徒・児童よりも保護者から相談するようなケースがあったような気がするのですが、今、その辺の現状なども分かれば、スクールカウンセラーですけど、教えていただきたいと思います。

それから、今、いろいろな取組みを品川区でも、いろいろな行事に対して縮小したりしているけれども、いろいろな取組みで工夫をしているということで、聞いて安心しましたが、本当にこれからまだまだどうなっていくか分からない中で、また様々な行事ができたりできなかったり、縮小されたりすると思いますけれども、ぜひ子どもたちも、できる限り、そこに当事者意識で参加したという、何かそういうものを味わっていただけるような工夫を、大変な中ですけど、先生たちにもぜひお願いしていただきたいと思いますが、一応、お答えを頂きたいと思います。

台場小学校は分かりましたので、ぜひとも進めていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

○矢部教育総合支援センター長 各学校にもよりますけれども、保護者の相談も多くなっております。ただ、教育総合支援センターでは、どちらかというと、ほぼ相談相手は保護者でございますので、学校のほうは子どもたちのこともございますので、その辺りはバランスを取って進めているところでございます。

思い出づくりのほうは、これまでどおり、学校の工夫を活かしてしっかりと努めていきたいと考えております。

○あくつ委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 353ページ、教育指導というか、受験指導について伺います。それと、ページ数が、図書館かとは思ったのですが、先ほど品川図書館長のお話の中で、青空文庫を利用したことによって、読書をする、何か習慣というか、大いに効果を上げているということなのですが、その取組みについて、今、通告した質問の前に聞かせていただきたい。

○横山品川図書館長 新聞報道等でも出されているところなのですが、コロナ禍で全国の図書館が閉館した際に、青空文庫の読書数というかアクセス数が非常に上がったということで紹介されております。こちらについては、有識者の呼びかけで、名作を中心に1万6,000点ほどの、著作権が切れた本等

をストックしているもので、こちらは誰でもアクセスできるような状態になっているところなのですが、それは図書館で使わなくても自分のスマホからアクセスもできるようなものなのですけれども、あまり知られていないところなので、これをまずは、使えるものとしてはご紹介できるかというところでお話をさせていただいたところです。

○大沢委員 すみません。てっきり品川区内だと思っておりましたので、そこをご披露いただきたいとは思っていたのですが、新聞の記事ということで、実際のところ青空文庫は読んでいて退屈はしませんが、今の子どもたち、児童・生徒に読んでもらうには、古典なのです。泉鏡花があったり露伴があったり藤村があったりということで、このところはこういうふうに、そういう新聞の記事が載っているわけですから、利用しない手はないと思うのですが、今後そのところをうまく利用しながら、夏目漱石もいっぱい載っていますので、三部作も載っていますので、これは大いに利用していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○横山品川図書館長 品川区立図書館でも、子どもに向けていろいろな発信がしくて、ホームページで「家読のすすめ」というコーナーを作りまして、そちらで青空文庫だけではなくて、品川区での昔話を、以前に広報紙で紹介したものを一つ一つご紹介するであるとか、「わらべうたであそぼう！」というのを動画で配信したり、塗り絵とか、それぞれの小さな子どもから取り組めるようなもの、またサイトも青空文庫だけでなく、国際子ども図書館や、福井県立恐竜博物館や、JR西日本のペーパークラフトなど、いろいろなものを紹介する形で、切り口として、読書ではないですが、読書につながるようなご紹介というのをさせていただきながら、先ほど申しましたように、著作権の調整は困難なのですが、電子書籍の振興と併せて取り組んでいきたいと思ってございます。

○大沢委員 電子化、手軽に親しめるということは非常にいいことですので、このところは、利用できるものはしていただきたいと思う。ちなみに、モーパッサンもありますので、子どもたちにはいいのかという気はします。

では、少しあれなのですが、コロナにおいて、中学3年生の受験指導について伺いたいと思いますが、歳入のところで質問させていただきましたけれども、私は、現場、そして生徒、もう一つ、塾ということで、お話を聞いた部分がありまして、これは主観もあるでしょうけれども、大体、今、先生方、生徒も、そのようなことを感じていらっしゃるのではないかと思います、一つ一つ伺ったことを、ここで披露させていただいて、課長の感想なり私見なりを伺いたいと思います。

まず、先生のほうでありますけれども、「都立は範囲が狭くなった。都立受験志望の子ども、私立を併願する。私立は、範囲がどうなるか不明な高校も多いため、結局、全科目、全範囲、教えることになる」と。「公立と私立がばらばらでは対応が混乱するだけ。特に社会・理科は、教育委員会のお知らせに書かれている除外範囲が曖昧なため、科目担当の先生も確信を持ってここは出ませんと言えず、生徒が混乱している。学校対応では難しいから塾の先生にも確認してほしい」というような、教師の立場からの話も頂いているのですが、これについて、お感じになられること、またはどのように考えていらっしゃるか、ご披露いただきたい。

○工藤指導課長 今、教員あるいは生徒などのお声ということで頂いたところでございます。また、先般、東京都教育委員会が都立高校入試において、出題範囲を通常よりも狭めるということで除外範囲を示したところでございます。これは、あくまでも都立高等学校の入学試験、選抜試験においてということでございますので、いわゆる私立の高等学校入試につきましては、私立高等学校の判断というところがございます。その部分が、ご披露いただいたところの中での混乱を招いている一因もあると感じ

てございます。

また、教員のお声もあったようでございますが、学校において、中学3年生、私どもで言うと9年生で指導すべき内容は、全て卒業までに履修させる。これが大前提でございます。ですので、例えば私立を受験される場合であっても、また都立高校を受験される場合であっても、履修内容には変わりはないので、ただ都立学校入試においては出題範囲が狭まっているということがございます。ですから、指導面におきましては、先ほど指摘がございましたように、理科の場合には、一部の単位の中で、さらにその一部を除外するという表記といった、東京都教育委員会からの説明というところでございます。ですので、やはりその内容も全て含めて履修をしっかりと行う。それで出題されるべき内容で言えば、その内容は問われないという部分ですので、ですから、出題の範囲が狭まったというところをより注視するのではなく、指導内容をきちんと定着させるという観点で指導に当たることが重要であると考えて、学校にもそのように丁寧に指導しているところでございます。

○大沢委員 それでは、主人公である生徒の声なのですが、9年生。「東京都が使用している教科書ごとに除外される範囲について、特に社会と理科、〇〇出版、〇〇ページ以降除外と明記してほしい」、「教育委員会が挙げている除外箇所が、教科書に即した項目になっていないため、除外される範囲が曖昧」、「全範囲が受験範囲になる私立が第1希望の生徒も、都立が第1希望の生徒も、同じ教室で授業を受けるため、先生は結局、全範囲を急ぎ足で教えることになる」と言っている。それでは、範囲を狭くして受験生の負担を減らした意味がなく、かえって曖昧な範囲をめぐって余計な心配が増えただけだと思う。緊急時だからこそ、範囲を狭くしたのなら、国立・公立・私立で足並みをそろえてほしい」ということで、主人公である受験生の声ですが、これについてはどういうふうにお考えになりますか。

○工藤指導課長 確かにそのようなお声があるということは認識しているところでもございます。ただ、学校におきましては、指導内容をきちんと定着させるという観点で、生徒に対しても指導して、確実に定着するというところをもって安心していただければと考えてございます。

○大沢委員 あと、塾なのですが、塾は、区の範囲外なのですが、塾の先生、たまたまそこだけだったので、あまり重く捉えていただかなくて結構なのですが、都の教育委員会に範囲確認の電話をしてもらちが明かないというようなあれなのですが、これはもう結構ですが、ぜひとも東京都と、そのところを密に取っていただきたいと思います。確かに、コロナというのは、社会的なものに関しては変革でありまして、少し前の情報通信機器の波を延長する新しい波ですので、言葉を換えれば革命的なもの、社会を変革させてしまった部分もあるので、そこは受け止めていただいて、先ほどピンチをチャンスに変えるというようなご答弁があったかと思いますが、そのところをぜひとも念頭に置きながら、生徒の指導をしていただきたいと思います。

これに少し流れですが、今後は全体的なもの、教育についてですが、学校教育において、親の役割、そして学校というか先生の役割。どのようにお考えになるか教えていただきたい。

○工藤指導課長 親、保護者の役割、教員の役割ということ、学校の役割ということでございますが、学校に関しましては、教員はいわゆる教育指導のプロというところでございますが、保護者に関しては子育てのプロと。お互いのプロ同士が相まって、目の前にいるお子さんをしっかりと成長させていく。そういったことの関連で、やはり児童・生徒のよりよい成長のためにお互い協力して進めていくということが必要であると。そういった役割というのは、やはり子どもを中心にしてお互い協力していくことだと認識してございます。

○大沢委員　今の、2者が相まってということで、親は子育てのプロ、それに、もっと言えば心を育てる役割が親であり、先生というのは技能や知識を育んで、これを子どもたちに。ところが、最近というか、もう近年になりますか。最近ということではなく近年であります、親と先生がお互いに、何といるのでしょうか、干渉するような、干渉し過ぎてしまって窮屈になってしまっているようなところが散見されると、私は感じるところがあるのですけれど、その辺は、現場をご覧になっていて、どういうふうに課長は考えられ、お感じになられているのか教えてください。

○工藤指導課長　そういった意味では、生徒指導に当たる場合、これは教員もそうなのですが、目の前にいる子どもの状況を見て、つかず離れずという場面が必要なところもございます。また、保護者に関しても、「今はちょっと離れているほうがいいですよ」と助言を行うことはございます。ただし、声をかけることは非常に大事であるとか、反応がなくても声かけを続けることが大事であるとか、そういったポイントを絞りながら、つかず離れず、また、つくときはつく。やはり干渉する度合いなども必要に応じて助言したりして行っているところでございます。

○大沢委員　まさに私も同感であります、近年、やはり携帯電話とか、いろいろな文明の利器のさらなる普及によって、つかず離れずが逆に過干渉になって、子どもも先生方も親御さんも疲れ切っているという部分が大いにあるのではなかろうかと私は思っています。そこで1つ、主人公である子どもたちには、やはり逃げ場が必要だと思うのですけれども、逃げ場について、課長はどのようにお考えになりますか。

○工藤指導課長　そういった意味では、やはり様々な場面で子どもが追い込まれる場面はあろうかと思えます。そのときに、友人でも、またそれは先生でも、またそれが地域の方でも、誰か一人でもつながることが、その子にとっての救いになる。そういった観点で、その一人になれるように、例えば初任者研修で言えば初任者に、そういった一人、そういった先生になれるようにやってほしいということは、常々、私どもが指導してきたところでございます。誰か一人でもつながることが、その子の未来を開くことになると思っていて進めていくことだと思っております。

○大沢委員　やはり人間である以上、息抜きも必要であると思えます。綱を引っ張った状態では、いつかはほころびが出るわけですから、そうではなくて、ぜひとも幾らか余裕を持った教育、余裕を持った子どもたちに対する接し方であってほしいし、そういう知識であってほしいと思えます。

希望で終わらせてもらいます。

○あくつ委員長　次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員　款別最後でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私もページがよく分からない。先ほど来出ている思い出づくりのことについて、伺いたいと思います。

まず初めに、コロナ禍で、教育委員会をはじめ、校長先生、教職員の皆さん、新型コロナウイルス感染対策に最大限努力され、学校運営をされている。私はこう感じておまして、感謝と敬意を表したいと思っておりますが、非常に、先生も親御さんも子どもも疲れていると思うときがあります。これは、必ずどこかで、先ほど来、気を抜くわけではないけれども、違った意味での集大成となるような行事というのもしてあげる。だけど、学校の先生に頼めるのか。なかなか大変だけれども、それはPTAの方も取り込む。そういうことも含めると、やはり教育委員会の中で提案していくということが必要だと私は思っています。それで、学校の校長先生などに聞くと、予算がないという話が必ず出てくる。それで、教育委員会に聞くと、いや、まず学校から提案してくれと。そうすれば、それに向かって予算をつけていくという話がある。こういう話をしていると、思い出づくりだと、あと半年しかない。やはり、私は

半年の中でもこれは必ずできると思っているのですが、ぜひそういう意味で、いろいろと皆さんから話があったけれど、私は具体的な提案をしたいと思っていますので、ぜひお聞きいただいて、これを、必ずと言っていいほど実現していただきたいと思っています。

まず、陸があって海があってというのもあるのだけど、陸の部分だと、1つはバスを使うということです。9月8日に、東京国際クルーズターミナルに視察に行ってきました。そのとき、9月10日から始まるということでありましたけれども、今、船の予約がほとんど、入出港のあれがなくて、がらがらだという話をしていました。それは、東京都の港湾局の方です。そのときに、ここを子どもたちに見学させてくれと。そうしたら、港湾局の方々は、もちろん船は優先だけど、今、そういう状況だから、お話があればいつでも対応させていただきますという話がありました。そう考えると、そこだけ行ってもしょうがないわけで、そうすると、潮風公園とか、それに合わせて国立競技場とか、ホッケー会場でもいいけれども、選手村とか、そういうところを、努力して入れるようにしていく。これも1つの、子どもたちにとっては非常に思い出にもなるし、1つの一大イベントになるのだろうと思っています。この辺のことが、必ず予算。では3,000人いるのだったら、全員でやっても、25人ぐらいつ乗っても100台ぐらいになるわけだけど、そうすると、バスでも7万円とか8万円かかるのなら、バス代だけで約1,000万円ぐらいかかる。だけど、こういうのは、「つけるよ」という気持ちの問題が先ないと、学校は動けない。これがバス、陸です。

それで、海はもう、現実、船から見る東京オリンピックの施設というのを地域でやったら、すごく評判がよかった。これは、運河から見る東京という形で、海上教育にも使えるのだろうと私は思っています。それは例えば、豊洲市場であったり、スカイツリーであったり、レインボーブリッジであったり、あとは勝どき橋。これは、どうしてそこでこういう橋があるのだということもできるし、お台場。これは、どういう意味でこういうお台場があるのだ。こういうこともできる。あとは、オリンピック会場は、海から見えるところも非常にある。これはもう、例えば屋形船も、100人乗り、80人乗り。半分ずつで行ったとしても、これもやはり同じようにお金がかかるとしたら、3,000人規模で考えるのであれば、これもやはり1,000万円ぐらいかかるのだろうと思っています。こういうことを、予算をつけて、子どもたちに行ってもらおう。こういうところが、私はあっているのだろうと思っています。

それからもう一点、これは、こういうのも1つだと思って話をさせていただきますが、8月29日に天王洲キャナルフェス夏バージョンが開催された。これはVRフェスとして、ウェブコンテンツのみの開催となったということでもありますけれども、T-L O T U Sという帆船があります。その上を舞台にして、15時から20時までで5時間の中で、全部入れ替えて9ステージ行った。その中でやってきて、映像を映したのが、どこと言ってもいいのですが、オリンピックのメインスポンサーの映像会社が目の前にあるので、そのスタッフが全部映してくれた。これはすばらしい映像だし、参加したダンスの子どもたちは結構、9団体のうち6団体あったのだけれども、大変喜んでいて。それで、映像もきれいだし。それは、現実どれぐらいかかったかというのと、その会社には350万円ぐらい支払った。これは、それぐらいの規模感はあるけれども、例えば朝から晩までやれば、20ステージぐらいはできるのだろうと思っています。こういうことも含めて、「参加してよ」と。Y O S A K O Iソーランでもいいじゃないですか。だけど、そういうところでやれるというのも1つの提案であって、こういうところをぜひ考えていただきたいと思いますが、ご見解を教えてください。

○矢部教育総合支援センター長 小学校6年生の思い出づくりのご質問、ご提案だと思います。

現在、学校では、コロナ禍の中で感染予防対策を講じながら、子どもたちの学びの保障、不安やスト

レスへの対処に努めております。そのような中で、移動教室などの行事はほとんどが中止となっており、6年生の今後の支援は特に大切であると認識してございます。

学校行事につきましては、各学校で2学期以降、感染予防対策を徹底しつつ、実施方法や内容等を再考しまして、繰り返しになりますが、運動会等の行事を、可能な範囲で実施しているところでございます。しかしながら、連合行事につきましては、場所の確保に加え、児童・生徒の感染を予防する観点から、今年度は、1,000人単位で開催する連合体育大会、また連合音楽会などの実施を見送っているところでございます。したがって、現段階では、6年生全員が参加するイベントを開催することは大変難しい現状ではございますが、各学校で記念行事の実施や思い出を振り返るDVDの作成など、それぞれの創意工夫に基づく取組みが企画されているところでございます。教育委員会といたしましても、委員のご提案を受け、学校から相談があった際には積極的に支援してまいります。

○石田（秀）委員 今言ったように、学校が相談するのではなくて、教育委員会が、こういうことがあるから、予算もあるから、やってあげたらと言ってやらないと、では提案しろと各学校にみんな言って、「こういうことをやってよ」と言うのか。さっき言ったように、こういうメニューがあるから、やってみたらどうだということがないと、これはあと半年しかない。できない。その考え方を変えてくれという質問をしているので、もう一回答弁をお願いします。

○中島教育長 ただいま委員からお話があった点、6年生、それから9年生もそうだと思いますが、今、教育総合支援センター長から話がありましたように、今年は様々な部分で制約のある学校での生活を強いられていると言っても過言ではないと思います。それぞれの学校では、その子どもたちのために、PTAやコミュニティ・スクール、様々な地域の方々と共に何かできないかということを模索していただいて、例えば一例では、花屋敷を1日借り切って、そこでみんなで過ごそうではないかと。こういった楽しい企画をしているような学校もございます。まさに、あと残り半年の中で、教育委員会が全ての子どもたちを集めて何かをするなどということは、先ほどもお話がありましたように、なかなか今、現状としては難しい。しかしながら、それぞれの学校の単位の中で実施できるものというのは、幾つか出てくるのではないかと考えます。

学校からも、そういった手挙げというのは、今、学校は自分たちの子どもたちのことを考えている。学校で何ができるかということ想定していると思いますので、教育委員会でも、具体的に、例えば屋形船で品川区の観光名所ともなる河川から見た今と昔、そういうものを味わうですとか、そういった企画を学校に提示して、その中で具体化できるものがあれば展開していきたいと考えております。

○石田（秀）委員 ぜひよろしくお願いします。そういうことで、各学校もそういうメニューがあれば提案できると思いますので、ぜひそういうところに予算をつけていただいて、集大成の部分で子どもたちに何かの行事をやれる。それはぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○あくつ委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は、すべて終了いたしました。

次の会議は、10月16日午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時34分開会

委員長 あくつ 広 王